一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

（案）

平成２２年３月

豊　　山　　町

目　　次

第１部　共通編

第１章　総　論 ----------1-1

第１節　計画策定の趣旨 ----------1-1

第２節　計画の位置づけ ----------1-1

第３節　計画の期間 ----------1-2

第４節　基本理念 ----------1-3

第５節　計画の範囲 ----------1-3

第２章　地域の概要 ----------1-4

第１節　地域の概要 ----------1-4

第２節　自然条件 ----------1-5

第３節　社会条件 ----------1-6

第４節　関連計画 ----------1-10

第２部　ごみ処理基本計画編

第１章 ごみ処理の現状 ----------2-1

第１節 廃棄物行政の組織体制 ----------2-1

第２節 ごみ処理行政の沿革 ----------2-2

第３節 分別区分と処理フロー ----------2-3

第４節 ごみ発生量の実績及びその性状 ----------2-5

第５節 ごみの減量化・再生利用の実績 ----------2-8

第６節 ごみ処理の実績 ----------2-11

第７節 財政 ----------2-15

第２章 ごみ処理環境の動向 ----------2-16

第１節 関係法令等 ----------2-16

第２節 近隣市町村の動向 ----------2-17

第３節 ごみ処理技術の動向 ----------2-17

第３章 ごみ発生量の見込み ----------2-19

第４章 課題の抽出・ ----------2-21
第１節 現況整理からの課題の抽出 ----------2-21
第２節 アンケート調査結果からの課題の抽出 ----------2-23
第３節 ごみ質分析結果からの課題の抽出 ----------2-25
第４節 排出実態現地調査結果からの課題の抽出 ----------2-28

第５章 基本方針 ----------2-29

第６章 目標設定 ----------2-30
第１節 資源化による削減量 ----------2-31
第２節 排出抑制による削減量 ----------2-32

第７章 ごみ処理量の見込み ----------2-33

第８章 ごみ処理の基本理念 ----------2-35

第９章 基本計画 ----------2-38
第１節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項 ----------2-38
第２節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 ----------2-45
第３節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ----------2-46
第４節 ごみ処理の施設の整備に関する事項 ----------2-50
第５節 その他ごみの処理に関し必要な事項 ----------2-51

第３部　生活排水処理基本計画編

第１章 生活排水処理の現況 ----------3-1
第１節 生活排水処理の状況 ----------3-1
第２節 収集・運搬の状況 ----------3-4

第３節 中間処理・最終処分の状況 ----------3-6

第２章 生活排水処理環境の動向 ----------3-7
第１節 地域の関係法令等 ----------3-7
第２節 近隣市町村の動向 ----------3-12
第３節 生活排水処理技術の動向 ----------3-12

第３章 課題の抽出 ----------3-14
第１節 生活排水処理率に関する課題 ----------3-14
第２節 収集・運搬体制の維持に関する課題 ----------3-15

第４章 生活排水処理の基本方針 ----------3-16
第１節 生活排水処理に係る理念、目標 ----------3-16
第２節 生活排水処理施設整備の基本方針 ----------3-16

第５章 施策の大綱 ----------3-18

第６章 基本計画 ----------3-19
第１節 処理の目標 ----------3-19
第２節 生活排水を処理する区域及び人口 ----------3-19
第３節 施設及びその整備計画の概要 ----------3-21
第４節 し尿・汚泥の処理計画 ----------3-23

第７章 その他 ----------3-25
第１節 普及・啓発のための方策等 ----------3-25

資　料　編

１．地域の概要 ----------資-1

２．ごみ処理の現状 ----------資-5

３．関係法令等 ----------資-6

４．関係市町村の動向 ----------資-29

５．ごみ処理技術の動向 ----------資-33

６．ごみ発生量及び処理量の見込み ----------資-44

７．家庭系ごみにおける減量化量 ----------資-60

８．有料化についての効果、課題等 ----------資-63

９．し尿及び浄化槽汚泥発生量の見込み ----------資-64

第１部　共　通　編

第１章　総　　論

第１節　計画策定の趣旨

平成 12 年の「循環型社会形成推進基本法」制定と前後して、リサイクル推進に係る諸法の制定等がなされ、現在はこれらの法制度が適正に運用されるよう、法改正の段階に進んでいる。これらの諸法の制定や改正は大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、物質循環を確保して、天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現を目的としている。

本町のごみ処理については、北名古屋市とで構成する北名古屋衛生組合において行なっており、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、老朽化しつつあり、改修工事により延命措置を図っている状態である。最終処分場については、行政区域内での確保が困難であるため、豊田市に処分場を確保し最終処分している。また、延命化を図るため、(財)愛知臨海環境整備センターの処分場においても処分を行っている。最終処分場の確保は、本地域に限らず、土地利用の高密度化、関係住民との利害調整の困難等の事情から、今後ますます困難になることが予想される。

従って、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止、その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的利用が行えないものについては、適正な処分を確保することが基本となる。

また、生活排水については、特に未処理の生活雑排水による水環境への影響が問題となっており、適正な処理が行なわれることが求められている。したがって、現状の生活排水処理体系を明らかにし、長期的展望に立った施策を総合的に検討する必要がある。

このような背景のもと、本計画は、廃棄物の循環型処理を目標として、豊山町における一般廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化、適正処理及び生活排水処理の推進を図り、周辺自治体の状況や上位計画との整合性を配慮しつつ、長期的かつ総合的視野に立った今後の基本的な方針を定め事業を推進するために策定するものである。

第２節　計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処

理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成される（図 1-1-1 参照）。（廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第１条の３の規定）

本計画は、このうち一般廃棄物処理基本計画に該当するものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」並びに「生活排水処理基本計画策定指針」に準じて、平成18年度に策定した計画を見直すものである。なお、見直しに際し3ヵ年が経過していることから、実績数値に関しては、平成18年度から平成20年度の数値を追加表記することとする。

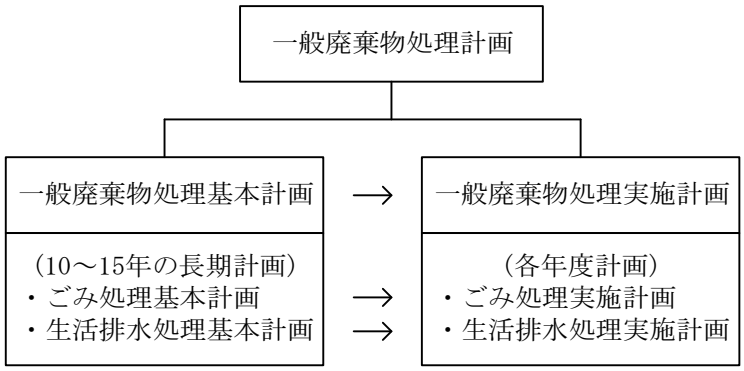

出典：ごみ処理基本計画策定指針

図1-1-1　基本計画と実施計画の関係

第３節　計画の期間

本計画の期間は、平成 19 年度から平成 33 年度までの 15 年計画とする。ただし、今後の施設計画を立案するために必要な予測等を併せて行うものとする。

なお、諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行うものとする。

【計画の期間】

平成 19 年度を初年度とし、平成 33 年度までの 15 年間

第４節　基本理念

本計画は、以下５つの基本理念に基づいて、一般廃棄物の適正な処理を推進する。

１．ごみ減量

ごみの減量化と適正処理を推進する。

２．ごみに対する意識の高揚

不法投棄のない、清潔で快適な環境を目指す。

３．ごみの再資源化

資源分別収集の徹底を図り、ごみの再資源化を進め、循環型社会の実現を目指す。

４．再生商品の使用推進

再生商品活用のための研究や啓発活動を高め、広く住民の再生商品利用への理解と活用の促進を行う。

５．生活排水の適正処理

水環境保全のため、地域の特性に応じた生活排水処理施設の普及を推進する。

第５節　計画の範囲

本計画の範囲は、豊山町から発生する一般廃棄物を対象とする。

第２章　地域の概要

第１節　地域の概要

１－１　位置

豊山町は、南は中部圏の中心都市である名古屋市、東は春日井市、北は小牧市、西は北名古屋市に隣接しており、南北約 3.2 km、東西約 2.7 km、面積 6.19 km ^{2}*となっている。

＊町ホームページより

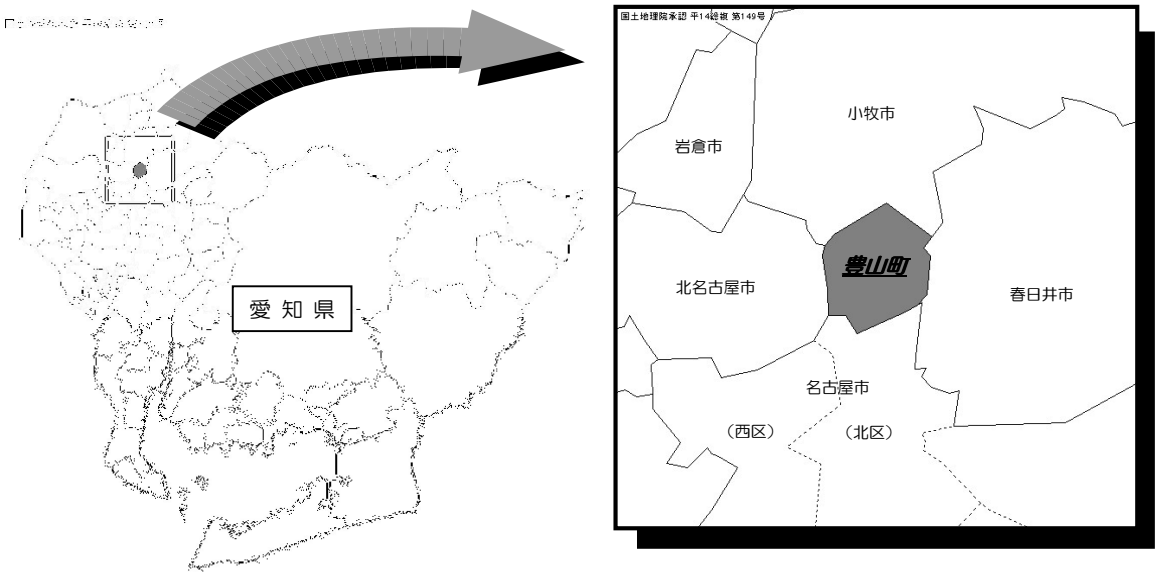

図 1-2-1　位　置　図

１－２　沿革

本町は、戦国時代には織田氏の家臣溝口氏の所領だったが、江戸時代には尾張藩の下で、青山村は小牧代官所、豊場村は清洲代官所と別々の所領になり、明治 39 年には、豊場・青山の２村が合併し、両村の２字が組み合わされて、豊山村が誕生した。その後、昭和 47 年に町制を施行し現在に至っている。

第２節　自然条件

２－１　地象及び水象

海抜７～９ｍ程度のほぼ平坦地で、北東部がわずかに高く、南西部に向って緩やかに低くなっており、北東から南西方向には一級河川の大山川、平行して準用河川の久田良木川が流れている。さらに、町境の北西部には一級河川の中江川、南西部には準用河川の堂前川、南東部に準用河川の境川が流れている。

２－２　気象

気候は、太平洋気候区に属し概ね温暖で、年間の平均気温は 16℃前後、年間降雨量は 1,000～2,000 ㎜前後程度となっている。なお、冬季には「伊吹おろし」と呼ばれる乾いた北西風が吹いており、冬の寒さが厳しく感じられる地域である。

表 1-2-1　気温と降水量

年度	項　目	単位	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	※1 平均気温(上段) ※2 降雨量(下段)
平成16	平均気温	℃	15.6	20.1	24.3	28.8	27.6	25.2	18.4	14.4	8.8	4.6	4.7	7.7	16.7
	降 雨 量	㎜	97.5	254.0	160.0	138.5	148.0	431.5	430.5	87.5	101.5	10.0	63.0	109.0	2,031.0
平成17	平均気温	℃	15.0	18.4	24.3	26.9	28.1	25.5	19.2	11.7	3.4	3.8	5.4	7.6	15.8
	降 雨 量	㎜	49.0	102.0	57.5	165.0	129.5	87.5	82.0	39.0	40.0	49.0	112.5	103.5	1,016.5
平成18	平均気温	℃	12.8	18.8	23.5	26.3	28.7	24.0	19.7	13.3	7.7	6.1	7.5	8.7	16.4
	降 雨 量	㎜	105.5	192.5	183.0	270.5	91.0	119.5	70.0	57.5	89.0	36.5	48.5	23.0	1,286.5
平成19	平均気温	℃	13.8	18.8	23.1	25.1	29.0	26.0	19.3	12.7	8.1	5.1	3.9	10.2	16.3
	降 雨 量	㎜	19.0	114.5	228.5	268.0	49.5	109.0	92.5	19.0	84.0	21.0	46.0	133.5	1,184.5
平成20	平均気温	℃	15.2	19.7	22.8	28.5	28.0	24.4	19.2	12.3	8.0	5.3	7.0	9.3	16.6
	降 雨 量	㎜	166.0	170.5	170.0	52.0	237.0	186.5	88.0	37.5	12.5	93.5	69.0	113.0	1,395.5

※１　年間の平均気温
※２　年間降水量

資料：西春日井広域事務組合

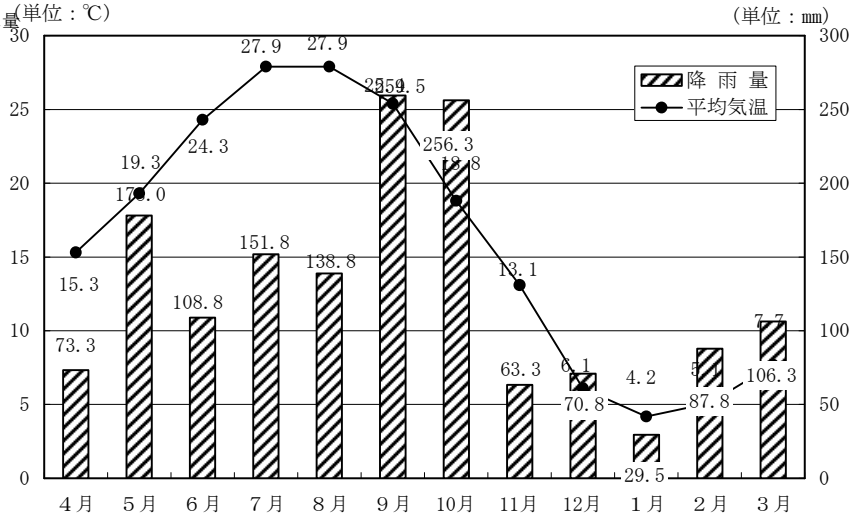

図 1-2-2　気温と降水量（５カ年平均）

第３節　社会条件

３－１　人口

過去 10 年間の人口、世帯数及び一世帯当り人員の推移は、表 1-2-2 及び図 1-2-3 に示すとおりである。平成 10 年度まで人口は減少傾向を示し、世帯数はほぼ横這いであったが、その後、平成 16 年度に一時的に減少しているものの以降増加傾向に転じている。

一世帯当り人員は、平成 16 年度に一時的に微増してはいるが、全体的に減少傾向にあり、核家族化が進んでいるようである。

表 1-2-2　人口及び世帯数の推移

各年度末値

年度		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人　口	(人)	13,203	13,227	13,304	13,522	13,720	13,610	13,749	13,972	14,163	14,441
世帯数	(世帯)	4,696	4,754	4,842	5,013	5,126	5,055	5,214	5,398	5,546	5,732
一世帯当り人員	(人/世帯)	2.81	2.78	2.75	2.70	2.68	2.69	2.64	2.59	2.55	2.52

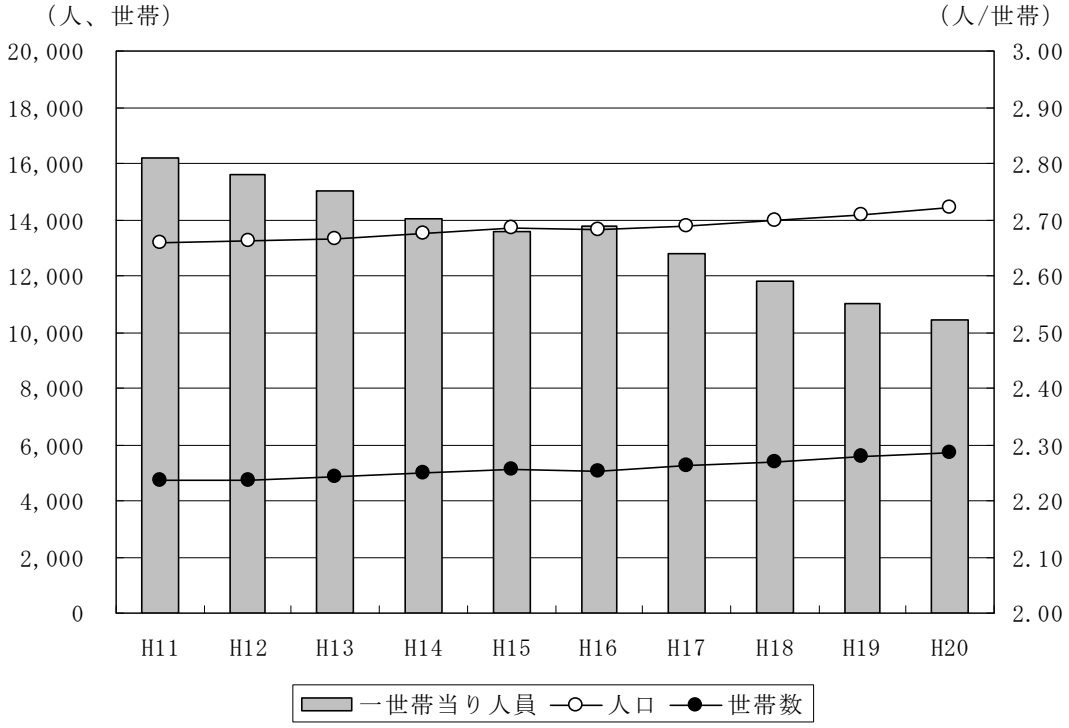

図 1-2-3　人口の推移

次に、表 1-2-3 及び図 1-2-4 に示す年齢別人口を見ると、男女とも 30～34 歳、35～39 歳、55～59 歳及び 60～64 歳が他の年代よりも比較的多くなっている。

表 1-2-3　年齢（５歳階級）別人口

平成20年4月１日現在(単位：人)

	総　数	男	女
総　　数	14,163	7,265	6,898
0～ 4歳	798	406	392
5～ 9歳	698	334	364
10～14歳	632	300	332
15～19歳	669	347	322
20～24歳	853	487	366
25～29歳	1,006	549	457
30～34歳	1,294	690	604
35～39歳	1,304	711	593
40～44歳	958	537	421
45～49歳	693	366	327
50～54歳	705	361	344
55～59歳	1,024	494	530
60～64歳	1,064	526	538
65～69歳	958	487	471
70～74歳	654	308	346
75～79歳	406	201	205
80～84歳	252	113	139
85歳以上	195	48	147

資料：豊山町

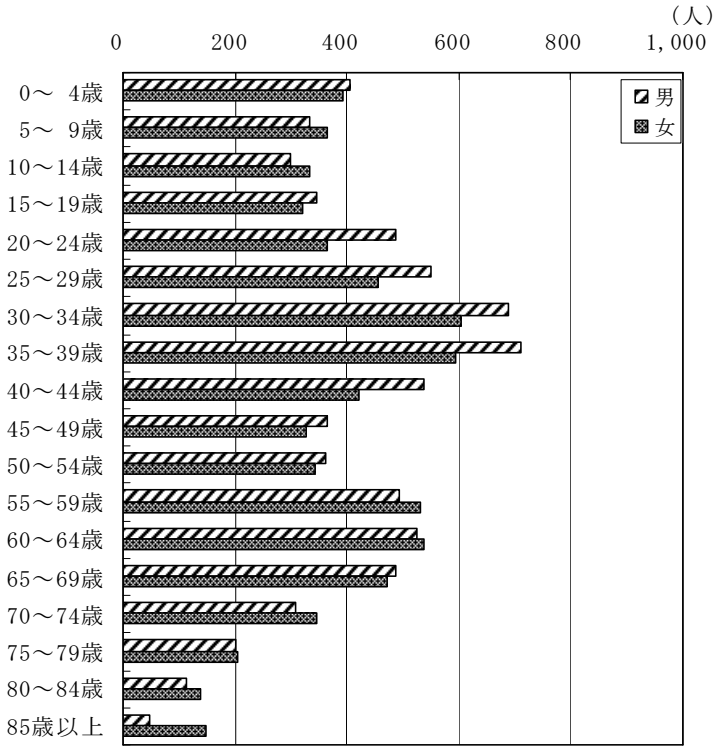

図 1-2-4　年齢（５歳階級）別人口

３－２　産業

町内には、名古屋空港に隣接した航空関連企業及び名古屋市中央卸売市場北部市場関連の物流関連産業など特色ある産業を擁している。大規模事業所が立地している一方、小規模な事業所が集積している。

本町には、表 1-2-4 に示すとおり約 1,000 の事業所が存在しており、産業別に見ると、卸売・小売業が多くなっており、サービス業、飲食店・宿泊業の順となっている。

また、従業者数では、卸売・小売業が多くなっており、製造業、運輸業の順となっている。（農業、工業、商業の詳細については、「資料編１．地域の概要」参照）

表 1-2-4　産業（大分類）別事業所数及び従業者数

（単位：事業所数-事業所、従業者数-人）

年度、項目＼大分類		鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業
平成11年	事業所数	－	96	107	－	107		504	12
	従業者数	－	613	2,612	－	3,689		6,511	152
平成13年	事業所数	－	89	109	－	123		482	11
	従業者数	－	539	3,179	－	3,946		5,897	149
平成16年	事業所数	－	76	100	－	3	100	326	12
	従業者数	－	468	3,088	－	25	3,417	4,669	173
平成19年	事業所数	－	76	96	－	2	42	328	11
	従業者数	－	395	2,979	－	19	1,488	4,189	107

年度、項目＼大分類		不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されないもの）	総数
平成11年	事業所数	35	255					…	1,104
	従業者数	61	1,396					…	14,882
平成13年	事業所数	42	285					11	1,141
	従業者数	278	1,771					710	16,320
平成16年	事業所数	113	111	11	12	8	134	…	994
	従業者数	434	1,116	122	42	63	1,879	…	15,323
平成19年	事業所数	69	99	30	18	8	126	9	903
	従業者数	173	790	295	156	39	622	158	11,303

注）平成11年、16年は、簡易調査で対象が民営事業所のみのため、公務については不詳とした。
平成11年は７月１日、平成13年は10月１日、平成16年は6月１日、平成18年は10月1日現在

資料:「事業所・企業統計調査報告」総務庁統計局

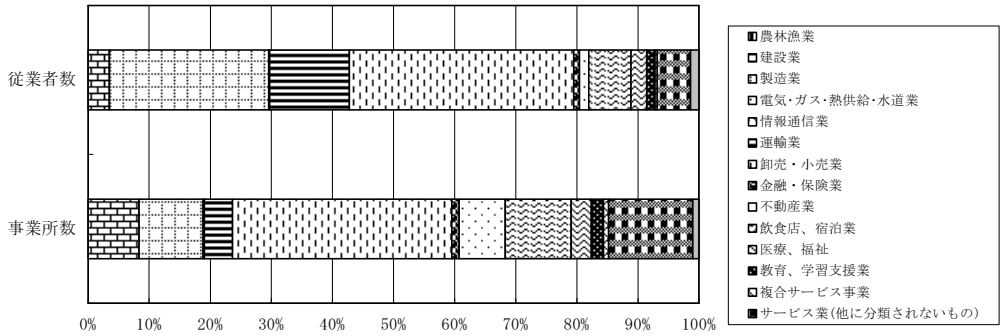

図 1-2-5　産業（大分類）別事業所数及び従業者数の比率［平成１９年］

３－３　土地利用

本町は空港用地が町域の約３分の１を占めているため、道路等公共用地を含めたその他用地の割合が約 40%となっている。名古屋市に隣接することから、宅地は徐々に増加している。

土地利用の状況は、表 1-2-5 に示すとおりである。平成 19 年は、宅地が 269ha（43.5%）と最も多く、次いで田が 83ha（13.4%）となっている。

表 1-2-5　地目別土地利用面積

（単位：ha）

項目／年	総面積	宅地		農用地			森林原野	道路	水面・河川・水路	その他
		住宅地	工業用地等	田	畑	採草放牧地				
平成17年	619	112	84	84	14			81	16	228
平成18年	619	114	95	84	14			80	16	216
平成19年	619	115	154	83	14			81	16	156

資料：愛知県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」

備考：行政面積は、各年 10 月 1 日現在。農地は、各年 7 月 15 日現在。森林、水面・河川水路、農道・林道は、各年３月 31 日現在。一般道路は、各年 4 月 1 日現在。住宅地は、各年 1 月 1 日現在工業用地は、各年前年 12 月 31 日現在

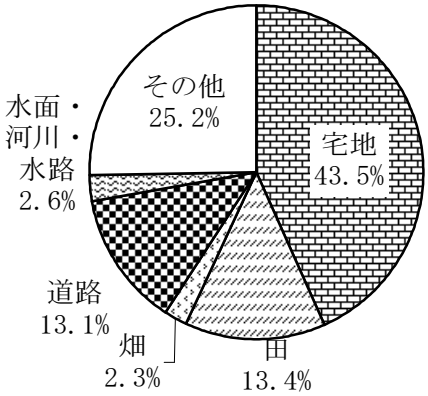

図 1-2-6　土地利用の比率［平成 19 年］

３－４　交通

本町の広域幹線道路は、南北の国道 41 号と東西の主要地方道春日井稲沢線を中心に整備されてきた。平成 13 年には、名神高速道路、東名高速道路、東名阪自動車道と接続する名古屋高速道路 11 号線が国道 41 号の高架道路として開通し、本町は広域道路交通網の結節地域となっている。また現在は新たに、南北の県道名古屋豊山稲沢線の整備が進められている。

交通機関については、鉄道が通過しておらず、バス路線に依存している。平成 14 年

から、名古屋方面に向かう名鉄バス路線廃止の代替バスとして、あおい交通㈱を主体とした「とよやまタウンバス」を運行している。平成 18 年からは休日運行、名古屋市中区栄までの路線延長などを実施し、利便性の向上に努めている。その他のバス路線としては、県営名古屋空港と名鉄西春駅や味美駅、ＪＲ勝川駅を結ぶ路線や、県営名古屋空港と名古屋駅を結ぶ路線がある。

第４節　関連計画

４－１　第４次豊山町総合計画

①　将来像

にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ

②　計画の期間

平成 22 年度～平成 26 年度

③　人口の見通し

14,800 人（計画期間中）

④　まちづくりの目標

１．快適で活気のあふれるコンパクトなまち

２．にぎわいを生み出す個性豊かなまち

３．安全・安心で住みやすさを実感できるまち

４．地球にも人にもやさしい持続可能なまち

５．助け合い、支えあう、健康であたたかなまち

６．いきいきとした豊かな心を持った人を育むまち

７．住民と行政がともに考え、ともにつくる信頼のまち

⑤　ごみ関係の施策

施　　策	施　策　内　容
ごみ減量対策の推進	本一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ排出抑制・減量化対策を行う。
ごみ処理施設の整備・推進	廃棄物の広域処理施設・広域処分場整備に関する諸会議に参加し、情報収集に努める。また、ごみ処理施設の建設に向け、関係機関と協議市、調製を行なう。
不法投棄防止の環境整備	不法投棄多発場所に警告看板を設置する。また、空港周辺を清掃し不法投棄を防止する。さらに、近隣市町村との共同キャンペーンの実施や警察と連携し、監視・連絡体制を整備する。
環境保全意識の啓発	家族で参加し、考えることができる環境保全に関する催事を行う。
再資源化体制の整備・推進	本一般廃棄物処理基本計画に基づき、再資源化体制の整備・推進を行う。

施　　策	施　策　内　容
資源分別収集の普及促進	資源排出ルールの啓発を行う。また、町が行う資源分別収集事業に参加する地区に対して奨励金を交付する。さらに、子供会などの住民団体が行った資源分別収集に対し、奨励金を交付する。
再生商品利用の理解の醸成と使用の促進	住民の再生商品に対する理解を啓発し、再生商品の使用促進を図る。また、豊山町職員環境保全行動指針に基づき、公共事業などにおいて再生商品の使用促進を図る。

４－２　豊山町容器包装分別収集計画（平成 17 年６月策定）

①　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るものとする。

○　教育・啓発活動の充実

○　集団活動の支援

○　リサイクル情報コーナーの運営

○　メディアを用いた方策

○　ごみ減量表彰制度の導入

○　再利用・再生利用の促進

②　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

○　平成 21 年度から、廃棄物減量等推進員制度を廃止し、地区の管理でリサイクルを推進する。

○　子ども会等住民団体による集団回収を促進するため、現行の奨励金制度を継続する他、優良団体の表彰などの支援策を充実する。

４－３　第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 21 年 3 月）

○　ごみ焼却施設は、全連続炉とし、ごみ発電等による余熱利用を効率的に実施するため、可能な限り焼却能力 300t/日以上のごみ焼却施設への集約化を目指す。必要に応じて中継施設の導入や焼却以外の処理方法についても検討する。施設整備には、サーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルの促進を図るため、できるだけ発電設備や溶融設備を備えた施設とすることを目標とする。

○　豊山町と北名古屋市とで構成する北名古屋衛生組合は、旧計画策定時には、周辺のブロックとの複数の区割りが考えられたため、引き続き検討が必要であることとされていたが、名古屋ブロックの中で広域化を進めることとする。

新広域化計画のブロック割は全 13 ブロックあり、該当する名古屋ブロックの構成市町は、名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町、春日町、甚目寺町である。

第２部　ごみ処理基本計画編

第１章　ごみ処理の現状

第１節　廃棄物行政の組織体制

本町における廃棄物行政の組織体制は、図 2-1-1 に示すとおりとなっており、その主な事務内容は表 2-1-1 に示すとおりである。

なお、ごみ処理施設・し尿処理施設の維持管理及び運営に関する事務については豊山町及び北名古屋市で構成する北名古屋衛生組合にて行なっている。

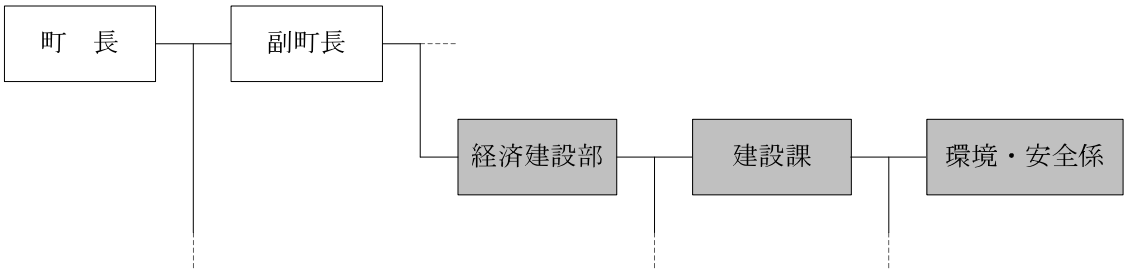

図 2-1-1　組織体制［平成 19 年４月］

表 2-1-1　主な事務内容

環境・安全係	○環境保全に関すること ○一般廃棄物に関すること ○資源の再利用に関すること ○し尿に関すること ○狂犬病予防に関すること ○墓地または納骨堂の許可等に関すること ○公害に関すること ○防犯に関すること ○交通安全に関すること

第２節　ごみ処理行政の沿革

豊山町及び北名古屋衛生組合のごみ処理行政の沿革は、表 2-1-2 に示すとおりである。

ごみの焼却処理は、北名古屋衛生組合において昭和 48 年４月に開始されている。資源化の取り組みとして、資源ごみ分別収集を、昭和 56 年度に開始している。また減量化の取り組みとして、生ごみ堆肥化容器の設置補助を平成３年度から実施している。

表 2-1-2　ごみ処理行政の沿革

	豊　山　町	北名古屋衛生組合
昭和35年度	収集の開始	
昭和46年度	［９月］可燃ごみの指定袋（紙製）制の実施 可燃ごみは小牧・岩倉の組合に搬入し、不燃ごみはポリバケツ収集し埋め立てていた。	［１月］西春日井郡東部衛生組合（現北名古屋衛生組合）の設立
昭和48年度	［４月］可燃ごみの環境美化センターへの搬入開始	［４月］環境美化センターの焼却施設１号炉(90ｔ/日)の供用開始
昭和54年度	［４月］不燃ごみ・粗大ごみの環境美化センターへの搬入開始	［４月］環境美化センターの粗大ごみ処理施設(50ｔ/5h)の供用開始
昭和55年度		［４月］環境美化センターの汚水処理施設(90m3/日)の供用開始
昭和56年度	［４月］「資源ごみ分別収集奨励金制度」の実施（地域団体・～平成9年6月）	
昭和57年度		［４月］環境美化センターの焼却施設２号炉(90ｔ/日)の供用開始
昭和61年度		［10月］事業系一般廃棄物の受付開始
平成２年度	［４月］「資源ごみ分別収集奨励金制度」の実施（各種団体・～平成9年6月）	
平成３年度	［４月］「生ごみ堆肥化容器設置補助金交付制度」の開始 ［８月］空缶資源化事業の実施（くうかん鳥５基・～平成11年度）	
平成５年度	［７月］粗大ごみの収集を戸別収集に移行 ［10月］「ごみ懇談会」設置	
平成６年度	［７月］可燃ごみ袋半透明に変更、不燃ごみの指定袋制開始	
平成７年度	［４月］生ごみ堆肥化容器設置補助金交付制度にEM容器を追加 ［７月］環境フェスティバルの開始 ［２月］一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定	［４月］藤岡最終処分場の埋立開始 ［７月］(財)愛知臨海環境整備センターの埋立開始
平成９年度	［４月］廃棄物減量等推進審議会の設置 ［４月］廃棄物減量等推進員の設置 ［７月］資源分別収集（空き缶・空きビン・紙パック・古紙・古着）の開始 ［７月］「資源ごみ分別収集奨励金交付制度」の開始 ［７月］「団体資源分別収集事業奨励金交付制度」の開始	
平成10年度	［７月］指定可燃・不燃ごみ袋の有料化開始、粗大ごみ収集の有料化(500円)開始 ［７月］指定可燃ごみ袋にLサイズを追加 ［７月］資源分別収集品目にペットボトルを追加	
平成11年度	［４月］「家庭用生ごみ処理機購入補助金交付制度」の実施 ［７月］買物袋を希望者に配布	
平成12年度	［７月］資源分別収集品目に食品トレーを追加 ［２月］リサイクル情報コーナーの開設	
平成13年度	［７月］資源分別収集品目の食品トレーに色付き・柄付きを追加	［４月］環境美化センター焼却施設２号炉のダイオキシン対策設備供用開始
平成14年度	［７月］資源分別収集品目に容器包装プラスチックを追加	
平成15年度	［４月］資源分別収集品目の色付き・柄付きトレーを容器包装プラスチックに区分変更	［４月］環境美化センター焼却施設１号炉のダイオキシン対策設備供用開始
平成16年度	［７月］指定可燃ごみ袋にSサイズを追加	
平成17年度		［４月］鴨田エコパーク供用開始（生ごみ7.14ｔ/日）
平成20年度	［４月］資源分別収集品目にボトル容器、化粧品ビン、雑紙を追加 ［10月］レジ袋削減（有料化）取組開始 ［３月］廃棄物減量等推進員を廃止	
平成21年度	［５月］リサイクルステーション開設	

資料：豊山町及び北名古屋衛生組合の資料より

第３節　分別区分と処理フロー

３－１　分別区分

家庭系ごみの分別区分は、表 2-1-3 に示すとおりである。分別区分は大きく分けると、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクル資源及び粗大ごみの４区分である。

表 2-1-3　分別区分

区　　分			対　象　物
収集するごみ	可燃ごみ		生ごみ、ビニール類・軟質系プラスチック類、紙おむつなど
	不燃ごみ		陶器、ガラス類、なべ・やかんなど
	リサイクル資源	空 き 缶	アルミ缶、スチール缶（茶筒、菓子缶、ミルク缶、スプレー缶、カセットボンベなど）
		空きビン	透明、茶色、青・緑色、黒、ビールびん・一升ビン
		紙パック	紙パック
		ペットボトル	「ＰＥＴ」マークのものだけ
		食品トレー	白色食品トレーのみが対象
		容器包装プラスチック	「プラ」マークのものだけ
		古紙・布類	新聞紙・広告、段ボール、雑誌、雑紙、古着など
	粗大ごみ		家具、ステレオ、自転車、畳など
	乾 電 池		使用済み乾電池
自己処理ごみ	タイヤ、ブロック、バッテリー、ガスボンベ、スクーター、パソコン、浴槽など		
	1.5m以上のもの		
	引越し等による一時的な大量ごみ		
	事業系ごみ		

資料：豊山町「2009 年ごみの分け方・出し方」

３－２　処理フロー

ごみ処理フローは、図 2-1-2 に示すとおりである。

・「可燃ごみ」は『ごみ焼却処理施設』において焼却処理し、焼却灰は『藤岡最終処分場』及び『名古屋港南５区廃棄物最終処分場』において埋立処分している。

・「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」は、『粗大ごみ処理施設』において破砕処理し、可燃物、不燃物、磁性物に選別され、可燃物は『ごみ焼却施設』において焼却処理し、

不燃物は『藤岡最終処分場』において埋立処分し、磁性物は資源化している。

・家庭系の「乾電池」を除く「資源」は、直接それぞれの中間処理業者により、適正に資源化している。

「乾電池」は、環境美化センター内で一時保管した後、中間処理業者により、適正に資源化している。

・事業系ごみは可燃ごみの一部と不燃ごみを委託処理している。

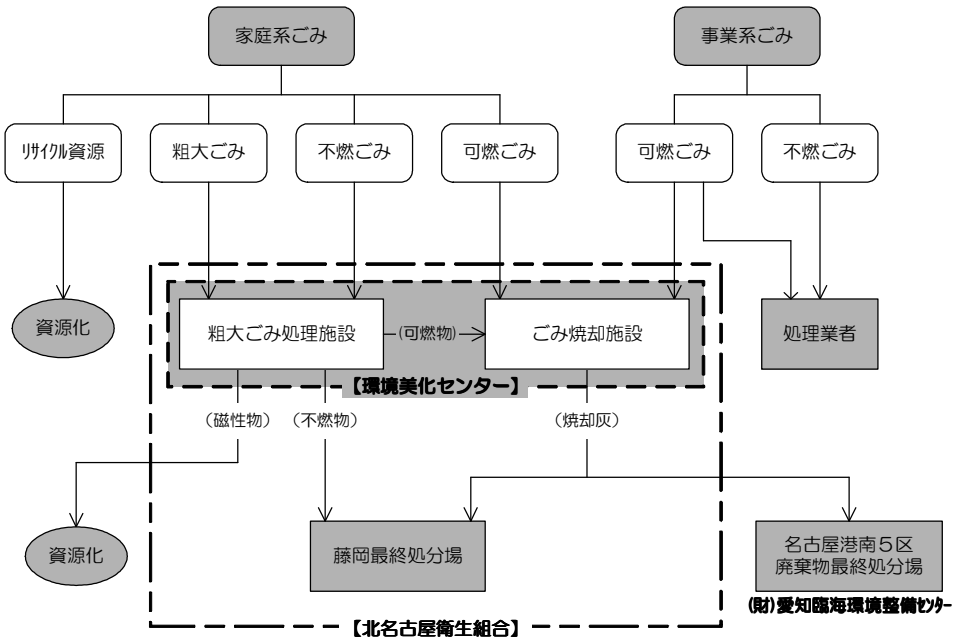

図 2-1-2(1)　ごみ処理フロー

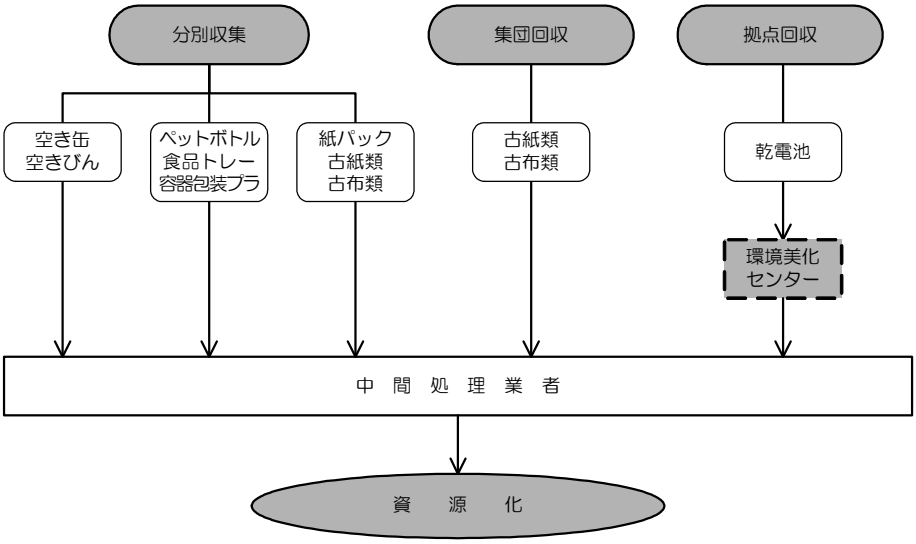

図 2-1-2(2)　資源化フロー

第４節　ごみ発生量の実績及びその性状

４－１　ごみ発生量の実績

ごみ発生量は、表 2-1-4 に示すとおりである。総排出量をみると、平成 11 年度から平成 13 年度まで増加傾向、平成 14 年度から平成 16 年度まで緩やかに減少傾向を示し、平成 17 年度に大きく減少している。平成 17 年度に大きく減少しているのは、平成 16 年度末の中部国際空港開港により、名古屋空港が県営空港へと機能転換したことに伴い、空港機能を縮小したことによって事業系ごみが大きく減少したためである。

表 2-1-4　ごみ発生量

（単位：ｔ/年）

年度			平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口（人）			13,203	13,227	13,304	13,522	13,720	13,610	13,749	13,972	14,163	14,441
家庭系ごみ	可燃ごみ		2,761.70	2,803.00	2,987.13	2,925.40	2,924.35	2,906.85	2,925.57	2,988.24	2,938.21	2,892.53
	不燃ごみ		489.49	390.44	390.06	384.91	380.94	388.12	359.25	354.56	340.90	316.69
	（うち乾電池）		（－）	(2.53)	(2.37)	(1.96)	(3.27)	(2.70)	(3.52)	(3.55)	(2.89)	(3.24)
	リサイクル資源	空き缶	25.55	46.70	49.46	46.44	45.55	41.74	39.66	39.32	37.05	36.72
		空きビン	68.26	100.17	110.01	110.93	108.59	107.92	96.20	87.23	85.48	81.57
		紙パック	5.30	6.08	6.16	6.74	7.31	7.55	7.39	7.33	7.43	7.08
		ペットボトル	11.07	21.37	24.42	25.67	27.13	28.62	28.51	29.35	30.43	30.02
		食品トレー	－	2.25	3.59	4.14	3.02	3.00	2.99	3.00	3.04	2.99
		容器包装プラスチック	－	－	－	12.19	27.46	29.67	32.62	35.39	37.12	36.35
		古紙類	287.53	329.55	362.31	397.73	344.86	369.98	372.56	375.66	341.94	300.90
		布類	14.54	24.21	9.92	11.69	7.41	10.20	9.36	8.53	8.20	7.02
		計	412.25	530.33	565.87	615.53	571.33	598.68	589.29	585.81	550.69	502.65
	粗大ごみ		69.15	205.47	64.59	58.41	62.49	87.30	64.93	62.54	42.28	39.28
	計		3,732.59	3,929.24	4,007.65	3,984.25	3,939.11	3,980.95	3,939.04	3,991.15	3,872.08	3,751.15
拠点回収	空き缶		10.36	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集団回収	紙パック		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	古紙類		157.39	132.00	147.20	144.65	136.10	144.47	150.17	160.35	161.39	152.75
	布類		8.66	8.30	6.05	3.58	3.83	4.29	4.11	4.90	4.04	4.51
	計		166.05	140.30	153.25	148.23	139.93	148.76	154.28	165.25	165.43	157.26
事業系ごみ	可燃ごみ	組合搬入分	2,916.71	3,287.80	3,300.42	3,360.86	3,157.60	2,790.86	2,102.48	2,113.15	3,063.52	3,436.49
		委託処理分	1,945.06	2,088.15	2,096.43	2,082.87	1,723.66	1,701.19	0.00	0.00	928.54	1,012.41
		計	4,861.77	5,375.95	5,396.85	5,443.73	4,881.26	4,492.05	2,102.48	2,113.15	3,992.06	4,448.90
資源			588.66	670.63	719.12	763.76	711.26	747.44	743.57	751.06	716.12	659.91
資源以外			3,320.34	3,398.91	3,441.78	3,368.72	3,367.78	3,382.27	3,349.75	3,405.34	3,321.39	3,248.50
総計			3,909.00	4,069.54	4,160.90	4,132.48	4,079.04	4,129.71	4,093.32	4,156.40	4,037.51	3,908.41
	原単位（g/人・日）		811	843	857	837	815	831	816	815	781	741

注）事業系不燃ごみの組合搬入分はない。　　資料：豊山町及び北名古屋衛生組合

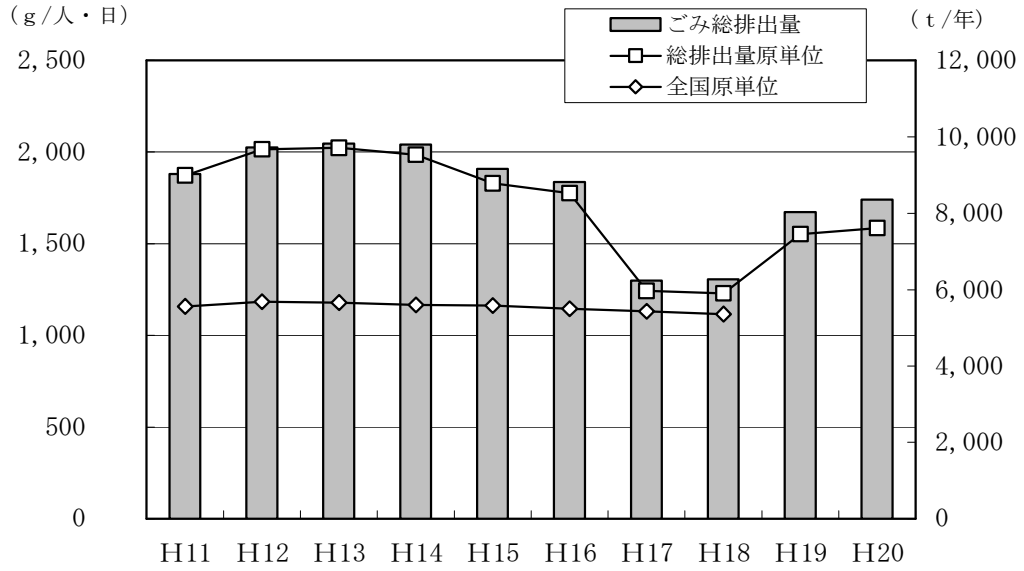

注）全国原単位は、環境省による平成１７年度の廃棄物処理実態調査実績の取りまとめより、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様とし、1人1日当たりごみ排出量として算出しているものである。

図 2-1-3　１人１日当たり排出量の推移

４－２　ごみの性状

可燃ごみのごみ質等測定は、北名古屋衛生組合にて年６回実施されている。その結果を表 2-1-5 に示す。

表 2-1-5　ごみ質等測定結果（平均）

（単位：%）

		年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
ごみの種類組成	湿ベース	紙・布類	40.4	40.7	46.2	43.4	38.3
		ビニール類等	17.8	15.8	15.2	17.0	13.3
		木･竹･わら類	10.0	12.6	7.9	8.1	14.0
		ちゅう芥類	25.3	30.2	33.2	31.1	29.9
		不燃物類	1.3	1.1	1.7	0.8	1.4
		その他	2.2	2.0	1.8	1.9	3.3
	乾ベース	紙・布類	44.2	39.3	40.7	41.2	40.3
		ビニール類等	26.3	22.6	24.9	24.6	21.0
		木･竹･わら類	11.5	15.2	10.7	10.7	16.3
		ちゅう芥類	13.7	18.5	19.8	19.8	16.2
		不燃物類	2.0	2.0	2.1	1.4	2.5
		その他	2.3	2.4	1.9	2.3	3.8
三成分	水分		41.2	42.8	45.1	44.5	45.0
	灰分		7.0	6.8	6.9	6.9	7.0
	可燃分		51.8	50.4	48.0	48.6	48.0

資料：北名古屋衛生組合の資料より

［定義］水　分：ごみに含まれている水の量
灰　分：ごみを燃焼させても残る量
可燃分：ごみを燃焼させた場合の減量分

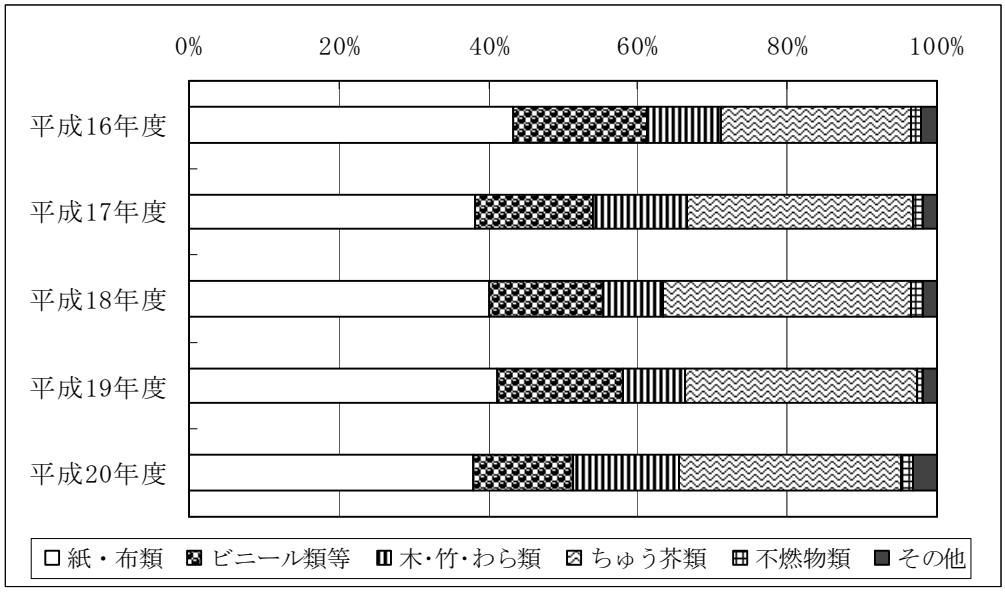

図 2-1-4　ごみの種類組成（湿ベース）

第５節　ごみの減量化・再生利用の実績

本町におけるごみの減量化・再生利用の方法として、主にリサイクル資源の回収、不燃ごみ及び粗大ごみの磁性物の資源化、家庭用生ごみ処理機等の設置が挙げられる。

５－１　リサイクル資源の回収

リサイクル資源の回収については、以下に示す４方策がある。

①　リサイクル資源の分別収集

収集品目は、空き缶、空きビン、紙パック、ペットボトル、食品トレー、容器包装プラスチック及び古紙・布類であり、収集頻度は古紙・布類が月１回、その他の品目は月２回である。収集量は、平成 18 年度に増加したが、以降近年は、減少傾向にあり、平成 20 年度で 502.66ｔ/年となっている（表 2-1-4 参照）。

②　リサイクルステーション回収

平成 21 年 5 月から地区資源回収に加え「リサイクルステーション」を開設し、資源回収を行っている。

③　拠点回収

空き缶の回収を「くうかん鳥」において平成 11 年度まで実施していた。

また、乾電池の回収を、公共施設、販売店において実施している。回収箱は、常時排出可能な場所に設置している。

④　集団回収

回収品目は、古紙（新聞・広告、段ボール、雑誌）・布類であり、回収量にあわせて奨励金（事業実施１月につき 4,000 円と収集量１kgにつき５円）を交付している。回収量は、平成 19 年度まで増加傾向にあるが、平成 20 年度には減少し 157.26ｔ/年となっている（表 2-1-4 参照）。

品目別リサイクル資源の回収量は、表 2-1-6 に示すとおりである。

表 2-1-6　品目別リサイクル資源の回収量

（単位：ｔ/年）

年度			平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
空き缶	アルミ缶	リサイクル資源回収	9.70	17.94	20.50	20.20	20.37	20.18	20.22	20.54	19.42	19.64
		拠点回収	4.67	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計	14.37	17.94	20.50	20.20	20.37	20.18	20.22	20.54	19.42	19.64
	スチール缶	リサイクル資源回収	15.85	28.76	28.96	26.24	25.18	21.56	19.44	18.78	17.63	17.08
		拠点回収	5.69	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計	21.54	28.76	28.96	26.24	25.18	21.56	19.44	18.78	17.63	17.08
	計		35.91	46.70	49.46	46.44	45.55	41.74	39.66	39.32	37.05	36.72
空きビン		リサイクル資源回収	68.26	100.17	110.01	110.93	108.59	107.92	96.20	87.23	85.48	81.57
紙パック		リサイクル資源回収	5.30	6.08	6.16	6.74	7.31	7.55	7.39	7.33	7.43	7.08
		集団回収	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計	5.30	6.08	6.16	6.74	7.31	7.55	7.39	7.33	7.43	7.08
ペットボトル		リサイクル資源回収	11.07	21.37	24.42	25.67	27.13	28.62	28.51	29.35	30.43	30.02
食品トレー		リサイクル資源回収	－	2.25	3.59	4.14	3.02	3.00	2.99	3.00	3.04	2.99
容器包装プラスチック		リサイクル資源回収	－	－	－	12.19	27.46	29.67	32.62	35.39	37.12	36.35
古紙・布類	新聞紙・広告	リサイクル資源回収	165.61	189.97	218.70	246.97	215.77	233.55	226.96	241.61	218.52	189.45
		集団回収	88.58	79.52	89.25	90.58	83.10	86.74	86.94	92.63	85.56	81.24
		計	254.19	269.49	307.95	337.55	298.87	320.29	313.90	334.24	304.08	270.69
	段ボール	リサイクル資源回収	41.84	48.47	46.62	54.61	44.28	52.83	55.40	54.39	50.24	41.82
		集団回収	28.03	22.25	24.74	21.64	21.80	23.58	26.53	29.14	36.64	37.14
		計	69.87	70.72	71.36	76.25	66.08	76.41	81.93	83.53	86.88	78.96
	雑　誌	リサイクル資源回収	80.08	91.11	96.99	96.15	84.81	83.60	90.20	79.66	73.18	69.63
		集団回収	40.78	30.23	33.21	32.43	31.20	34.15	36.70	38.58	39.19	34.37
		計	120.86	121.34	130.20	128.58	116.01	117.75	126.90	118.24	112.37	104.00
	古紙類の計		444.92	461.55	509.51	542.38	480.96	514.45	522.73	536.01	503.33	453.65
	古 着	リサイクル資源回収	14.54	24.21	9.92	11.69	7.41	10.20	9.36	8.53	8.20	7.02
		集団回収	8.66	8.30	6.05	3.58	3.83	4.29	4.11	4.90	4.04	4.51
		計	23.20	32.51	15.97	15.27	11.24	14.49	13.47	13.43	12.24	11.53
合　計			588.66	670.63	719.12	763.76	711.26	747.44	743.57	751.06	716.12	659.92
乾 電 池		拠点回収	－	2.53	2.37	1.96	3.27	2.70	3.52	3.55	2.89	3.24
総　計			588.66	673.16	721.49	765.72	714.53	750.14	747.09	754.61	719.01	663.16

資料：豊山町の資料より

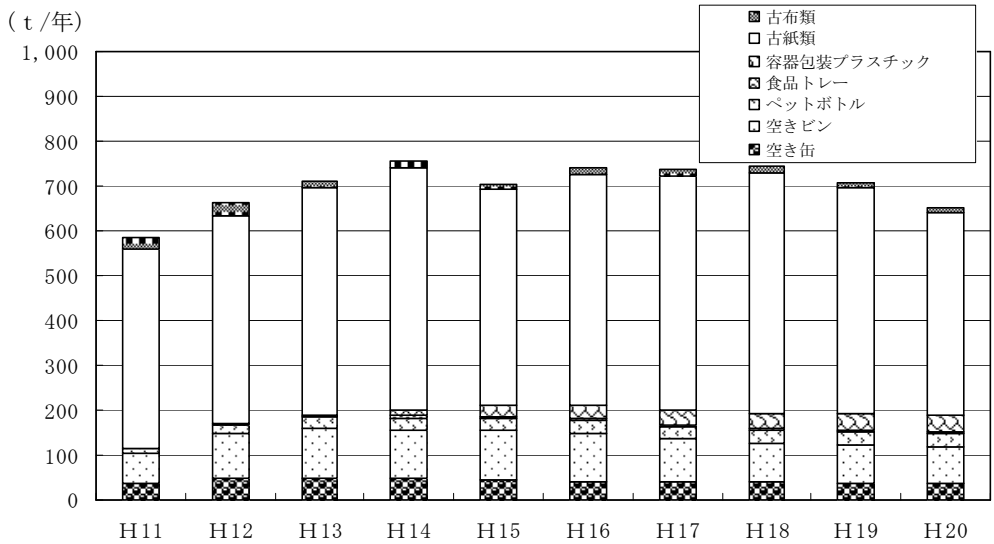

図 2-1-5　リサイクル資源の回収量

５－２　不燃ごみ及び粗大ごみの磁性物の資源化

不燃ごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設において破砕し、可燃物、不燃物及び磁性物に選別される。磁性物の量は、表 2-1-7 に示すとおりである。不燃ごみ及び粗大ごみが減少しているため、磁性物も減少している。

表 2-1-7　粗大ごみ処理施設からの磁性物（豊山町分）

（単位：ｔ/年）

年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
磁性物	80.66	68.63	66.84	59.62	45.17

資料：北名古屋衛生組合の資料より

５－３　家庭用生ごみ処理器等の補助基数

家庭から排出される生ごみを自家処理するため、家庭用生ごみ処理器等を設置する者に対し、補助金を交付することにより、生ごみの減量化を図っている。本町においては、平成３年度より実施している。

平成３年度以降の家庭用生ごみ処理器等の補助基数は、表 2-1-8 に示すとおりである。累計の補助基数は、478 基であり、１世帯に１基とすると、普及率は 8.8%（＝502 基/5,732 世帯）となる。

表 2-1-8　家庭用生ごみ処理器等の補助基数

（単位：基/年）

年度	平成３年	平成４年	平成５年	平成６年	平成７年	平成８年	平成９年	平成10年	平成11年	
生ごみ堆肥化容器	69	15	21	10	13	9	4	23	8	
ＥＭ容器	－	－	－	－	4	4	1	0	1	
電動生ごみ処理機	－	－	－	－	－	－	－	－	99	
計	69	15	21	10	17	13	5	23	108	
年度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
生ごみ堆肥化容器	1	1	1	0	3	4	1	1	5	189
ＥＭ容器	1	0	0	0	1	0	6	0	11	29
電動生ごみ処理機	43	30	16	24	10	18	9	7	4	260
計	45	31	17	24	14	22	16	8	20	478

資料：豊山町の資料より

第６節　ごみ処理の実績

６－１　収集運搬

①　収集対象

収集対象地域は行政区域全体であり、家庭系ごみを対象とし、委託により収集している。事業系ごみについては、許可業者による収集している。

②　収集運搬体制・収集方式・収集頻度・排出方式

収集運搬体制、収集方式、収集頻度及び排出方式は、表 2-1-9 に示すとおりである。

表 2-1-9　収集運搬体制

	収集運搬体制	収集方式	収集頻度	排出方式
可燃ごみ	委託	路線収集	２回/週	指定袋
不燃ごみ	委託	路線収集	２回/月※	指定袋
資源ごみ(容器)	委託	ステーション収集	２回/月	指定容器へ
資源ごみ(紙)	委託	ステーション収集	１回/月	紐で縛る
粗大ごみ	委託	戸別収集	１回/週	粗大ごみ処理券貼付

※第５週がある場合は３回/月

③　収集運搬量の実績

収集日当たりの収集量は、表 2-1-10 に示すとおりである。

表 2-1-10　収集日当たりの収集量［平成 20 年度］

		可燃ごみ	不燃ごみ	資　源
収 集 量	t /年	2,892.53	316.69	502.66
収集日数	日/年	209	56	48
収集日当たり収集量	t /収集日	13.84	5.66	10.47

注）資源収集量は、集団回収を除く。

［収集日数］
可燃ごみ：火・土曜日地区、月・金曜日地区
不燃ごみ：第１・３・５水曜日地区、第１・３・５木曜日地区
資　源　：第２・４水曜日地区、第２・４木曜日地区

６－２　中間処理

北名古屋衛生組合が運営する中間処理施設『環境美化センター』で処理を行っている。その概要は表 2-1-11 に示すとおりである。また、一部の生ごみに関しては、し尿・浄化槽汚泥とともに汚泥再生処理センター『鴨田エコパーク』においてメタン発酵・堆肥化することにより電力・堆肥として有効利用している。

（中間処理施設の稼動業況については、「資料編２．ごみ処理の現状」参照）

表 2-1-11　中間処理施設の概要

施設名称	北名古屋衛生組合　環境美化センター	
所 在 地	北名古屋市二子四反地 1014－１	
敷地面積	13,008.99 ㎡	
処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
処理形式	連続燃焼式	竪型破砕機
処理能力	180ｔ/24h(90ｔ×２基)	50ｔ/5h
竣　　工	１号炉：昭和 48 年３月 ２号炉：昭和 57 年３月	昭和 54 年３月

①　ごみ焼却施設

焼却処理対象物は、可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設からの可燃物である。ごみ焼却施設の処理状況は、表 2-1-12 に示すとおりであり、焼却処理対象物量は、減少傾向を示している。

表 2-1-12　ごみ焼却施設の処理状況

年度			平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
搬入量	家庭系可燃ごみ	北名古屋市分	16,620.79	16,863.04	16,859.88	15,763.68	15,395.23
		豊山町分	2,906.85	2,925.57	2,988.24	2,938.21	2,892.53
		計	19,527.64	19,788.61	19,848.12	18,701.89	18,287.76
	事業系可燃ごみ	北名古屋市分	6,181.05	6,270.82	6,403.90	6,295.99	6,372.61
		豊山町分	2,790.86	2,102.48	2,113.15	3,063.52	3,436.49
		災害ごみ	－	－	－	－	－
		計	8,971.91	8,373.30	8,517.05	9,359.51	9,809.10
	不燃・粗大ごみ破砕後の可燃物	北名古屋市分	1,592.58	1,641.78	1,661.59	1,529.50	1,529.30
		豊山町分	388.83	350.95	347.33	320.91	308.16
		計	1,981.41	1,992.73	2,008.92	1,850.41	1,837.46
	官公庁等		3.78	2.42	4.11	4.19	3.29
	鴨田エコパーク		29.42	530.80	771.69	436.78	444.15
	計		30,514.16	30,687.86	31,149.89	30,352.78	30,381.76
処理残渣	焼却灰	北名古屋市分	3,940.17	4,177.97	4,320.82	3,915.12	3,920.01
		豊山町分	983.19	907.19	944.62	1,049.52	1,116.46
		災害ごみ	－	－	－	－	－
		計	4,923.36	5,085.16	5,265.44	4,964.64	5,036.47

注）鴨田エコパークは、平成17年１月より試運転、同年４月より稼動開始。

資料：北名古屋衛生組合の資料より

② 粗大ごみ処理施設

破砕対象物は、不燃ごみ及び粗大ごみである。粗大ごみ処理施設の処理状況は表2-1-13に示すとおりであり、破砕処理対象量は、減少傾向を示している。

表 2-1-13　粗大ごみ処理施設の処理状況

年度			平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
搬入量	家庭系不燃ごみ	北名古屋市分	1,656.02	1,638.05	1,657.59	1,511.81	1,498.58
		豊山町分	388.12	359.25	354.56	340.90	316.69
		計	2,044.14	1,997.30	2,012.15	1,852.71	1,815.27
	家庭系粗大ごみ	北名古屋市分	292.24	341.13	334.29	312.90	265.87
		豊山町分	87.30	64.93	62.54	42.28	39.28
		計	379.54	406.06	396.83	355.18	305.15
総量			2,423.68	2,403.36	2,408.98	2,207.89	2,120.42
破砕処理後の内訳	可燃物	北名古屋市分	1,592.58	1,641.78	1,661.59	1,529.50	1,529.30
		豊山町分	388.83	350.95	347.33	320.91	308.16
		計	1,981.41	1,992.73	2,008.92	1,850.41	1,837.46
	不燃物	北名古屋市分	14.41	2.99	0.00	0.00	0.00
		豊山町分	3.52	0.64	0.00	0.00	0.00
		計	17.93	3.63	0.00	0.00	0.00
	磁性物	北名古屋市分	330.40	321.05	319.75	284.14	224.14
		豊山町分	80.66	68.63	66.84	59.62	45.17
		計	411.06	389.68	386.59	343.76	269.31
	計		2,410.40	2,386.04	2,395.51	2,194.17	2,106.77
委託処理（乾電池）		北名古屋市分	10.87	13.36	10.54	11.07	11.01
		豊山町分	2.41	3.96	2.93	2.65	2.64
		計	13.28	17.32	13.47	13.72	13.65
総計			2,423.68	2,403.36	2,408.98	2,207.89	2,120.42

６－３　最終処分

北名古屋衛生組合の『藤岡最終処分場』及び(財)愛知臨海環境整備センターの『名古屋港南５区廃棄物最終処分場』で処分を行っている。その概要は表 2-1-14 に示すとおりである。藤岡最終処分場の残余容量は、平成 20 年度末において 70,292 ㎥となっている。

埋立対象物は、粗大ごみ処理施設からの不燃物及びごみ焼却施設からの焼却灰である。最終処分量の内訳は、表 2-1-15 に示すとおりである。

乾電池については、民間施設で処分している。

表 2-1-14　最終処分場の概要

施設名称	北名古屋衛生組合 藤岡最終処分場	(財)愛知臨海環境整備センター 名古屋港南５区廃棄物最終処分場※1
所 在 地	豊田市西中山町向イ原 141－１	知多市新舞子地先
埋立面積	9,700 ㎡	560,000 ㎡
埋立容量	91,800 ㎥	4,910,000 ㎥
埋立開始	平成７年４月	平成７年７月※2
埋立処理方式	準好気性埋立（サンドイッチ方式）	準好気性埋立（サンドイッチ方式）
浸 出 水 処理施設	凝集沈殿＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着	生物脱窒＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着

※１．平成 21 年度末に閉鎖予定　※２．北名古屋衛生組合の搬入開始年月

表 2-1-15　最終処分量の内訳

（単位：ｔ/年）

年度			平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
焼 却 灰	北名古屋市分		3,940.17	4,177.97	4,320.82	3,915.11	3,920.01
		藤岡最終処分場	609.19	759.71	898.95	728.27	776.76
		アセック	3,330.98	3,418.26	3,421.87	3,186.84	3,143.25
	豊山町分		983.19	907.19	944.62	1,049.53	1,116.46
		藤岡最終処分場	152.01	164.96	196.53	195.23	221.23
		アセック	831.18	742.23	748.09	854.30	895.23
	計		4,923.36	5,085.16	5,265.44	4,964.64	5,036.47
		藤岡最終処分場	761.20	924.67	1,095.48	923.50	997.99
		アセック	4,162.16	4,160.49	4,169.96	4,041.14	4,038.48
不燃・粗大ごみ破砕後の不燃物	北名古屋市分		14.41	2.99	0.00	0.00	0.00
	豊山町分		3.52	0.64	0.00	0.00	0.00
	計		17.93	3.63	0.00	0.00	0.00
災害ごみ			－	－	－	－	－
総　　計			4,941.29	5,088.79	5,265.44	4,964.64	5,036.47

注）アセック：名古屋港南５区廃棄物最終処分場

資料：北名古屋衛生組合の資料より

第７節　財政

処理経費は、表 2-1-16 に示すとおりである。ごみ１ｔ当たり、人口１人当たりの処理経費は、表 2-1-17 に示すとおりであり、ともに平成 18 年度をピークに減少に転じている。平成 20 年度において、ごみ量１ｔ当たり 41,571 円、人口１人当たり 20,691 円となっている。

表 2-1-16　処理経費

（単位：千円）

年度		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
維持管理費 処理及び	委託費	102,690	102,808	103,174	102,533	102,799
	組合分担金	187,870	228,399	235,274	199,423	194,882
	計	290,560	331,207	338,448	301,956	297,681
その他		1,170	1,198	1,143	1,186	1,117
合　　計		291,730	332,405	339,591	303,142	298,798

資料：豊山町

表 2-1-17　ごみ１ｔ当たり、人口１人当たりの処理経費

年度		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
ごみ総排出量	ｔ/年	6,771.81	6,041.52	6,104.30	6,935.60	7,187.65
ごみ量１ｔ当たりの処理経費	円/ｔ	43,080	55,020	55,631	43,708	41,571
人　　口	人	13,610	13,749	13,972	14,163	14,441
人口１人当たりの処理経費	円/人	21,435	24,177	24,305	21,404	20,691

注）ごみ総排出量は、集団回収分及び事業系可燃・不燃ごみの委託処理分を除く。

第２章　ごみ処理環境の動向

第１節　関係法令等

廃棄物に関する法体系を整理すると図 2-2-1 のとおりである。(個別法令等の詳細は「資料編３．関係法令等」参照)

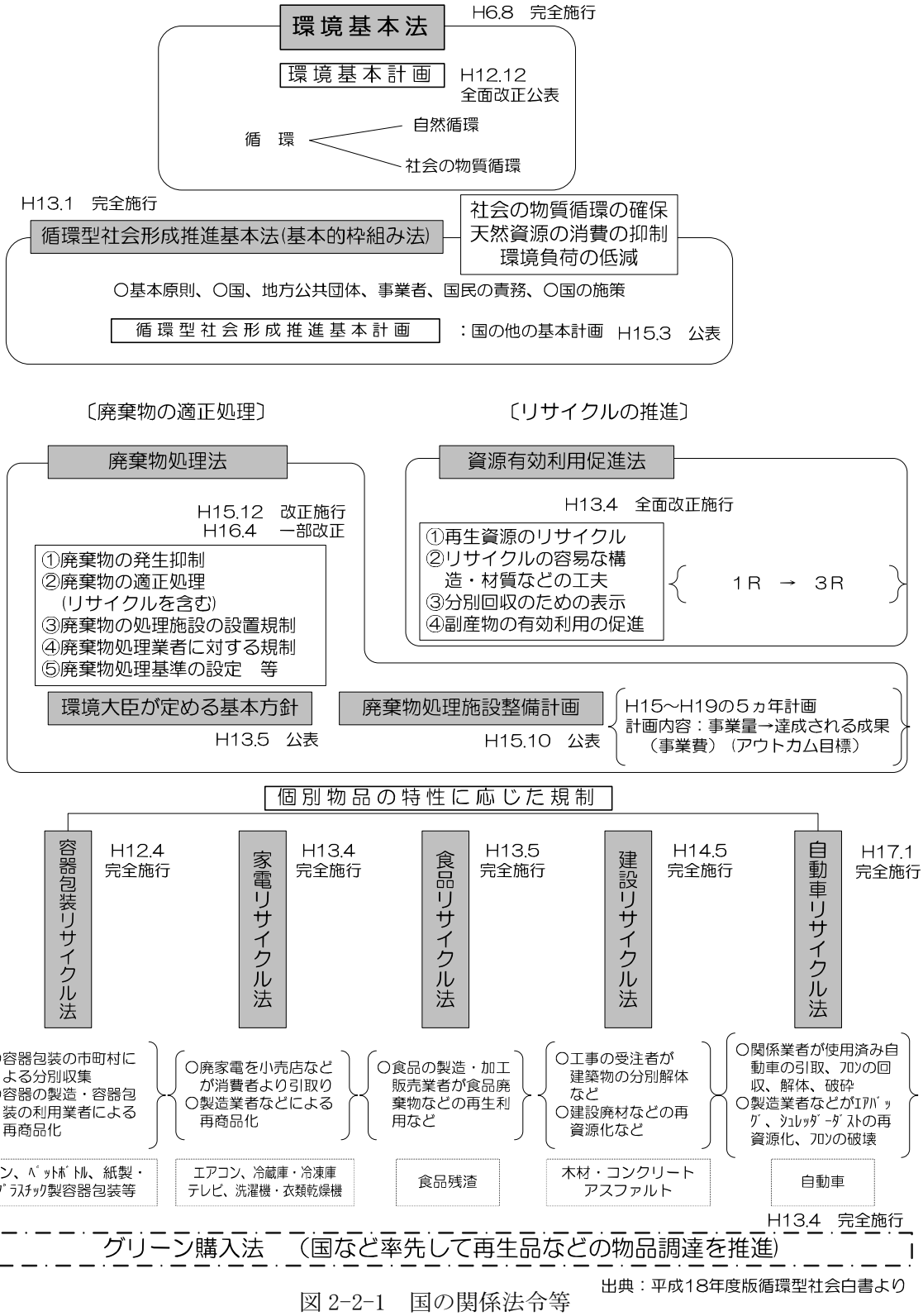

出典：平成18年度版循環型社会白書より

図 2-2-1　国の関係法令等

第２節　近隣市町村の動向

本町のごみ処理を行う北名古屋衛生組合の構成市町は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 21 年３月）」において、名古屋ブロックとして広域化を進めることとされている。名古屋ブロック及び近隣するブロックの一般廃棄物処理施設整備状況は、ごみ焼却施設が 11 施設、粗大ごみ処理施設が９施設、資源化施設が９施設あり、最終処分場は 13 施設となっている。（詳細は「資料編４．近隣市町村の動向」参照）

第３節　ごみ処理技術の動向

収集運搬、中間処理、最終処分に関する技術の概要を以下に示す。（詳細については「資料編５．ごみ処理技術の動向」参照）

３－１　収集運搬技術

収集方式として適用されている方式には、ステーション収集及び戸別収集があり、ステーション収集が最も一般的方法といえる。

ステーション方式には、ごみの排出容器とのかかわりで、袋等収集方式、専用コンテナ方式、大容量コンテナ方式に分類できる。

収集・運搬機材は、一般の物流と同様、収集運搬機材の大半が車両によって占められている。車両による収集運搬は、機動性、柔軟性に優れており、地域的に他の収集方式が採り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えて差し支えない。

３－２　中間処理技術

ごみの中間処理は、従来、最終処分のための前処理としての位置づけで行われ、ごみの安定化及び減量化・減容化を目的としてきた。近年、廃棄物の循環型処理を指向するようになり、資源化も中間処理の目的に加えられるようになってきた。

主な中間処理技術をごみ種別の観点から整理すると、図 2-2-2 に示すとおりとなる。

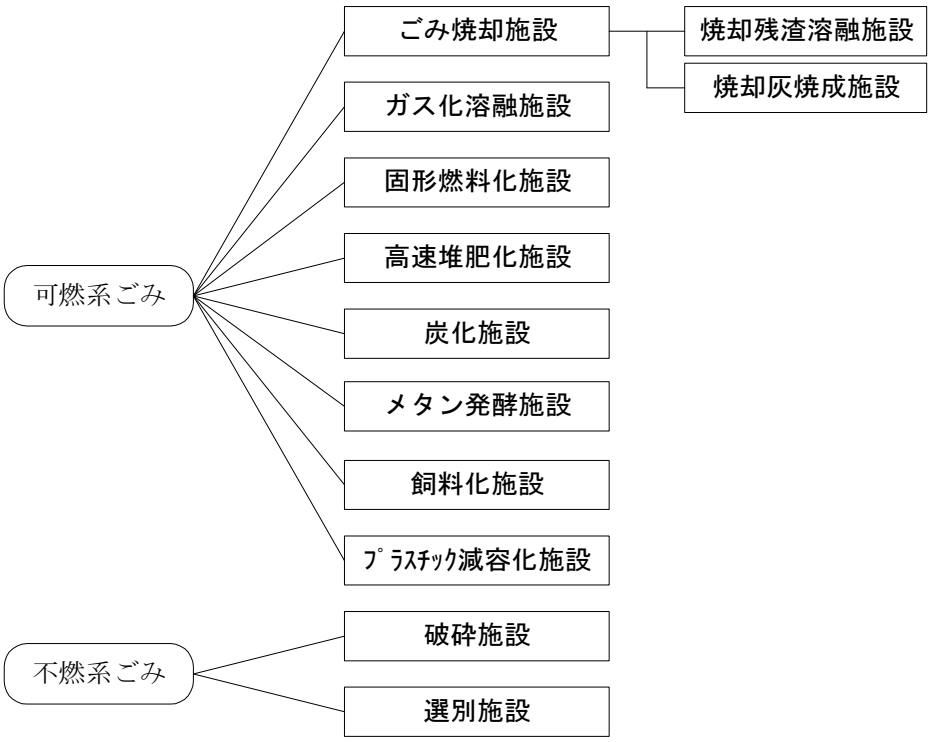

図 2-2-2　ごみ種別中間処理技術

３－３　最終処分技術

従来の最終処分場は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式が主流であったが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクローズドシステム最終処分場の採用も見られ始めている。

第３章　ごみ発生量の見込み

今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を保持した場合のごみ発生量の見込みは、家庭系ごみは図 2-3-1 及び表 2-3-1 に、事業系ごみは図 2-3-2 及び表 2-3-2 に示すとおりである。

家庭系ごみ（資源を除く）は、平成 36 年度に 3,138ｔ/年（577ｇ/人･日）となり、現状（平成 20 年度）より、約 110ｔ/年（39ｇ/人･日）の減少となる。

資源は、平成 36 年度に 636ｔ/年（117ｇ/人･日）となり、現状（平成 20 年度）より、約 24ｔ/年（8ｇ/人･日）の減少となる。

事業系ごみについては、前述のとおり、本町には名古屋空港があり、事業系ごみの大半を空港関連が占めていたが、中部国際空港開港（平成 17 年２月 17 日）により、名古屋空港での事業が縮小したため、平成 17 年度にごみ量も大きく減少した。しかし、名古屋市中央卸売市場北部市場からの可燃性一般廃棄物の受入れ開始や、名古屋空港国際線跡地への大規模小売店出店により可燃ごみが増加し、平成 20 年度に 4,449ｔ/年（12.2ｔ/日）となっている。将来的には平成 36 年度まで同程度の排出量が見込まれる。

（詳細については、「資料編６．ごみ発生量及び処理量の見込み」参照）

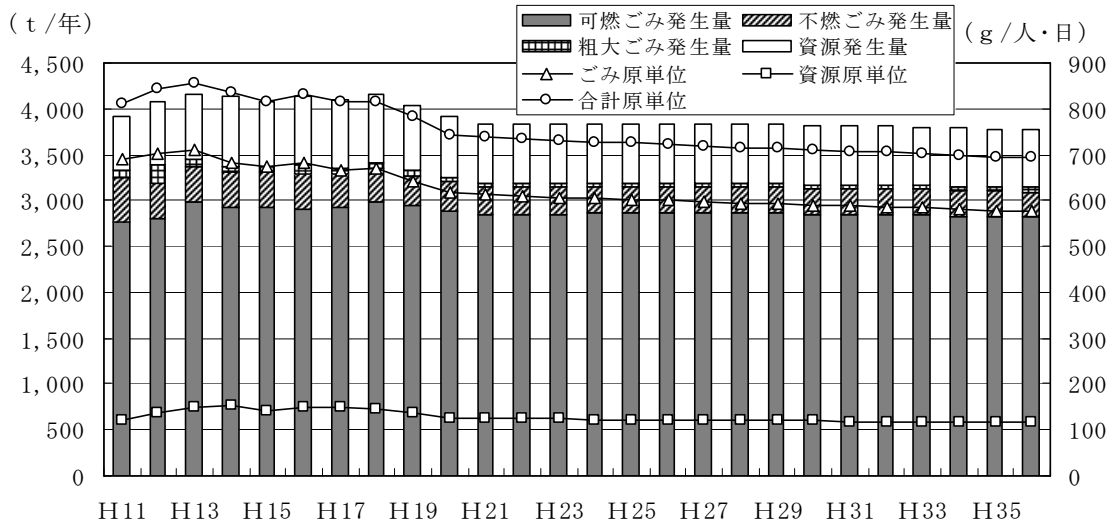

図 2-3-1　家庭系ごみ発生量の見込み

表 2-3-1　家庭系ごみ発生量の見込み

			H20	H24	H27	H30	H33	H36
人　　口		人	14,441	14,459	14,631	14,725	14,838	14,894
可燃ごみ		t/年	2,892.53	2,856	2,861	2,849	2,842	2,821
不燃ごみ		t/年	316.69	297	291	286	281	276
粗大ごみ		t/年	39.28	40	40	40	41	41
	計	t/年	3,248.50	3,193	3,192	3,175	3,164	3,138
	原単位	g/人･日	616	605	598	591	584	577
資　源		t/年	659.91	650	647	643	639	636
	原単位	g/人･日	125	123	121	120	118	117
合　計		t/年	3,908.41	3,843	3,839	3,818	3,803	3,774
	原単位	g/人･日	741	728	719	711	702	694

注）資源は、集団回収及び乾電池を含む。
　　原単位は四捨五入により合計値があわない場合がある。

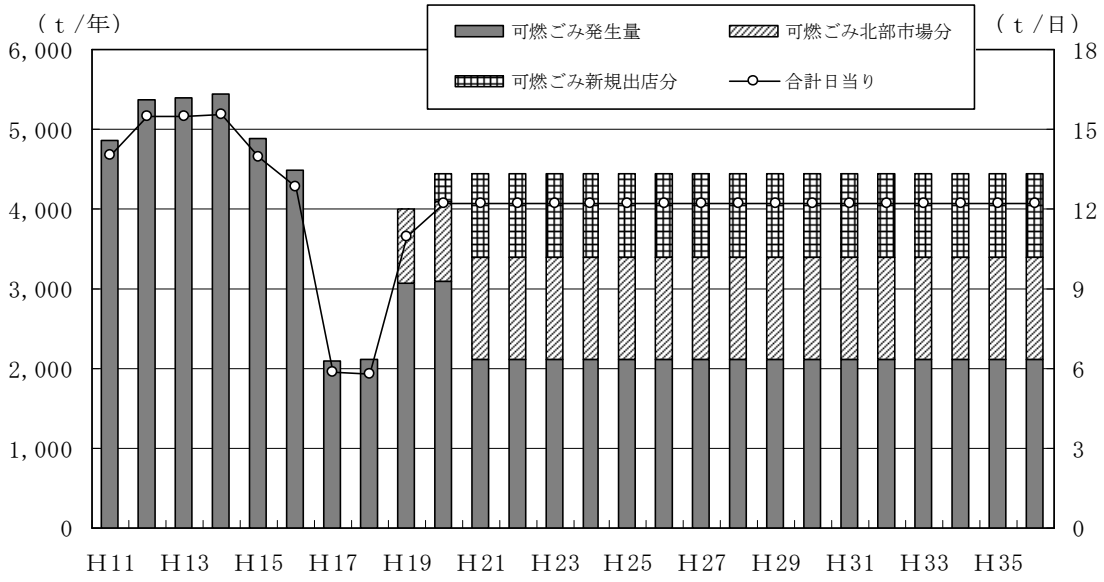

図 2-3-2　事業系ごみ発生量の見込み

表 2-3-2　事業系ごみ発生量の見込み

		H20	H24	H27	H30	H33	H36
可燃ごみ	t/年	3,092.01	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116
可燃北部市場分	t/年	1,012.41	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
可燃新規出店分	t/年	344.48	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059
合計	t/年	4,448.90	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453
1日当たり	t/日	12.19	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2

第４章　課題の抽出

第１節　現況整理からの課題の抽出

これまでに整理した地域の特性、ごみ処理の実態を分析し、問題点を抽出する。

表 2-4-1(1)　ごみに関する問題点と課題

	町の現状	課題
人口	・人口は、平成 11 年度以降、増加傾向を示しており、ごみ量の増加に繋がる可能性がある。	・排出抑制や分別の徹底等が必要である。
	・「人口は、住宅対策や子育て支援策等を含めて町民の定住促進や町外住民の転入誘導を継続的に推進することにより、増加率は緩やかになるものの今後も増加を続ける。」(第４次豊山町総合計画からの抜粋)	・新たに他の地域から移り住む町民は、現況の豊山町のごみ処理体制への理解度が低い可能性があり、排出抑制や分別のルール等、行政による周知徹底が特に必要となる。
ごみの減量	・総排出量の原単位は、平成 17 年に名古屋空港が空港機能を縮小し、事業系ごみは大きく減少しており、1,243ｇ/人･日となっているが、それでも全国値 1,086ｇ/人･日[H16]を上回っている。	・排出抑制・減量化対策が必要である。 ・ごみ減量意識を高めるため、処理手数料徴収の検討をする。
	・家庭用生ごみ処理機等の設置状況は緩やかではあるが普及しつつある。	・排出抑制の一方策として、生ごみ処理機等のさらなる普及拡大に努める必要がある。
資源化の促進	・リサイクル資源収集（拠点回収含む）量は、近年減少傾向を示している。	・更なる資源化推進を図るため、資源の広報啓発活動を充実させていく必要がある。
	・集団回収は、平成 19 年度まで増加しているものの平成 20 年度には減少している。	・集団回収は、町民の自主的な取り組みの一つとして積極的な推進が必要であり、集団回収の支援、啓発や奨励金等の見直しなどを検討する必要がある。
事業系ごみの減量	・事業所数は、平成 13 年から 16 年にかけて減少しているが、名古屋空港国際線跡地への大規模小売店出店などにより、事業所数は増加しており、事業系ごみ量の増加も考えられる。	・今後、町内産業の発展に合わせ、新たに増加する事業所に向けた事業系ごみの排出方法や、減量化への取り組みについて、指導等の徹底が必要である。
ごみ処理費用	・ごみ処理費用は、平成 18 年度をピークに減少に転じている。	・家庭系ごみ、事業系ごみともに、処理費に見合った適正な処理手数料の徴収を検討する必要がある。
不法投棄対策	・家庭ごみの不法投棄やたばこのポイ捨て等が見られる。	・さらなる監視対策の強化が必要である。

表 2-4-1(2)　ごみに関する問題点と課題

	町の現状	課題
施設管理	・北名古屋衛生組合のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、老朽化してきている。	・広域化計画に対応した新しいごみ処理施設の整備の検討が必要である。
	・北名古屋衛生組合の最終処分場の残余容量は70,292㎥[H20末]と比較的余裕はあるが、最終処分量の約８割を名古屋港南５区最終処分場（(財)愛知臨海環境整備センター）で処分している。	・北名古屋衛生組合だけに限らず、最終処分場の新設が困難な状況となっており、資源となるものは極力資源化に努め、ごみの適正処理により最終処分量を減らし、最終処分場の延命を図る必要がある。
災害ごみ対策	・平成12年の東海豪雨時と同様に、突発的な災害が起こった場合、多量のごみが発生する可能性がある。	・震災水害等、突発的に発生する災害ごみの処理について、近隣市町との連携した処理を検討する必要がある。

第２節　アンケート調査結果からの課題の抽出

アンケート調査結果から課題を整理すると、表 2-4-2 に示すとおりとなる。

表 2-4-2(1)　アンケート調査結果からの課題

		アンケート調査結果	課題
ごみ・環境問題、ごみ行政		・ごみ・環境問題に対して、施策の認知度としては、「住宅用太陽光発電システム補助事業」「団体資源分別収集事業奨励金交付事業」「リサイクル情報コーナー」など認知度がやや低いものがある。 ・ホームページについては広報資料としての認知度が低い。	・認知度の低い事業については積極的な広報活動等に努める必要がある。 ・今後の生活様式の変化を考えると、インターネットを利用した広報啓発も有効であり、こうした広報策の認知度向上も必要と考えられる。
ごみ及び資源の分別・出し方	可燃ごみ及び不燃ごみ	・不燃ごみ指定袋の大きさと収集回数について改善を求める意見が若干あった。 ・ごみ出しの時間について、「前日の夜から出している」「時間が過ぎても収集前なら出している」との回答が若干みられた。	・不燃ごみの指定袋の大きさと収集回数について、改善の検討が必要である。 ・ごみ出しの時間のルールの徹底についての広報に力を入れる必要がある。
	リサイクル資源	・収集回数については「少ない」という意見が全体の３割程度あった。 ・最寄りの資源集積所に対して、「遠い」「どちらかといえば遠い」との回答が２割程度あった。	・収集回数についての検討が必要である。 ・資源集積所の検討が必要である。
	粗大ごみ	・自由意見で無料化や収集回数についての意見がみられた。	・手数料のあり方についての検討や、ごみの分け方・出し方の啓発をより充実させる必要がある。

表 2-4-2(2)　アンケート調査結果からの課題

		アンケート調査結果	課題
施策の周知状況	処理されないごみ	・家電４品目を収集していないことについては、知らないとする回答が１割であったが、処理困難物やパソコン本体・ディスプレイ・ノート型パソコンについては、知らないとの回答が３割前後あった。	・特に処理困難物やパソコンの処理に関する情報の周知活動の必要がある。
	ごみの出し方	・「ごみの分け方・出し方パンフレット」については、約９割が認知し、８割以上の人が「よく利用」もしくは「ときどき利用」しているにもかかわらず、分別に悩んだ際の利用率は５割強にとどまっている。「町のホームページ」に関しても認知度に対して利用率が低い状況となっている。 　自由意見では「分別が分かりにくく、徹底されていない」という意見が複数みられたが、出し方の不明なごみは「プラスチックと金属の混ざったもの」をはじめ、ある程度決まった種類のものであった。	・パンフレットやホームページの記載事項に重点的に説明を加えるなど、記載内容の検討が必要である。
	処理先の認識状況	・収集後の処理について、北名古屋衛生組合や民間業者委託により処理されていることを知らないとする回答が多かった。	・処理先について知ることにより、分別の意義を認識することは重要と考えられるため、今後の積極的な広報活動等が必要である。
	家庭でのごみ減量対策	・実際の行動として、「買物袋を持参」「不要なものを他の目的で利用」は３割程度、それ以外は２割未満の状況にあり、これらの行動の実施に対しては推進の余地を残していると言える。	・家庭でのごみ減量対策の具体例について、広報活動等が必要である。
今後の施策	ごみの有料化	・ごみ処理の有料化については、３割程度の反対意見があり、自由意見では有料化が招く不法投棄を心配する声もあった。	・今後、有料化の導入を検討していく際には、不法投棄対策も考慮しつつ、合意形成を図っていく必要がある。
	その他	・自由意見で、「自宅でごみを燃やす人を指導してほしい」との意見は複数見られた。	・今後、自家焼却等の実態の把握も含めて、広報していく必要がある。

第３節　ごみ質分析結果からの課題の抽出

現状のごみ質を把握するため、家庭系の可燃ごみ及び不燃ごみを収集地区毎にそれぞれ１検体ずつ、事業系は環境美化センターごみピットより１検体サンプリングし、分析を行なった。その結果を表 2-4-3 に示す。

表2-4-3(1)　可燃ごみ　ごみ質調査結果　（単位：%）

	豊山町					事業系
試料番号	①	②	最大	最小	平均	
収集区域	第２地区	第１地区	－	－	－	
採取日	9/4	9/12	－	－	－	9/11
時間	9：25	9：25	－	－	－	15：05
a.紙類 （b.～g.以外のもの）	21.6	23.6	23.6	21.6	22.6	26.7
b.新聞紙	6.3	18.9	18.9	6.3	12.6	0.9
c.雑誌類 （コピー用紙等事務系用紙を除く）	3.6	1.7	3.6	1.7	2.7	1.1
d.段ボール	2.1	6.2	6.2	2.1	4.2	11.4
e.紙パック	1.2	0.9	1.2	0.9	1.1	2.8
f.コピー用紙等事務系用紙	1.4	0.1未満	1.4	0.1未満	0.7	2.8
g.その他紙製容器包装	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
h.布類	13.8	2.3	13.8	2.3	8.1	1.3
i.ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 （j.～l.以外のもの）	14.1	9.5	14.1	9.5	11.8	38.2
j.ペットボトル	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
k.その他のプラスチック製容器包装 （l.以外のもの）	0.1未満	0.8	0.8	0.1未満	0.4	1.2
l.その他のプラスチック製容器包装 （汚れが取れないもの）	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
m.木・竹・ワラ類	22.1	19.7	22.1	19.7	20.9	3.9
n.ちゅう芥類	13.5	15.3	15.3	13.5	14.4	4.3
o.有害ごみ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
p.燃やせないごみ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
q.びん類	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
r.缶類	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
s.缶以外の金属類	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.8
t.その他複合品	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
u.その他 （孔眼寸法約5mmのふるいを通過したもの）	0.3	1.1	1.1	0.3	0.7	4.5

注）計量下限値以下は0.1未満と表記し、同数値は平均値算出時には0として計上するものとした。ただし全ての値が0.1未満の場合には平均値も0.1未満と表記した。

表2-4-3(2)　不燃ごみ　ごみ質調査結果　（単位：%）

試料番号	①	②	最大	最小	平均
収集区域	第２地区	第１地区	－	－	－
採取日	9/6	9/7	－	－	－
時間	9：50	10：20	－	－	－
a.紙類 （b.c.以外のもの）	0.9	0.7	0.9	0.7	0.8
b.その他紙製容器包装	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6
c.その他資源化可能な紙類 （新聞、雑誌等b.以外のもの）	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
d.布類	1.3	0.1未満	1.3	0.1未満	0.7
e.ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 （f.～i.以外のもの）	44.3	27.7	44.3	27.7	36.0
f.ペットボトル	2.5	1.3	2.5	1.3	1.9
g.その他のプラスチック製容器包装 （h.以外のもの）	6.3	0.1未満	6.3	0.1未満	3.2
h.その他のプラスチック製容器包装 （汚れが取れないもの）	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
i.テープ類	0.4	2.9	2.9	0.4	1.7
j.木・竹・ワラ類	0.5	6.4	6.4	0.5	3.5
k.ちゅう芥類	0.2	0.1未満	0.2	0.1未満	0.1
l.有害ごみ	0.5	0.1未満	0.5	0.1未満	0.3
m.陶器類	4.3	16.7	16.7	4.3	10.5
n.びん類 （飲料・食品用）	4.8	9.8	9.8	4.8	7.3
o.びん以外のガラス類	1.4	6.3	6.3	1.4	3.9
p.缶類	13.1	1.3	13.1	1.3	7.2
q.缶以外の金属類	6.0	21.0	21.0	6.0	13.5
r.小型家電品	3.6	0.1未満	3.6	0.1未満	1.8
s.その他複合品	4.2	1.8	4.2	1.8	3.0
t.その他 （孔眼寸法約5mmのふるいを通過したもの）	5.1	3.6	5.1	3.6	4.4

注）計量下限値以下は0.1未満と表記し、同数値は平均値算出時には0として計上するものとした。ただし全ての値が0.1未満の場合には平均値も0.1未満と表記した。

現状のごみ質分析結果から、本町におけるごみ排出状況の課題を表 2-4-4 に示す。

表 2-4-4　ごみ排出状況の課題

	町の現状	課題
家庭系可燃ごみ	・分別対象となっている以下の資源が混入している。 最大　（平均） 新聞紙　18.9%　(12.6%) 雑誌類　3.6%　(2.7%) ダンボール　6.2%　(4.2%) 紙パック　1.2%　(1.1%) 布類　13.8%　(8.1%) ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製 容器包装　0.8%　(0.4%)	・排出抑制、リサイクル率向上のため、さらなる広報・啓発が必要である。
家庭系不燃ごみ	・可燃ごみであるビニール類が最大44.3%、平均36.0%混入している。 ・分別対象となっている以下の資源が混入している。 最大　（平均） 布類　1.3%　(0.7%) ペットボトル　2.5%　(1.9%) ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製 容器包装　6.3%　(3.2%) ビン類　9.8%　(7.3%) 缶類　13.1%　(7.2%)	・不燃ごみ処理設備への負荷低減のためにも分別の徹底が必要である。 ・排出抑制、リサイクル率向上のため、さらなる広報・啓発が必要である。
事業系可燃ごみ	・分別対象となっている以下の資源が混入している。 新聞紙　0.9% 雑誌類　1.1% ダンボール　11.4% 紙パック　2.8% 布類　1.3% プラスチック製容器包装　1.2%	・排出抑制、リサイクル率向上のため、さらなる広報・啓発が必要である。

第４節　排出実態現地調査結果からの課題の抽出

家庭系資源の排出実態を把握するため、可燃ごみの排出区域割りを元に第１地区、第２地区それぞれ代表的な５地域を抽出し現地調査を行なった。その結果から明らかとなった課題を表 2-4-5 に示す。

また、事業系についても事業所におけるごみ分別状況を把握するために、比較的排出量の多い事業所について現地調査を実施した。その結果から明らかとなった課題を表 2-4-6 に示す。

表 2-4-5　資源排出状況の課題

	町の現状	課題
分別区分	・空き缶でアルミとスチールの混同が目立った。	・アルミとスチールの見分け方の周知を図り、分別精度の向上を図る。
	・ビン類では特に化粧ビン・薬品ビンの混入と黒ビン、茶ビン、緑ビンの混同が目立った。	・色毎の見分け方の周知を図り、分別精度の向上を目指すか、分別区分の見直しを検討する必要がある。
	・容器包装プラスチックでは白色トレー等の混入が目立った。	・食品トレーとの分別区分の周知を図る必要がある。
排出ルール	・アルミ缶を潰す実施率が極端に低く、ペットラベル除去もあまり実施されていない。	・排出方法を周知し、徹底を図る必要がある。また、再生時に問題ないようであればルールの見直しも含めて検討する必要がある。
集積所の状況	・旧市街地ではスペースに余裕が少ない集積所がある。	・今後の資源排出量の増加や、社会情勢の変化により分別区分の細分化等が進んだ際に、集積所の追加などの検討が必要となる可能性がある。

表 2-4-6　事業所ごみ分別状況の課題

	町の現状	課題
排出状況	・分別対象のダンボールの混入が見受けられた。 ・生ごみの排出が多く見受けられた。	・排出抑制、リサイクル率向上のため適正な指導が必要である。 ・資源化の検討を促すことを検討する。

第５章　基本方針

「豊山町容器包装分別収集計画」（平成 17 年６月策定）において、一般廃棄物処理基本計画の基本的方向を、以下に示すとおり定めている。本計画においても、これを踏襲するものとする。

１．北名古屋衛生組合を構成する北名古屋市とともに協力し、ごみの減量化に努める。
２．ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした循環型社会を構築する。
３．廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全する。
４．町民、事業者と町など関係者が一体となった快適な町づくりを推進する。
５．容器包装廃棄物の分別収集に必要な体制を整備する。

第６章　目標設定

計画最終年度（平成 33 年度）の減量目標は、平成 18 年度策定時の目標達成に向け施策を継続するものとし、以下に示すとおりとする。

減量目標は、平成 20 年度実績に対して 8%の減量とし、減量化量は、家庭系（ごみ＋資源）48ｇ/人･日の減、事業系ごみ 0.8ｔ/日の削減とする。（減量化量の内訳は次項参照とする。）

国の減量目標は、平成９年度のごみ排出量に対して約５％削減することとされている。本町において国の目標値を適用した場合、1,136ｇ/人･日が目標値となる。表 2-6-1 に示す減量目標を達成すれば、家庭系、事業系をあわせた総量 1 人 1 日あたり排出量は 1,029g/人･日（北部市場及び大規模小売店出店分を除く）となり、国の定める目標も達成される。

※本町において国の目標値を適用した場合の総量目標

1,196ｇ/人･日※[H9 排出実績]×95%＝1,136ｇ/人･日　※空港関係分除く。

減 量 目 標 値（平成 33 年度）

現状（平成 20 年度）より

家庭系ごみ原単位	**8%削減**	**目標値：568ｇ/人・日**
資源化量原単位	**2%向上**	**目標値：128ｇ/人・日**
事業系ごみ１日あたり排出量	**7%削減**	**目標値：11.4ｔ/日※**

※北部市場分及び大規模小売店出店分を除いた事業系ごみ量を 5.0t/日とする。

表 2-6-1　減量目標

		平成20年度（現状）	平成33年度（目標）	現状に対し
家庭系ごみ	ｇ/人･日	616	568	8%削減
資源	ｇ/人･日	125	128	2%向上
計	ｇ/人･日	741	696	6%削減
事業系ごみ※1	ｔ/日	12.2	11.4	7%削減
総ごみ排出量※1	ｔ/年	8,357.31	7,932	——
総排出量原単位※1	ｇ/人･日	1,586	1,465	8%削減
総排出量原単位※2	ｇ/人･日	1,142	1,029	10%削減

※1北部市場分及び大規模小売店出店分を含む。
※2北部市場分及び大規模小売店出店分を除く。
注）原単位は四捨五入により合計値があわない場合がある。

第１節　資源化による削減量

リサイクル資源については、平成 18 年度計画策定時に未分別のリサイクル資源を分別徹底することとして、資源回収拡大の目標を設定していたが、平成 20 年度までの間にごみの減量と併せて資源回収量も減少している。これは排出抑制等の取組み効果によるものと考えられ、平成 18 年度時と比較してごみ中から回収可能な資源も少なくなっていると予測される。従って資源回収の目標を変更し、表 2-6-2 に示す含有率より、可燃系については 6%、不燃系は 4%をリサイクル資源として回収することを目標とする。

また、缶以外の金属類のリサイクルについてが、回収目標は 8%とする。

表 2-6-2　資源化物の含有率及び回収目標

		含有率	回収目標
可燃ごみ	紙パック	1.1%	6%
	その他プラスチック製容器包装	0.4%	
	古 紙 類	19.5%	
	古 布 類	8.1%	
不燃ごみ	空き缶	7.2%	4%
	空きびん	7.3%	
	ペットボトル	1.9%	
	その他プラスチック製容器包装	3.2%	
	缶以外の金属類	13.5%	8%

表 2-6-3　資源化率向上後の家庭系ごみ発生量の見込み

			平成20年度（現状）	平成33年度（目標）
人　　口		人	14,441	14,838
可燃ごみ		t /年	2,892.53	2,792
不燃ごみ		t /年	316.69	276
粗大ごみ		t /年	39.28	41
計		t /年	3,248.50	3,109
	原単位	g /人・日	616	574
資　源		t /年	659.91	694
	原単位	g /人・日	125	128
合　計		t /年	3,908.41	3,803
	原単位	g /人・日	741	702

注）資源は、集団回収及び乾電池を含む。
　　原単位は四捨五入により合計値があわない場合がある。

第２節　排出抑制による削減量

前項に示した資源回収は、不要物として排出される「ごみ」のうち再生利用できるものを「資源」として回収しているにすぎず、排出されるごみ総量の削減にはつながらない。

資源化を推進することとあわせて、家庭系・事業系それぞれで排出量を削減するものとする。

家庭系に関しては、前項の表 2-6-3 に示した資源回収後の各ごみ量から、**可燃ごみ 5.3 g/人･日、不燃ごみ 0.6g/人･日、粗大ごみ 0.2g/人･日**をそれぞれ削減し、家庭系ごみとして**計 6.1g/人･日削減**することを目標とする。（表 2-6-4）（詳細については、「資料編７．家庭系ごみにおける減量化量」参照）

表 2-6-4　排出抑制後の家庭系ごみ発生量の見込み

		平成20年度（現状）	平成33年度 資源化による削減	平成33年度 排出抑制による削減	資源化による削減量に対し
人　　口	人	14,441	14,838	14,838	――
可燃ごみ	t/年	2,892.53	2,792	2,763	原単位 5.3g/人･日削減
不燃ごみ	t/年	316.69	276	273	原単位 0.6g/人･日削減
粗大ごみ	t/年	39.28	41	40	原単位 0.2g/人･日削減
計	t/年	3,248.50	3,109	3,076	原単位 6.1g/人･日削減
原単位	g/人･日	616	574	568	――
資　源	t/年	659.91	694	694	――
原単位	g/人･日	125	128	128	――
合　計	t/年	3,908.41	3,803	3,770	――
原単位	g/人･日	741	702	696	――

注）資源は、集団回収及び乾電池を含む。
原単位は四捨五入により合計値があわない場合がある。

事業系については、現状に対して可燃ごみから **7%（0.8t/日）**削減することを目標とする。

表 2-6-5　事業系ごみ発生量の見込み

		平成20年度（現状）	平成33年度（目標）	現状に対し
可燃ごみ	t/年	4,448.90	4,162	――
1日当たり	t/日	12.2	11.4	7%削減
不燃ごみ	t/年	0.00	0	――
1日当たり	t/日	0.0	0.0	現状維持
合計	t/年	4,448.90	4,162	
1日当たり	t/日	12.2	11.4	

第７章　ごみ処理量の見込み

ごみ処理量の見込みは、家庭系が図 2-7-1(1)及び表 2-7-1(1)に、事業系が図 2-7-1(2)及び表 2-7-1(2)に示すとおりとなる。

家庭系ごみ（資源を除く）は、平成 33 年度に **3,076ｔ/年（568ｇ/人･日）**となり、現状（平成 20 年度）より、**約 173ｔ/年（48ｇ/人･日）の減少**となる。

事業系ごみは、平成 33 年度には **4,162ｔ/年（11.4ｔ/日）**となり、現状（平成 20 年度）より、**約 287ｔ/年（0.8ｔ/日）の減少**となる。

（詳細については、「資料編６．ごみ発生量及び処理量の見込み」参照）

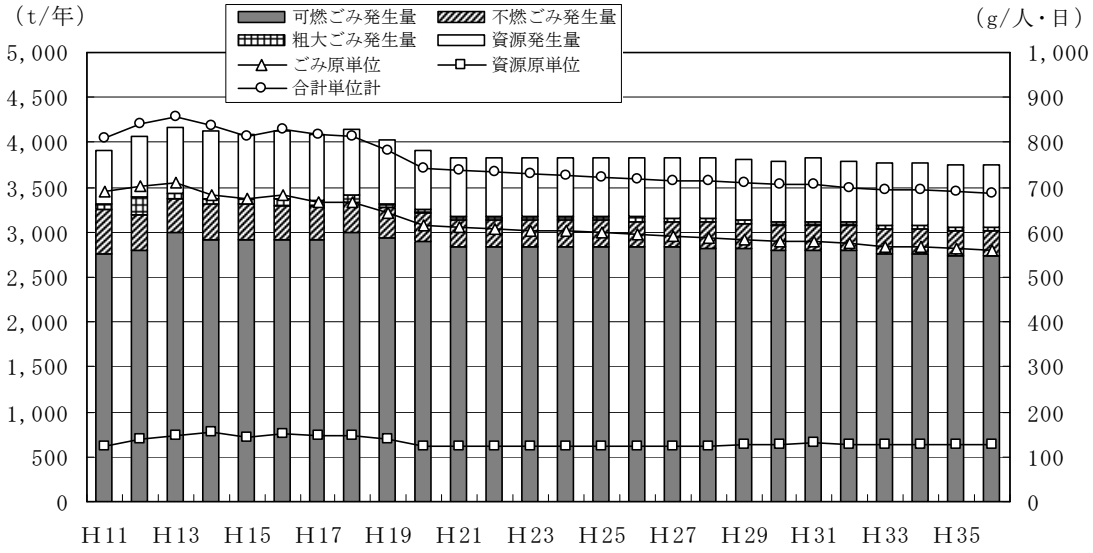

図 2-7-1(1)　家庭系ごみ処理量の見込み

表 2-7-1(1)　家庭系ごみ処理量の見込み

		H20	H24	H27	H30	H33	H36
人　　口	人	14,441	14,459	14,631	14,725	14,838	14,894
可燃ごみ	ｔ/年	2,892.53	2,841	2,830	2,801	2,763	2,743
不燃ごみ	ｔ/年	316.69	296	288	281	273	269
粗大ごみ	ｔ/年	39.28	40	40	40	40	40
計	ｔ/年	3,248.50	3,177	3,158	3,122	3,076	3,052
原単位	g/人･日	616	602	591	581	568	561
資　源	ｔ/年	659.91	659	666	677	694	689
原単位	g/人･日	125	125	125	126	128	127
合　計	ｔ/年	3,908.41	3,836	3,824	3,799	3,770	3,741
原単位	g/人･日	741	727	716	707	696	688

注）資源は、集団回収及び乾電池を含む。
原単位は四捨五入により合計値があわない場合がある。

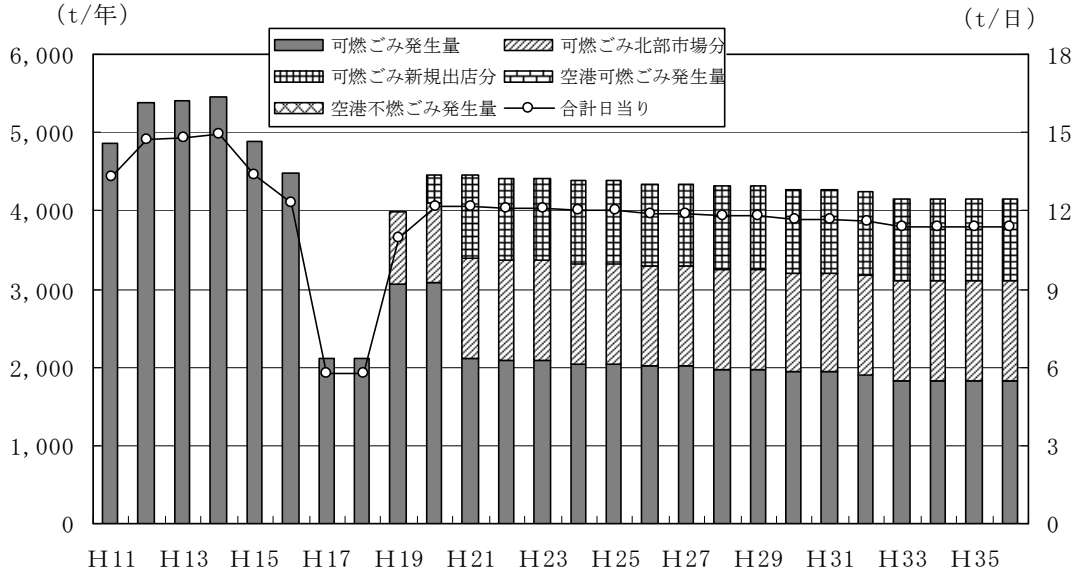

図 2-7-1(2)　事業系ごみ処理量の見込み

表 2-7-1(2)　事業系ごみ処理量の見込み

			H20	H24	H27	H30	H33	H36
可燃ごみ		t/年	3,092.01	2,044	2,008	1,935	1,825	1,825
	1日当たり	t/日	8.5	5.6	5.5	5.3	5.0	5.0
可燃北部市場分		t/年	1,012.41	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
	1日当たり	t/日	2.8	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
可燃新規出店分		t/年	344.48	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059
	1日当たり	t/日	0.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
合計		t/年	4,448.90	4,381	4,345	4,272	4,162	4,162
	1日当たり	t/日	12.2	12.0	11.9	11.7	11.4	11.4

注）1日当り処理量は四捨五入により合計値があわない場合がある。

再生利用量及び再生利用率は表 2-7-2 に示すとおりであり、平成 33 年度の再生利用率は 13.3%となる。

表 2-7-2　再生利用量及び再生利用率

		年度	H20	H24	H27	H30	H33	H36
総ごみ排出量		t/年	8,357.31	5,880	5,832	5,734	5,595	5,566
再生利用量	資源回収量	t/年	663.15	659	666	677	694	689
	磁性物量	t/年	45.17	55	54	52	51	50
	計	t/年	708.32	714	720	729	745	739
再生利用率		%	8.5	12.1	12.3	12.7	13.3	13.3

注）「総ごみ排出量」は、平成17年度値と比較するため、北部市場分、新規出店分は除く。
「資源回収量」は、資源収集量＋拠点回収量＋集団回収量を示す。
「磁性物量」は、粗大ごみ処理施設からの磁性物の量を示す。

第８章　ごみ処理の基本理念

本町では総合計画において、まちづくりの目標を「地球にも人にもやさしい持続可能なまち」と定めている。本計画においてもこれを踏まえて、ごみ処理の将来像を以下のとおりとする。

≪ごみ処理の将来像≫

資源循環型社会を実現することにより、環境保全に寄与するまち

この将来像を実現するために、総合計画におけるまちづくりの基本方向のうち、「環境保全が進んでいる町」、「資源循環に取り組む町」を念頭におき、ごみ処理における基本方針を次のとおり定める。

≪基本方針≫

１．町、町民及び事業者が一体となって協働し、連携を図る
２．３Ｒを推進する
３．さらなる適正処理を推進する
４．環境美化を推進する

＜基本方針１：町、町民及び事業者の協働及び連携＞

減量目標の達成及び適正なごみ処理推進のために、町、町民及び事業者が一体となって、様々な課題を解決していく必要がある。

図 2-8-1 に関係者の連携を、表 2-8-1 に町、町民及び事業者それぞれが取組むべき事項を示す。

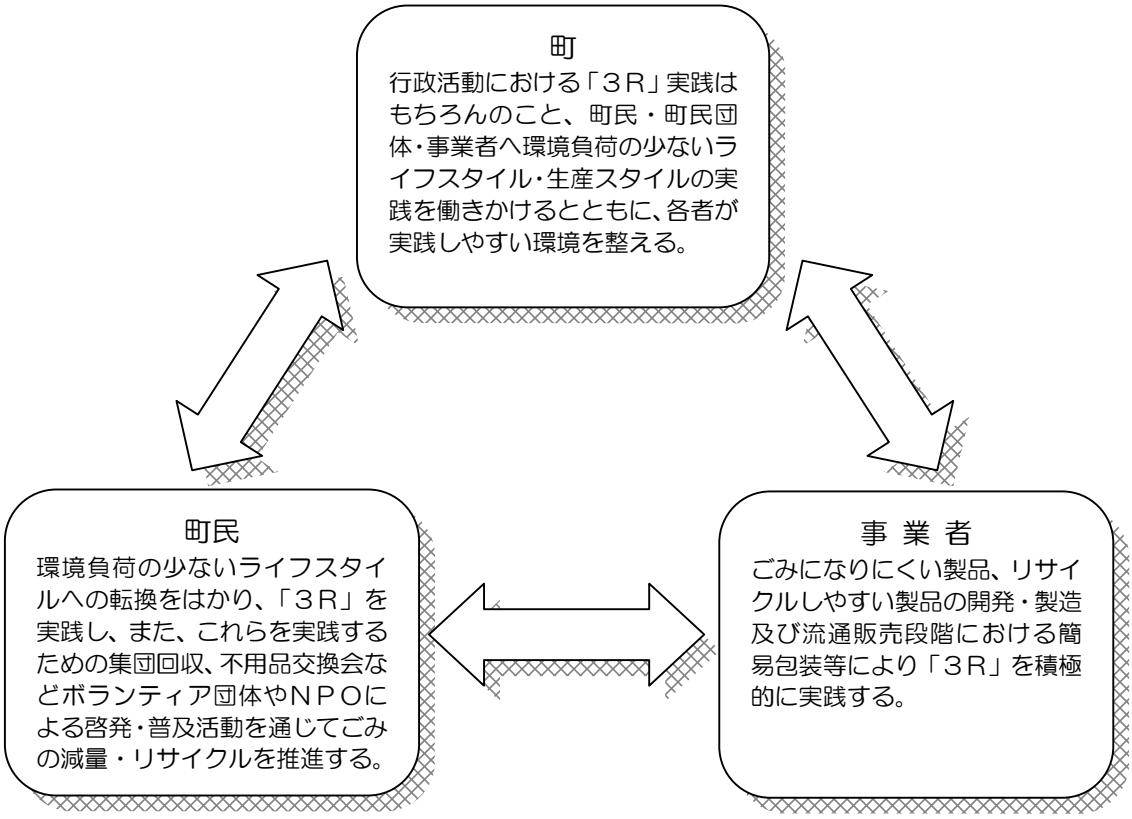

図 2-8-1　関係者の連携

表 2-8-1　町、町民及び事業者の役割

町	町民	事業者
・ごみやリサイクルに関する情報を広報・啓発活動により町民及び事業者に提供し、意識の高揚を図る。 ・ごみの減量やリサイクルを進めるため、助成制度をはじめとする各種施策を策定・実施する。 ・事業者に対して過剰な包装等を行わないように働きかける。 ・事業者に対してごみとなった製品や容器等を回収し、資源化の方策を講ずるよう指導する。	・長く使えるもの、本当に必要なものかを吟味して買い物をする。 ・再生品や循環資源を利用した製品の購入を進める。 ・過剰包装を断ったり、買物にはマイバックを持参する。 ・リターナブルびんの利用やフリーマーケットの活用により再使用を推進する。 ・不要となった家電等はリサイクル事業者へ引渡す。 ・循環型社会形成のための行政施策に協力する。	・長く使えるものをつくり、修理体制を整える。 ・リサイクルや処理しやすいものをつくり、材質等を表示する。 ・製品や容器の特性に応じた引取りやリサイクルを実践する。 ・事業活動で発生する廃棄物の減量、資源化、適正処分を進める。 ・事業活動の中で再生品や循環資源を積極的に利用する。 ・循環型社会形成のための行政施策に協力する。

＜基本方針２：３Ｒの推進＞

○排出抑制・減量化の強化

町民、事業者の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取組み推進に向け、啓発・教育・情報提供等を推進する。

○資源化の推進

町民、事業者の再生利用（リサイクル）の取組み推進に向け、啓発・教育・情報提供等を推進する。分別排出の方法等、町民にわかりやすい方策を検討する。

＜基本方針３：更なる適正処理の推進＞

○ごみ処理費用の適正化

ごみ減量の取組みを進めるにあたって、ごみ処理経費を明らかにし、公平負担の観点からも応分の負担を求め、ごみ処理料金の適正化を図る。

○災害廃棄物対策

震災、水害等の突発的に発生する災害に備えて、災害廃棄物の処理体制を構築しておく必要がある。

＜基本方針４：環境美化の推進＞

○不法投棄対策

大型ごみや町では収集しないごみ（処理困難物及び家電リサイクル法定品目等）の投棄、景観を損ねるポイ捨て、ルール違反の排出など不法投棄の監視を強化する。

第９章　基本計画

第１節　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの減量化・資源化を図るため、町、町民、事業者の協働が必要である。以下に町、町民、事業者の取り組むべき事項と、それぞれの達成に向けた町の施策内容を示す。

１－１　町における方策

町は、排出抑制策も含めた減量化・資源化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとし、以下に示すような施策について、検討、実施していくものとする。

町の取り組むべき事項		達成に向けた町の施策内容
手数料	家庭系ごみ有料化	○ さらなるごみの減量化に向けて、適正な処理料金の導入を検討する。導入にあたっては、分別の徹底、集団回収への協力等、他の施策を十分実施した後に行う。 ○ ごみ処理費用の負担の公平性を確保するために、ごみの排出量に応じた料金体系等を検討していく。
	事業系ごみの費用負担の適正化	○ ごみ処理費用を適正に負担させ、事業系ごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化等を推進するため、ごみ処理費用を勘案した事業系ごみ処理手数料を設定する。
体制整備		一般廃棄物の減量化対策を実効性あるものとするため、以下に示す体制整備を検討する。
	町民・事業者・町の協働	○ 町民、事業者及び町は、協働、連携し、ごみ減量施策等に、取組む。 ○ 協働の場（意見交換会等）を設ける。
	環境教育	○ リサイクル活動を率先して行う人材の育成やグリーンコンシューマー*活動を広報などを通じて普及させることで、ごみ減量・リサイクルの推進を図っていく。また、リーダーを育てるとともに、町民及び事業者と連携した組織づくりを進める。
	分別指導の徹底	○ ごみの減量化・資源化を図るため、廃棄物減量等推進活動ボランティアの育成による指導の徹底を図る。

グリーンコンシューマー
買い物する際に「必要なものだけ買う」、「使った後、リサイクルできるものを選ぶ」等を念頭において行動する消費者のこと。

町の取り組むべき事項		達成に向けた町の施策内容
体制整備	拠点回収の拡充	○ リサイクル資源回収の拠点として町民が日常的に利用できるような常設の資源回収ステーションの整備拡充について調査・研究する。
	小売店での資源回収の推進	○小売店がリユース、リサイクルに取り組み、ペットボトルやトレー等を回収してくれるよう、実施店舗の紹介等、協力体制を推進する。
啓発、教育、指導		町民、事業者に対してごみの減量化・資源化、さらにはごみの適正な排出の推進に向け、啓発、指導を徹底するとともに、環境教育に積極的に取組む。
	挑戦目標の設定	○ 町の減量目標達成に向けた町民の行う減量の取組みを具体的に設定し、啓発・支援する。
	広報ツールの充実	○ ごみ問題に無関心な人達の、目を引くような情報提供や啓発が重要であることから、広報誌やホームページ等への掲載を行い、広報ツールの充実を図る。
	町民参加型のイベントへの支援・協力	○ フリーマーケット及びごみや資源に対する理解を深める町民参加型のイベント等に協力を行う。 ○ イベント開催時に、ごみの減量化・資源化の広報啓発、情報提供等の充実を図る。
	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	○ ごみの発生・排出抑制を図るとともに、町民及び事業者のライフスタイルの変革、リサイクル意識の普及啓発を充実する。また、容器包装プラスチックについては、識別が難しく、正しい排出方法について継続して広報啓発を図る。 ・ 分別指導員の直接指導による分別精度の向上 ・ 広報誌、リーフレット、ホームページによる広報啓発
	環境教育の推進	○ 循環型社会の形成を目指した環境教育・環境学習を推進していく。ごみ問題の解決には、青少年の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図る。 ・ 児童・生徒用の副教材の作成 ・ ごみ処理施設等の見学会の実施 ・ 訪問授業及び出前講座の実施 町民・事業者・町の中からテーマに沿った適正な講師を町内の小中学校や地域に派遣し、ごみの減量化方法等の説明会等の出前講座を実施する。
	事業者に対しての広報・啓発・指導	○ 事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量化・資源化の広報・啓発・指導を行う。

町の取り組むべき事項		達成に向けた町の施策内容
情報提供	清掃工場における処理方法の広報	○ ごみ意識の向上を図るため、組合でごみがどのように処理されているのかについて、町のホームページ等を通じて広報を行う。
	処理費用等の広報	○ ごみ処理量、ごみ処理費、減量化量等の広報を行う。また、ごみ処理は税金で賄われていることも併せて広報していく。
助成制度		ごみの排出抑制・リサイクルを進めていくためには、町民活動への支援が必要であり、町全体で継続していく。
	家庭用生ごみ処理器等購入費補助金制度の充実	○ 家庭の生ごみの減量及び減量意識の高揚を図ることを目的として、家庭用生ごみ処理器等を購入する町民に対し補助金を交付し、普及を支援しており、引き続き実施するとともに、拡充を検討する。
	集団回収の支援の継続	○ 資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、公共施設等の場所の提供や回収業者の紹介、広報啓発、補助金交付等の支援を継続する。
	ごみ減量推進協力店の拡充	○ 循環型社会に向けて町内で事業活動を営み、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む（包装紙の簡素化、リサイクル商品の販売、資源物の回収等）店舗を『ごみ減量推進協力店』として認定し、町民、事業者が一体となったごみ減量を進める。 ○ 広報誌・ホームページなどを通じて、認定を受けた店舗の利用を消費者に推奨し、町民に支持される環境にやさしい店づくりを広めることによって、循環型社会に向けてごみ減量化・リサイクルの一層の推進を図る。
	表彰制度の拡充	○ 町民・事業者が主体となった、ごみ減量・リサイクル実践活動等の拡大を目指して、町内においてそれらの活動を推進するとともに、実績をあげている個人・住民団体・事業者の活動内容を表彰する制度を引続き実施する。

１－２　町民における方策

町民は、廃棄物処理法において、ごみの減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされている。以下に町民の取り組むべき事項と、それに向けた町の施策を示す。

町民の取り組むべき事項		達成に向けた町の支援策
資 源 化	分別精度の向上	○ ごみの分別区分について分かり易く説明したパンフレットの作成・配布などを行うとともに、広報などを通じて町民にごみをきちんと分けて出すよう啓発し、分別精度の向上を図る。 ○ 自治会等を通じて、分別マナーの徹底を図るよう呼び掛ける。
	リサイクル資源回収の向上	○ リサイクル資源として回収している空き缶、空きビン等は、決められた排出方法で出すよう努めるほか、生きびんについては販売店に戻す等、資源としての再利用に努めることが重要であり、積極的に指導や広報啓発を行う。
	集団回収の利用拡大	○ 集団回収は、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に参加するよう、広報啓発を行う。
	不用品交換の拡大	○ 家庭用品等の不用品交換はごみ減量化の観点から有効であり、広報啓発、場所の提供等に努める。
	小売店での資源回収の利用拡大	○ 一部のスーパーでは、ペットボトル、トレー等を回収しており、こうした活動は事業者の意識向上にも繋がることから、町民の積極的な利用等広報啓発する。

町民の取り組むべき事項		達成に向けた町の支援策
自家処理	家庭用生ごみ処理器等の普及	○ 厨芥ごみについて、生ごみ処理機等を利用し、各家庭で堆肥化して利用するよう、広報啓発を行う。
排出抑制		無駄なものやごみになるものは、買わない、持ち込まないリデュースに努める。
	過剰包装の自粛	○ 買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、買物かご、買物袋等を持参するよう、広報、啓発を行う。 ○ 贈物等の際も簡易包装のものを選ぶ等の配慮に努めるよう、広報啓発を行う。
	使い捨て製品の使用抑制	○ 使い捨て製品や容器の使用を抑制し、再使用可能な容器等を積極的に使用するよう、広報啓発を行う。
	再生品の使用拡大	○ トイレットペーパー等に再生品を使用するよう、広報啓発を行う。
	生ごみの水切り	○ 厨芥ごみは、多くの水分を含んでいるため、水切りを徹底するだけでも、高い減量効果があるため、広報啓発を行う。
	環境に配慮した調理	○ 家庭の台所から発生する生ごみの量を少なくするための調理方法や、町民団体による環境に配慮した調理教室等の開催を推進し、町民のごみの減量意識の高揚と厨芥ごみの減量を図るよう、広報啓発を行う。
	グリーンコンシューマー活動	○ 各個人が、社会との接点である「消費する」という行動の際に環境に配慮することにより、ごみのもとを減らすだけでなく、事業者の活動内容や社会システムをも変えていくことができる。広報等を通じてこの活動を普及させ、ごみ減量・リサイクルの推進を図る。
	家具・家電製品の修理、衣類のリフォームの推進	○ 家具・家電製品の修理、衣類のリフォーム等により、ものをできるだけ長期にわたり使用することが、排出抑制の一手法となることを積極的に広報啓発する。

１－３　事業者における方策

事業者は、廃棄物処理法において、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされている。以下に事業者の取り組むべき事項と、それに向けた町の施策を示す。

事業者の取り組むべき事項		達成に向けた町の支援策
排出抑制	長期利用可能な製品等の開発	○ 長期間利用可能な製品の開発、再生利用しやすい製品の開発に努めるよう、国･愛知県ほか各種関連団体と連携を図り、産業界へ取組みを促す。
	事業所における排出抑制	○ 事業所における自己処理、分別の徹底、減量化、資源分別に減量化に取り組むよう、広報啓発を行う。
	過剰包装の抑制	○ 流通業界団体等で、包装資材の減量化に努めるよう、国・愛知県ほか各種関連団体と連携を図り、産業界へ取組みを促す。
	流通包装廃棄物の排出抑制	○ 家電製品等の梱包材においては、その量を極力抑制するとともに、通い箱※やリサイクルできる梱包材の使用に努めるよう、国・愛知県ほか各種関連団体と連携を図り、産業界へ取組みを促す。
	製造・流通事業者による自主回収・資源化	○ 空き缶や空きびん等の資源として再生可能なものは、製造・流通事業者による自主回収の促進が必要であることから、国・愛知県ほか各種関連団体と連携を図り、産業界へ取組みを促す。
	使い捨て容器の使用抑制	○ 使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るよう、国・愛知県ほか各種関連団体と連携を図り、産業界へ取組みを促す。
そ の 他	再生品の使用	○ 事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等は、再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する材料等についても再生品の使用に努めることが重要であり、広報啓発を行う。

通い箱
　従来の梱包用使い捨ての段ボール箱に代り、プラスチックダンボールやプラスチックコンテナ等の繰返し使用できる梱包ケース類。

事業者の取り組むべき事項		達成に向けた町の支援策
そ の 他	多量排出事業者による減量計画の作成	○ 事業系一般廃棄物の減量化を推進するため、条例に基づきさらなる排出者責任の徹底や、指導の強化を進める。併せて多量排出事業者に対する減量計画作成を指示する等、条例の見直しも含めて検討する。
	環境マネジメントシステムの導入等による意識の向上	○ 環境に優しい取り組みを実施するよう、広報啓発を行う。
	拡大生産者責任*の導入	○ 事業者に対して、リサイクル対象物の収集・運搬・資源化等において生産者が責任を持って、リサイクルに取組むよう、広報啓発を行う。 ○ 製造事業者に対して製造段階からごみの抑制をする等、再利用・リサイクルが円滑に行われる社会システムの構築が必要であることから、国・愛知県ほか各種関連団体と連携を図り、産業界へ取組みを促す。
	販売者責任の導入	○ 販売者についても、拡大生産者責任同様、店頭での資源ごみ回収等、リサイクルに取組むよう、広報啓発を行う。

拡大生産者責任（ＥＰＲ）：Extended Producer Responsibility
　生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

第２節　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

２－１　分別区分

将来の収集ごみの分別区分は、表 2-9-1 に示すとおりである。なお、今後の社会情勢の変化等により、分別区分の変更の必要が生じた場合には見直しを検討する。

分別区分や排出方式の変更にあたっては、体制変更がスムーズに進むよう、事前に各地域で説明会を開催する等、分別精度の向上を促していく。

表 2-9-1　分別区分

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>対　象　物</th></tr>
<tr><td rowspan="13">収集するごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td>生ごみ、ビニール類・軟質系プラスチック類、紙おむつなど</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>陶器、ガラス類など</td></tr>
<tr><td rowspan="9">リサイクル資源</td><td>空 き 缶</td><td>アルミ缶、スチール缶（茶筒、菓子缶、ミルク缶、スプレー缶、カセットボンベなど）</td></tr>
<tr><td>空きビン</td><td>透明、茶色、青・緑色、黒、ビールびん・一升ビン</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>「ＰＥＴ」マークのものだけ</td></tr>
<tr><td>食品トレー</td><td>白色の発泡スチロール製のトレーが対象</td></tr>
<tr><td>容器包装
プラスチック</td><td>「プラ」マークのものだけ</td></tr>
<tr><td>金 属 類</td><td>空き缶以外の金属、なべ、やかんなど</td></tr>
<tr><td>古紙・布類</td><td>新聞紙・広告、段ボール、雑誌など
古着など</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>家具、ステレオ、自転車、畳など</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾 電 池</td><td>使用済み乾電池</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自己処理ごみ</td><td colspan="3">タイヤ、ブロック、バッテリー、ガスボンベ、スクーター、パソコン、浴槽など</td></tr>
<tr><td colspan="3">1.5m以上のもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">引越し等による一時的な大量ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業系ごみ</td></tr>
</table>

２－２　排出方法

排出方法については、現状と同様に可燃ごみ及び不燃ごみともに、指定袋とする。

第３節　ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

３－１　収集運搬計画

（１）収集対象

収集対象地域は行政区域全体であり、家庭系ごみを対象とし、町により収集する。事業系ごみについては、今後も許可業者による収集とする。

（２）収集運搬体制・収集方式・収集頻度・排出方式

収集運搬体制、収集方式、収集頻度及び排出方式は、表 2-9-2 に示すとおり現状を維持するものとするが、資源の品目の拡大、家庭内での貯留可能容量等を考慮しながら、必要に応じて見直しを検討していく。特にペットボトル、プラスチック類はかさばるため、他のものに比べ保管スペースが必要である点にも配慮して検討する。

表 2-9-2　収集運搬体制

	収集運搬体制	収集方式	収集頻度	排出方式
可燃ごみ	委託	路線収集	２回/週	指定袋
不燃ごみ	委託	路線収集	２回/月※	指定袋
資源ごみ(容器)	委託	ステーション収集 常時回収	２回/月 ３回/週	指定容器へ
資源ごみ(紙)	委託	ステーション収集 常時回収	１回/月 ３回/週	紐で縛る
粗大ごみ	委託	戸別収集	１回/週	粗大ごみ処理券貼付

※第５週がある場合は３回/月

（３）その他の収集運搬

○事業系ごみの収集運搬

許可業者によるものとする。なお、抜き取り検査等により、処理不適物混入の防止の徹底を図るものとする。

また、手数料を平成 22 年 4 月 1 日より 31 円とした。

○特別管理一般廃棄物の収集運搬

基本的に町として収集（処理）しないものとし、販売店、メーカー等により円滑な回収ルートの確保に努めるものとする。

（4）収集運搬量

収集運搬量は、表 2-9-3 に示すとおりとなる。

表 2-9-3　収集運搬量

（単位：ｔ/年）

年度		平成20	平成24	平成27	平成30	平成33	平成36
可燃ごみ		2,892.53	2,841	2,830	2,801	2,763	2,743
不燃ごみ		※2 316.69	296	288	281	273	269
粗大ごみ		39.28	40	40	40	40	40
計		3,248.50	3,177	3,158	3,122	3,076	3,052
リサイクル資源	空きびん	81.57	77	76	75	74	73
	空き缶	36.72	35	34	34	34	33
	缶以外の金属	－	1	1	2	3	3
	紙パック	7.08	7	7	8	9	9
	ペットボトル	30.02	30	29	30	29	29
	食品トレイ	2.99	3	3	3	3	3
	古 紙 類	300.90	303	310	316	328	327
	古 布 類	7.02	9	12	15	20	20
	プラ容器※1	36.35	36	36	37	37	36
計		502.65	501	508	520	537	533
拠点	乾 電 池	3.24	3	3	3	3	3
計		3,754.39	3,681	3,669	3,645	3,616	3,588

注）集団回収では実施団体により収集運搬されるため、集団回収分を除く。
※１はプラスチック製容器包装を示す。　※２は乾電池3.24ｔ/年を含む。

３－２　中間処理計画

集団回収・分別回収で分別した資源や不燃物中の金属等を資源化し、それ以外のものは適正に中間処理する。

なお、現在可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ処理を行っている北名古屋衛生組合環境美化センターは平成 22 年度から休止し、名古屋市ごみ処理施設での処理(広域処理)を実施する。

また、北名古屋衛生組合環境美化センターの敷地を拡張して、名古屋市、北名古屋市、北名古屋衛生組合と共同してごみ処理施設を新しく建設することとし、その供用開始後は、そこで処理を実施する。

（1）管理・運営体制

平成 22 年度から名古屋市ごみ処理施設での委託処理を実施する。新しく建設するごみ処理施設の管理・運営は、名古屋市が主体となるよう、今後、関係者と協議を進める。

（２）中間処理の基本方針

①　ごみ焼却施設

現有のごみ焼却施設は、1 号炉は稼動後 36 年（昭和 48 年度供用開始）、2 号炉は 27 年（昭和 57 年度供用開始）が経過し、老朽化が進んでいることから、平成 22 年度から休止する。

また、新しいごみ処理施設の供用開始後は、そこで処理を実施する。

②　粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は、稼動後 30 年（昭和 54 年度供用開始）が経過し、焼却施設と同様に老朽化が進んでいることから、焼却施設と同様に平成 22 度から休止する。

また、新しいごみ処理施設の供用開始後は、そこで処理を実施する。

（３）中間処理対象ごみ及び処理方法

中間処理を行うごみ及びそれぞれの処理方法は、表 2-9-4 に示すとおりである。

なお、現体制で処理できない一般廃棄物については、今後、県内全体での連携体制についての協議等を進める。

表 2-9-4　中間処理対象ごみ及び処理方法

ごみ種	処理施設	処理方法
可燃ごみ 粗大ごみの可燃物	ごみ焼却施設	焼却（溶融）処理→最終処分
不燃ごみ 粗大ごみの不燃物	粗大ごみ処理施設	破砕処理後、可燃物、不燃物、磁性物に分類し、可燃物は焼却（溶融）処理→最終処分、不燃分は最終処分、磁性物は資源化
空きびん	（委託業者）	委託業者による資源化
空き缶	（委託業者）	委託業者による資源化
ペットボトル	（委託業者）	委託業者による資源化
食品トレー	（委託業者）	委託業者による資源化
容器包装プラスチック	（委託業者）	委託業者による資源化
古紙類	（委託業者）	委託業者による資源化
古布類	（委託業者）	委託業者による資源化
金属類	（委託業者）	委託業者による資源化
乾電池	（委託業者）	一時保管し、委託業者による資源化

（4）中間処理量

各々の処理設備での処理量は、表 2-9-5、表 2-9-6 に示すとおりである。

表 2-9-5　ごみ焼却施設の処理量

（単位：ｔ/年）

年度		平成20	平成24	平成27	平成30	平成33	平成36	備　　考
搬入量	家庭系可燃ごみ	2,892.53	2,841	2,830	2,801	2,763	2,743	
	事業系可燃ごみ	4,448.90	4,381	4,345	4,272	4,162	4,162	
	不燃・粗大ごみ破砕後の可燃物	308.16	291	284	278	271	267	表2-9-6参照
	計	7,649.59	7,513	7,459	7,351	7,196	7,172	
焼却灰		1,116.46	1,090	1,082	1,067	1,044	1,041	搬入量×14.51%［平成20］

表 2-9-6　粗大ごみ処理施設の処理量

（単位：ｔ/年）

年度		平成20	平成24	平成27	平成30	平成33	平成36	備　　考
搬入量	家庭系不燃ごみ	316.69	296	288	281	273	269	
	家庭系粗大ごみ	39.28	40	40	40	40	40	
	計	355.97	336	328	321	313	309	
破砕処理後の内訳	可燃物	308.16	291	284	278	271	267	搬入量×86.57%［平成20］
	不燃物	2.64	2	2	2	2	3	搬入量× 0.74%［平成17］
	磁性物	45.17	43	42	41	40	39	搬入量×12.69%［平成17］
	計	355.97	336	328	321	313	309	

※平成20年度の家庭系不燃ごみには乾電池搬入量3.24ｔ/年を、破砕後の不燃物には乾電池委託処理量2.64ｔ/年を含む。

３－３　最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを長期間かけ、無害化・安定化させ自然へ還元させることである。

最終処分は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要である。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により、町民の信頼と理解を高められるように関係機関で協議していく。

また、名古屋市ごみ処理施設で処理したごみ量に応じ発生した焼却灰を処分する。

（1）管理・運営体制

現状どおり、北名古屋衛生組合が主体となり行うものとする。

（2）将来の最終処分場の基本方針

北名古屋衛生組合が所有する「藤岡最終処分場」の延命化を図るため、最終処分量の削減に努める。また、（財）愛知臨海環境整備センターの「名古屋港南５区廃棄

物最終処分場」が平成22年3月末で閉鎖されるため、「藤岡最終処分場」での最終処分を中心としていくが、「藤岡最終処分場」の延命化を図るためにも（財）愛知臨海環境整備センターが整備を進めている「衣浦港3号地廃棄物最終処分場」などの公的な最終処分場の利用等も検討していくものとする。

（3）最終処分対象ごみ

最終処分対象ごみは、中間処理等を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減容（量）化することが困難で、無害化、安定化しているものとする。具体的には、焼却灰及び粗大ごみ処理施設からの不燃物である。

（4）最終処分量

最終処分量は、表2-9-7に示すとおりである。

表2-9-7　最終処分量

（単位：ｔ/年）

年度		平成20	平成24	平成27	平成30	平成33	平成36	備　　考
焼却灰		1,116.46	1,090	1,082	1,067	1,044	1,041	
	藤岡最終処分場	221.23	1,090	1,082	1,067	1,044	1,041	平成23年度以降は全量藤岡最終処分場での処分。
	アセック	895.23	－	－	－	－	－	平成22年度末に閉鎖予定
不燃・粗大ごみ破砕後の不燃物		0.00	0	0	0	0	0	
計		1,116.46	1,090	1,082	1,067	1,044	1,041	

注）アセック：名古屋港南5区廃棄物最終処分場

第４節　ごみ処理の施設の整備に関する事項

４－１　実施方針

これまで可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ処理を行ってきた北名古屋衛生組合環境美化センターは平成22年度から休止する。そして、環境美化センターの敷地を拡張し、名古屋市、北名古屋市、北名古屋衛生組合と共同して破砕及び焼却溶融機能を備えたごみ処理施設を新しく建設するよう取り組んでいくこととする。なお、その詳細については、今後関係者と協議を進める。

４－２　財源計画

財源については、循環型社会形成推進交付金制度の活用も含め、最も財政負担が軽減される方法を名古屋市、北名古屋市、北名古屋衛生組合との協議の中で検討する。

第５節　その他ごみの処理に関し必要な事項

５－１　特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物は、表 2-9-8 に示すものである。また、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が施行され、その対象品目は表 2-9-9 に示すものである。

さらに、町として処理しないごみとして、表 2-9-10 に示すものが挙げられる。

これらのものについては、町として収集しないものとして、町民に対し周知徹底を図るとともに､販売店､メーカーによる円滑な回収ルートの確保に努めるものとする。また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメント※の促進、新処理技術の開発、広域的な処理体制の整備について、国・愛知県ほか各種関連団体と連携を図り、産業界へ取組みを促す。

表 2-9-8　環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

	特別管理一般廃棄物	適正処理困難物
種　　類	○ＰＣＢを使用した部品 ・廃エアコンディショナー ・廃テレビジョン受信機 ・廃電子レンジ ○ばいじん ○ダイオキシン類含有物 ○感染性一般廃棄物	・廃ゴムタイヤ（自動車用） ・廃テレビジョン受像機（25 型以上） ・廃電気冷蔵庫（250Ｌ以上） ・廃スプリングマットレス

表 2-9-9　家電リサイクル法の対象機器

・ﾕﾆｯﾄ形ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ
（ｳｲﾝﾄﾞ形ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ又は室内ﾕﾆｯﾄが壁掛け形若しくは床置き形であるｾﾊﾟﾚｰﾄ形ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに限る。）
・ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ受信機（ﾌﾞﾗｳﾝ管式・液晶式・ﾌﾟﾗｽﾞﾏ式）
・電気冷蔵庫・冷凍庫
・電気洗濯機
・衣類乾燥機

表 2-9-10　町として処理できないごみ

タイヤ、ブロック、バッテリー、ガスボンベ、スクーター、パソコン、浴槽など
1.5m以上のもの
剪木(太さ５㎝以上、長さ 50 ㎝以上)
引越し等による一時的な大量のごみ
事業系ごみ

※製品アセスメント
生産者が製品の開発段階で、製品の生産、流通、使用、廃棄、再資源化及び処理・処分の各段階における環境への影響の調査、予測を行う事前評価。この評価により製品の生産など各段階の改善を行って環境負荷の軽減を図る。

５－２　在宅医療廃棄物の処理方針

在宅医療の進展に伴い、在宅医療廃棄物の排出量が増加することが考えられることから、その処理方針を以下のとおり定める。

①注射針等の鋭利なものや多量の血液が付着したもの等

感染性が疑われるものについては、医療関係者あるいは患者及びその家族が医療機関へ持込み、感染性廃棄物として適正に処理する。

②その他の非鋭利なものや多量の血液が付着していないもの等

これらは通常､感染性を有さないと考えられることから､患者の利便性を考慮し、可燃ごみとして回収し適正に処理する。

５－３　散在性ごみ・不法投棄対策

（１）町の取組み

不法投棄の監視を行なうと共に、ポイ捨てされたごみの定期的な回収などを実施し、美しいまちの景観を保全する。

・警察等との連携も含め監視体制の強化を検討する。

・町民に対する不法投棄防止の啓発を行う。

・通報先を明確にする。

・ポイ捨てされたごみの回収を実施する。

・看板等により注意を促す。

・資源集積所での指導等を継続し、ルール違反をなくし分別の徹底を図る。

・地域住民の協力のもと、アダプトプログラムの導入を目指す。

アダプトプログラム：道路や公園などの公共施設を養子に見立て、地域住民や地元企業等のボランティアグループが里親として、道路や公園などを愛情と責任を持って清掃・美化する取組みのこと。

（２）町民の取組み

不法投棄が違法であることを認識し町民ひとりひとりが監視すると共に、各家庭から排出するごみについてもルールを守って排出する。

（３）事業者の取組み

事業者は事業所から排出されるごみについて適正に処理を行なう。

５－４　災害廃棄物対策計画

(1)　水害廃棄物処理計画

水害時における災害廃棄物を円滑に処理するための計画を水害廃棄物対策指針に基づき定める。

① 対象廃棄物及び処理方針

水害発生時に特別な処理を必要とする廃棄物とそれぞれの処理方針を表2-9-11に示す。

表 2-9-11　水害時の留意点及び処理方針

種　別	水害時における留意点	処理方針
可燃ごみ	・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生する。	・水害発生後速やかに処理する。
粗大ごみ	・水分を含んで重量がある畳や、家具などの粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両では収集運搬が困難となる。 ・ガスボンベ等発火しやすいものが混入していたり、畳などの発酵により発熱・発火する可能性がある。	・一時保管所及び収集運搬車両や積込み、積下ろしのための重機等を確保する。 ・処分できないものは、処理業者へ委託し処理する。 ・木くず等は出来る限りリサイクルに努める。
町として処理していないごみ	・家電リサイクル法対象品や有害ごみ、危険物等は自己処理を基本とするが、混乱に乗じてこれらが排出される可能性がある。	・被災したか否かを見極め、不正な排出を抑制する。 ・所有者不明の家電リサイクル法対象品がリサイクル可能な状態である場合には、適正なリサイクルルートに乗せ、不可能な状態の場合には適正に処理する。 ・有害ごみ、危険物等については速やかに適正な処理を行う。
し尿	・床下浸水程度の被害でも、水没により、雨水・土砂等が混入することが予想される。 ・避難所などでトイレが不足することが予想される。	・公衆衛生の確保のため、水害発生後速やかに汲取り、付近の清掃・消毒を行なう。 ・仮設トイレを速やかに設置するとともに、汲取り体制を確保する。
浄化槽汚泥	・床下浸水程度の被害でも、水没により、雨水・土砂等が混入することが予想される。	・公衆衛生の確保のため、水害発生後速やかに付近の清掃・消毒を行なう。 ・浄化槽管理者へ浄化槽の機能回復を指導する。

② 一般廃棄物処理施設における対策

一般廃棄物処理施設が浸水した場合、廃棄物の処理に大きな支障をきたすこととなるため、本町と北名古屋市及び名古屋市で連携して対策を講じる。

○処理施設の浸水対策

施設等への浸水を防ぐための地盤の計画的な嵩上げや、防水壁の設置等の浸水防水対策工事を実施する。実施出来ない場合の応急対策として、土嚢や排水ポンプを確保する。

○収集運搬車両駐車スペースの対策

収集運搬を委託・許可している業者に対し浸水防止対策を要請する。

○処理施設の対策

施設が浸水を免れても、電力や水道等の供給が停止することが考えられるため、非常用発電装置等の非常用設備の整備を検討する。処理に必要な薬品類の確保についても、納入業者と事前に協議を行なう。

また、薬品類・危険物の流出防止に配慮する。

③ 水害時の相互協力体制の確立

本町と北名古屋市及び名古屋市で連携して対応することはもちろんのこと、周辺自治体及び収集業者等の廃棄物処理関係団体との協定の締結を検討する。

④ 排出ルール

水害時の廃棄物処理において、被災者の負担を軽減し迅速に行なうため、町民に周知出来るように準備をする。

④－１　被災地における分別区分

水害時の被災地においては、公衆衛生確保のため廃棄物の迅速な排除が重要となる。したがって、被災地では資源の分別区分は設けず、被災者が行える最低限の分別区分とする。

表 2-9-12　被災地における分別区分

<table>
<tr><th colspan="2">平常時の区分</th><th></th><th>被災地での区分</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">ごみ</td><td>可燃ごみ</td><td rowspan="10"></td><td>可燃ごみ</td><td></td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>不燃ごみ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">粗大ごみ</td><td>粗大ごみ（可燃）</td><td></td></tr>
<tr><td>粗大ごみ（不燃）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">リサイクル資源</td><td>空きびん</td><td rowspan="3">不燃ごみ</td><td rowspan="5">リサイクルできるものは、保管所にて可能な限り分別する。</td></tr>
<tr><td>空 き 缶</td></tr>
<tr><td>金 属 類</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td rowspan="4">可燃ごみ</td></tr>
<tr><td>食品トレイ</td></tr>
<tr><td>容器包装プラスチック</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>古 紙 類</td></tr>
<tr><td>古 布 類</td></tr>
</table>

④－2　排出方法

被災地で迅速な収集運搬を行なうためには、廃棄物の判別や車両へ積込みが行ないやすい形態とする必要がある。また、排出袋の指定は行なわないものの、積込み作業に支障が生じないよう紙袋等は避け、指定袋並みの強度を有する袋とすることが望ましい。必要に応じて袋の大きさを指定する等の措置も検討する。

表 2-9-13　被災地における排出方法

	排出方法
可燃ごみ	袋排出（半透明又は透明袋が望ましい）
不燃ごみ	袋排出（半透明又は透明袋が望ましい）
粗大ごみ（可燃）	指定なし
粗大ごみ（不燃）	指定なし

④－3　保管所

被災時には短期間に大量のごみが排出されることから、目的に応じた仮置場が必要である。

仮置場は中継機能を勘案し、処理に要する時間に応じて短期間の仮設集積所となる１次仮置場、中長期の仮設集積所となる２次仮置場に区分して確保を検討する必要がある。

表 2-9-14　仮置場の考え方

種　別		目　的	仮置場としての利用場所
ごみ	１　次 仮置場	被災家庭や路上等で排出された水害廃棄物を迅速に除去するために、一時的に設ける集積所である。 数日から１週間程度の短期間の仮置きを目的とする。	・公園、グラウンド ・町が所有する施設内の敷地 ・町所有の空き地 ・利用可能な民有地（空き地、開発予定地等）
	２　次 仮置場	中間処理を行なう水害廃棄物を保管するために設ける集積所である。 １次仮置場より長期にわたり設置するものであり、資源化も考慮して、分別作業等が行えるスペースを有することが望ましい。	・町所有の空き地 ・清掃工場及び鴨田エコパーク ・利用可能な民間の廃棄物処理施設の敷地内
し尿及び 浄化槽汚泥		短期間に大量のし尿等が収集されることが予想されるため、中間処理施設の処理能力を上回るし尿等を一時的に貯留する。	・町所有のし尿中継施設

(2) 震災廃棄物対策計画

震災時における災害廃棄物を円滑に処理するための計画を震災廃棄物対策指針に基づき定める。

① 対象廃棄物及び処理方針

震災発生時に特別な処理を必要とする廃棄物とそれぞれの処理方針を表2-9-15に示す。

表2-9-15 震災時の留意点及び処理方針

種 別	震災時における留意点	処理方針
がれき類	・損壊構造物の撤去等に伴って発生するコンクリートガラ、廃木材、廃家電製品等が大量に混在して発生する。	・可能な限り分別し、適正な処理及び資源化を行なう。
可燃ごみ	・特に生ごみは腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生する。	・震災発生後速やかに処理する。
粗大ごみ	・畳や、家具などの粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両では収集運搬が困難となる。 ・ガスボンベ等発火しやすいものが混入していたり、畳などの発酵により発熱・発火する可能性がある。	・一時保管所及び収集運搬車両や積込み、積下ろしのための重機等を確保する。 ・処分できないものは、処理業者へ委託を行い処理する。 ・木くず等は出来る限りリサイクルに努める。
町として処理していないごみ	・家電リサイクル法対象品や有害ごみ、危険物等は自己処理を基本とするが、混乱に乗じてこれらが排出される可能性がある。	・被災したか否かを見極め、不正な排出を抑制する。 ・所有者不明の家電リサイクル法対象品がリサイクル可能な状態である場合には、適正なリサイクルルートに乗せ、不可能な状態の場合には適正に処理する。 ・有害ごみ、危険物等については速やかに適正な処理を行う。
し尿	・損壊建物の便槽からの流出が予想される。 ・避難所などでトイレが不足することが予想される。	・公衆衛生の確保のため、震災発生後速やかに汲取り、付近の清掃・消毒を行なう。 ・仮設トイレを速やかに設置するとともに、汲取り体制を確保する。
浄化槽汚泥	・損壊建物の浄化槽からの流出が予想される。	・公衆衛生の確保のため、震災発生後速やかに付近の清掃・消毒を行なう。 ・浄化槽管理者へ浄化槽の機能回復を指導する。

② 一般廃棄物処理施設における対策

一般廃棄物処理施設が損壊した場合、廃棄物の処理に大きな支障をきたすこととなるため、本町と北名古屋市及び名古屋市で連携して対策を講じる。

○処理施設の対策

処理施設の損壊を防ぐため、耐震補強工事等を実施し、耐震化・不燃堅牢化を行なう。

また、震災発生時に火災が発生しないよう処理設備での十分な対策を行なう。

○収集運搬車両駐車スペースの対策

収集運搬を委託・許可している業者に対し耐震補強対策を要請する。

③ 災害時の相互協力体制の確立

本町と北名古屋市及び名古屋市で連携して対応することはもちろんのこと、周辺自治体及び収集業者等の廃棄物処理関係団体との協定の締結を検討する。

④ 排出ルール

震災時の廃棄物処理において、被災者の負担を軽減し迅速に行なうため、町民に周知出来るように準備をする。

④－１ 被災地における分別区分

震災時の被災地においては、被災構造物の解体・除去に伴うがれき類が大量に発生するため、その他の廃棄物とは区分して分別するものとする。

その他の廃棄物については迅速に排除することを優先し、資源の分別区分は設けず、被災者が行える最低限の分別区分とする。

表 2-9-16　被災地における分別区分（がれき）

区　分	対　象	備　考
木質系	柱、板等	リサイクルできるものは、保管所にて可能な限り分別する。
金属類	鉄筋、鉄骨、サッシ等	
コンクリート	コンクリート塊	
可燃物	紙、畳、布団等	
不燃物	瓦、レンガ、ガラス、石等	

表 2-9-17　被災地における分別区分（がれき以外）

平常時の区分			被災地での区分	備　考
ごみ	可燃ごみ		可燃ごみ	
	不燃ごみ		不燃ごみ	
	粗大ごみ		粗大ごみ（可燃）	
			粗大ごみ（不燃）	
リサイクル資源	空きびん		不燃ごみ	リサイクルできるものは、保管所にて可能な限り分別する。
	空 き 缶			
	金 属 類			
	ペットボトル		可燃ごみ	
	食品トレイ			
	容器包装プラスチック			
	古 紙 類			
	古 布 類			

④－2　排出方法

被災地で迅速な収集運搬を行なうためには、廃棄物の判別や車両へ積込みが行ないやすい形態とする必要がある。また、排出袋の指定は行なわないものの、積込み作業に支障が生じないよう紙袋等は避け、指定袋並みの強度を有する袋とすることが望ましい。必要に応じて袋の大きさを指定する等の措置も検討する。

表 2-9-18　被災地における排出方法

	排出方法
がれき	指定なし
可燃ごみ	袋排出（半透明又は透明袋が望ましい）
不燃ごみ	袋排出（半透明又は透明袋が望ましい）
粗大ごみ（可燃）	指定なし
粗大ごみ（不燃）	指定なし

④－3　保管所

被災時には短期間に大量のごみが排出されることから、以下に示す目的に応じた仮置場が必要である。

仮置場は中継機能を勘案し、処理に要する時間に応じて短期間の仮設集積所となる１次仮置場、中長期の仮設集積所となる２次仮置場に区分して確保を検討する必要がある。

表 2-9-19　仮置場の考え方

種　別		目　的	仮置場としての利用場所
ごみ	１　次 仮置場	被災家庭や路上等で排出された水害廃棄物を迅速に除去するために、一時的に設ける集積所である。 数日から１週間程度の短期間の仮置きを目的とする。	・公園、グラウンド ・町が所有する施設内の敷地 ・町所有の空き地 ・利用可能な民有地（空き地、開発予定地等）
	２　次 仮置場	中間処理を行なう水害廃棄物を保管するために設ける集積所である。 １次仮置場より長期にわたり設置するものであり、資源化も考慮して、分別作業等が行えるスペースを有することが望ましい。	・町所有の空き地 ・清掃工場及び鴨田エコパーク ・利用可能な民間の廃棄物処理施設の敷地内
し尿及び 浄化槽汚泥		短期間に大量のし尿等が収集されることが予想されるため、中間処理施設の処理能力を上回るし尿等を一時的に貯留する。	・町所有のし尿中継施設

５－５　広報・啓発活動のあり方

町民、事業者に対して、ごみの減量化・資源化、ごみの出し方に関する啓発を徹底するとともに、ごみの減量化・資源化に関する意識を向上するため、学校や地域社会の場においての学習や、ごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組む。

・情報提供

広報誌やパンフレットを利用し、町民のごみ減量化・資源化意識の高揚を図り、町のホームページを活用し、適正で効果的な情報の提供に努める。

・環境教育

小・中学生に対しては、ごみ問題は、子供の頃から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、環境教育を推進する。

５－６　生活排水処理計画との整合

し尿処理施設の更新時において、生ごみ等易分解性廃棄物※についてもごみ処理との整合を図りつつ処理方法を検討する。

易分解性廃棄物
微生物により分解されやすい廃棄物。微生物により分解されにくい廃棄物は難分解性廃棄物と言う。

５－７　計画推進体制

町民・事業者・町の協働が必要であり、三者一体となり、ごみ減量・資源化の推進に努めていく。

町は、減量化・再生利用を図るため、町民、事業者、町の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る。また、町は、町民に対しては情報公開や環境教育、活動支援などを行い、事業者に対しては事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や活動支援などを行っていく。

町民は、ごみの減量その他その適正な処理に関し町の施策に協力する。

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し町の施策に協力する。

さらに、町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、愛知県及び関係機関等と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

５－８　情報管理計画

・処理状況・情報の公開

ごみ処理実績データ（ごみの受入から処理・処分まで）を収集し、運用管理を行う。計画策定などに利用し、効率よく遂行できるようにする。

広報啓発活動等に活かしていけるように情報の整理・管理を行い、ホームページなどによる公開システムを確立する。

・リサイクル情報の発信

不用品交換情報、粗大ごみの修理・再生情報、リサイクル関連情報等をホームページなどで情報提供する。

５－９　計画実施スケジュール

主要施策の計画実施スケジュールを表 2-9-20 に示す。

５－１０　ごみ処理の広域化

「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」において、本町は、名古屋ブロックでのごみ処理の広域化をすることになり、本町のごみ処理を行っている北名古屋衛生組合のごみ処理施設と名古屋市のごみ処理施設を集約化することが示されており、将来のごみ処理は、関係者間で協議した広域処理の方針に従うものとする。

５－１１　可燃ごみ及び不燃ごみ・粗大ごみの中間処理

北名古屋衛生組合で行っていた可燃ごみ及び不燃ごみ・粗大ごみの中間処理を名古屋市が整備する施設への委託処理に切り替えるものとする。

表 2-9-20　計画実施スケジュール

		継　続 平成19年度～21年度	前　　期 平成22年度～23年度	中　　期 平成24年度～28年度	後　　期 平成29年度～33年度
町の取組むべき事項					
手 数 料	家庭系ごみ有料化		適正な手数料の検討･実施		
	事業系ごみの費用負担の適正化	(継続実施)	適正な手数料の実施		
体制整備	町民・事業者・行政の協働	(継続実施)			
	拠点回収の拡充		常設の資源回収ステーションの拡充		
	小売店での資源回収の推進		協力体制の推進		
啓発、教育、指導	減量挑戦目標の設定		実施予定		
	広報ツールの充実	(継続実施)	便利帳の見直し		
	町民参加型のイベントへの支援・協力	(継続実施)			
	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	(継続実施)			
	環境教育の推進	(継続実施)			
	事業者に対しての広報啓発・指導		実施予定		
情報提供	組合における処理方法、処理費用等の広報		実施予定		
助成制度	生ごみ処理機等購入費補助金制度の拡充	(継続実施)	見直し		
	集団回収の支援の継続	(継続実施)		補助制度の見直し	
	ごみ減量推進協力店、表彰制度の拡充		認定		
町民の取組むべき事項					
資源化	分別精度、リサイクル資源回収の向上、集団回収の利用拡大	(継続実施)			
	缶以外の金属類の分別開始		実施予定		
	小売店での資源回収の利用拡大	(継続実施)			
自家処理	生ごみ処理機等の導入啓発	(継続実施)	広報啓発の見直し		
排出抑制	過剰包装、使い捨て製品の使用自粛、再生品の使用拡大	(継続実施)		広報啓発の見直し	
	生ごみの水切り、環境に配慮した調理による生ごみの排出抑制	(継続実施)		広報啓発の見直し	
	グリーンコンシューマー活動			実施予定	
	家具・家電製品の修理、衣類のリフォームの推進		実施予定		
事業者の取組むべき事項					
排出抑制	長期利用可能な製品等の開発		検討を踏まえ対応		
	流通包装廃棄物等の排出抑制		実施予定		
	製造・流通事業者による自主回収・資源化		検討を踏まえ対応		
その他	多量排出事業者による減量計画作成		実施予定		
	環境マネジメントシステムの導入等による意識の向上		検討を踏まえ対応		
	拡大生産者責任、販売者責任の導入		検討を踏まえ対応		

第３部　生活排水処理基本計画編

第１章　生活排水処理の現況

第１節　生活排水処理の状況

１－１　生活排水処理行政の沿革

本町における生活排水処理行政の沿革は表 3-1-1 に示すとおりである。

表 3-1-1　生活排水処理行政の沿革

	沿　　革
昭和 35 年度	し尿の汲取りを委託業者により開始 浄化槽汚泥の清掃を許可業者により開始
昭和 38 年度	し尿・浄化槽汚泥の処分を海洋投入により開始
昭和 60 年度	し尿・浄化槽汚泥を貯留するし尿中継施設を設置
平成元年度	浄化槽設置補助制度創設
平成２年度	浄化槽設置補助額改正
平成 11 年度	浄化槽設置補助額改正
平成 12 年度	豊山町公共下水道事業都市計画決定
平成 13 年度	単独処理浄化槽の設置が原則禁止となる 豊山町公共下水道事業認可
平成 17 年度	北名古屋衛生組合鴨田エコパーク供用開始により海洋投入の廃止
平成 19 年度	豊山町公共下水道一部地域供用開始
平成 20 年度	浄化槽設置補助額改正

１－２　生活排水処理体系

本町における生活排水の処理・処分体系は図 3-1-1 に示すとおりである。

し尿に関しては、汲取り便槽の世帯等では北名古屋衛生組合が運営する『鴨田エコパーク』へ搬入されており、単独処理浄化槽・合併処理浄化槽を設置している世帯等では浄化槽にて個別処理後、浄化槽汚泥として『鴨田エコパーク』へ搬入され、適正に処理されている。また、一部地域においては、下水道整備により流域下水道愛知県新川東部浄化センターで処理されている。

対して、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置している世帯などでは適正に処理されているが、汲取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯等では未処理のまま、河

川等の公共用水域へ放流されている状況である。

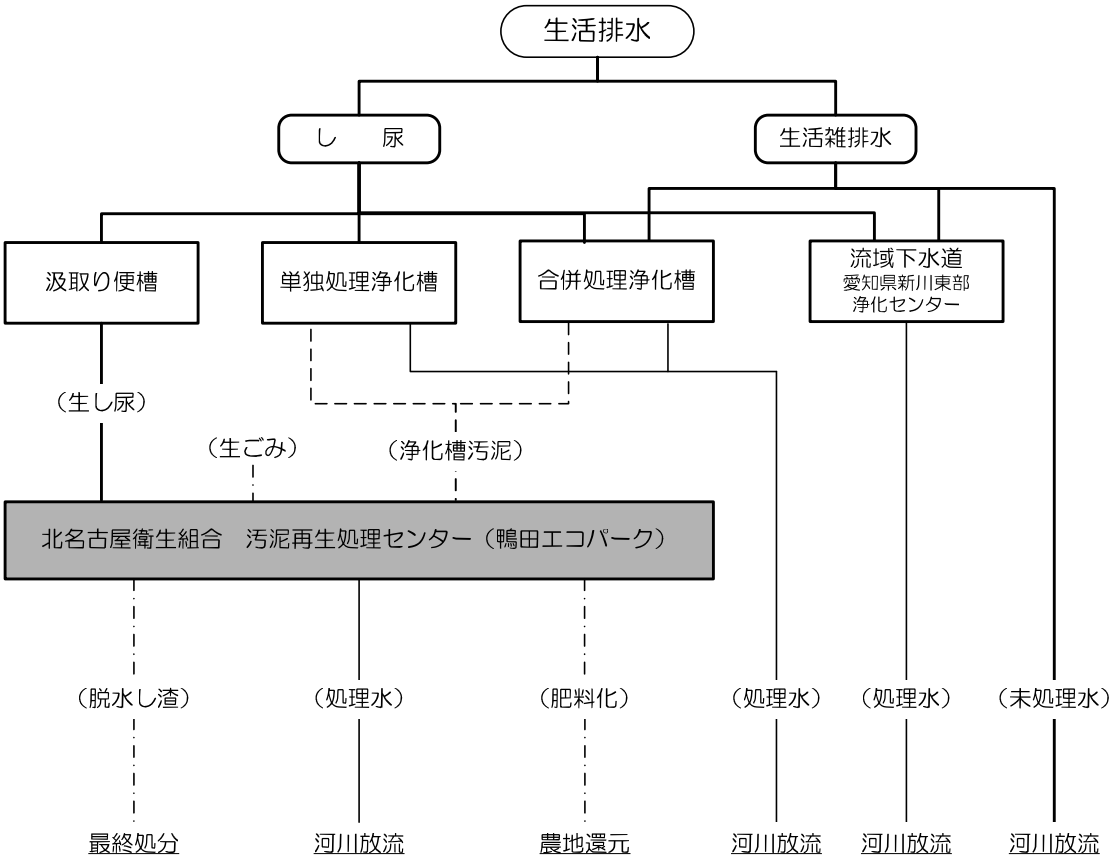

図 3-1-1　生活排水の処理体系

１－３　処理形態別人口

本町における処理形態別人口の推移は表 3-1-2 に示すとおりである。

本町では合併処理浄化槽が年々普及してきてはいるものの、公共下水道が整備中であることから、生活排水処理率は平成 20 年度で 47.97%にとどまっており、名古屋市を除いた愛知県の生活排水処理率 75.10%を下回る状況となっている。

表 3-1-2　処理形態別人口の推移

（単位：人）

	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
1．計画処理区域内人口	(13,203)	(13,227)	(13,304)	(13,522)	(13,720)	(13,610)	(13,749)	(13,972)	(14,163)	(14,441)
2．水洗化・生活雑排水処理人口	(4,531)	(4,859)	(5,263)	(5,634)	(6,000)	(6,230)	(6,567)	(6,972)	(5,651)	(6,927)
（1）コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（2）合併処理浄化槽	4,531	4,859	5,263	5,634	6,000	6,230	6,567	6,972	5,651	5,879
（3）公 共 下 水 道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,048
（4）農業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3．水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,118	6,120	6,012	6,019	6,007	5,847	5,787	5,756	7,322	7,246
4．非水洗化人口	(2,554)	(2,248)	(2,029)	(1,869)	(1,713)	(1,533)	(1,395)	(1,244)	(1,190)	(268)
（1）し尿収集人口	2,554	2,248	2,029	1,869	1,713	1,533	1,395	1,244	1,190	268
（2）自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5．計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 3-1-3　水洗化率（平成 20 年度）

水洗化率	豊山町	愛知県（名古屋市を除く）
	47.97%	75.10%

水洗化率（%）＝水洗化・生活排水処理人口÷計画処理区域内人口×100
＝6,927 人÷14,441 人×100＝47.97%

第２節　収集・運搬の状況

２－１　収集・運搬体制

本町において発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制は表 3-1-4 に示すような状況となっている。

表 3-1-4　し尿等の収集・運搬体制

し　尿			浄化槽汚泥		
直　営	委　託	許　可	直　営	委　託	許　可
―	１社	―	―	―	１社

上記の収集・運搬体制における収集・運搬車両は表 3-1-5 に示すとおりであり、4.0ｔ級以下の車両が中心となっている。

表 3-1-5　収集運搬車両台数

	台数（台）
1.8ｔ級	2
4.0ｔ級	3
計	5

２－２　収集実績

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集実績は表 3-1-6 及び図 3-1-2 に示すとおりとなっている。全体量は平成 11 年度以降、増加傾向にあったが、平成 17 年度は大きく減少している。これは、平成 16 年度末の中部国際空港開港により、名古屋空港が県営空港へと機能転換したことに伴い、空港機能を縮小したことによって空港汚泥の搬入量が減少したためである。

また、単独処理浄化槽汚泥と合併処理浄化槽汚泥を合わせた浄化槽汚泥の搬入比率についても、搬入量同様に空港機能縮小による空港汚泥の減少に伴い一時的に減少し

ているが、その後も増加し平成 20 年度で 88.1%（＝42.9%＋45.2%）となっている。

表 3-1-6　し尿・浄化槽汚泥の収集実績

単位（年間収集量：kl/年、日平均収集量：kl/日）

	年度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
年間収集量	し　　尿	1,690.09	1,483.37	1,280.01	1,149.97	1,130.01	955.95	894.27	794.07	769.75	778.83
	単独処理浄化槽汚泥	2,145.91	2,141.74	2,317.20	2,513.20	2,574.19	2,667.49	1,881.10	1,820.01	2,993.58	2,784.49
	合併処理浄化槽汚泥	2,539.49	2,725.86	3,253.00	3,769.80	4,112.01	4,553.65	3,423.75	3,528.24	2,157.13	2,914.70
	計	6,375.49	6,350.97	6,850.21	7,432.97	7,816.21	8,177.09	6,199.12	6,142.32	5,920.46	6,478.02
日平均収集量	し　　尿	4.60	4.10	3.50	3.20	3.10	2.60	2.50	2.20	2.10	2.10
	単独処理浄化槽汚泥	5.90	5.80	6.40	6.90	7.00	7.30	5.10	4.90	8.20	7.60
	合併処理浄化槽汚泥	7.00	7.50	8.90	10.30	11.30	12.50	9.30	9.70	5.90	8.00
	計	17.50	17.40	18.80	20.40	21.40	22.40	16.90	16.80	16.20	17.70
比率	し　　尿	26.3%	23.6%	18.6%	15.7%	14.5%	11.6%	14.8%	13.1%	13.0%	11.9%
	単独処理浄化槽汚泥	33.7%	33.3%	34.0%	33.8%	32.7%	32.6%	30.2%	29.2%	50.6%	42.9%
	合併処理浄化槽汚泥	40.0%	43.1%	47.3%	50.5%	52.8%	55.8%	55.0%	57.7%	36.4%	45.2%

資料：北名古屋衛生組合資料

図 3-1-2　し尿・浄化槽汚泥の収集実績

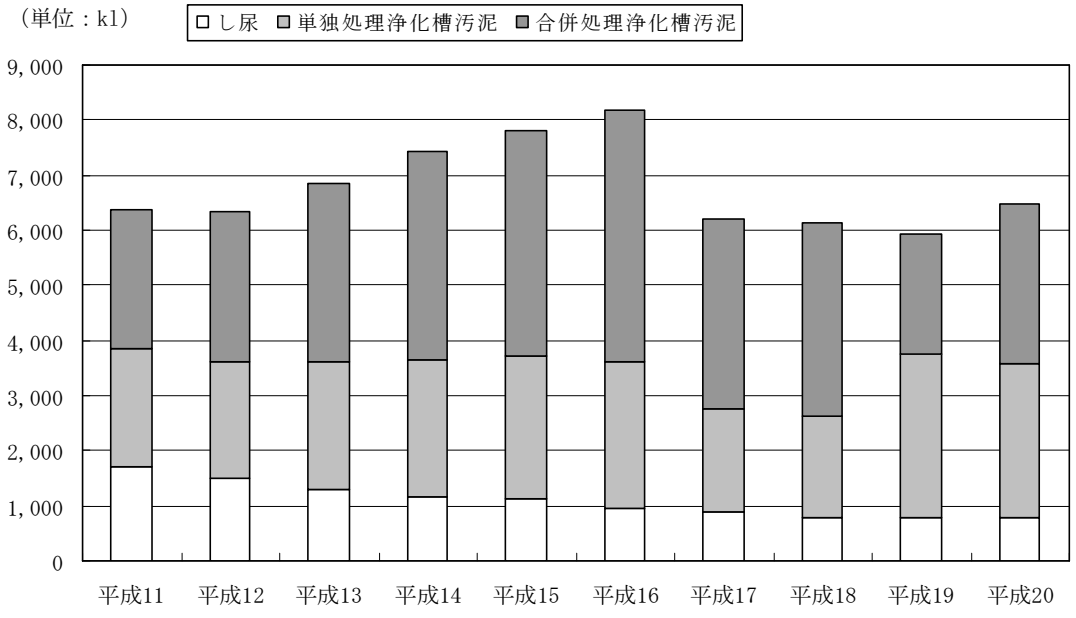

第３節　中間処理・最終処分の状況

本町において発生したし尿等は前項に示した収集・運搬体制により収集され、北名古屋衛生組合が運営する中間処理施設『鴨田エコパーク』で適正に中間処理されている。

さらに処理工程から発生する余剰汚泥と生ごみをあわせて、メタン発酵・堆肥化することにより電力・堆肥として有効利用している。

中間処理施設の概要を表 3-1-7 に示す。

表 3-1-7　中間処理施設の概要

名　　称	北名古屋衛生組合　鴨田エコパーク
所　在　地	北名古屋市九之坪五反地 80 番地
処　理　能　力	し尿 14kl/日、浄化槽汚泥 96kl/日、生ごみ 7.14ｔ/日
水 処 理 方 式	浄化槽汚泥対応型膜分離処理方式＋高度処理
資 源 化 方 式	「メタン発酵→発電」、「堆肥化→農地還元」
放　流　先	排水路→１級河川鴨田川
敷　地　面　積	約 7,000 ㎡
供　用　開　始	平成 17 年４月

処理工程から発生するし渣・沈砂※等の発酵不適物は、北名古屋衛生組合が運営する環境美化センターにて焼却処理後、藤岡最終処分場及び名古屋港南５区廃棄物最終処分場にて最終処分されている。

し渣：し尿や浄化槽汚泥の中に含まれる、繊維類・ビニール類・ゴム製品等
沈砂：し尿や浄化槽汚泥の中に含まれる、砂分を処理水槽内で沈殿分離したもの

第２章　生活排水処理環境の動向

第１節　地域の関係法令等

１－１　環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、水質等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという値を定めたものが環境基準である。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。

これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。以下に水質に関する環境基準を示す。

１）人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、表 3-2-1 に示すとおり定められている。

表 3-2-1　人の健康の保護に関する環境基準（１）

項　　目	基　準　値
カ ド ミ ウ ム	0.01mg／l 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。
鉛	0.01mg／l 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg／l 以下
砒 素	0.01mg／l 以下
総 水 銀	0.0005mg／l 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。
Ｐ Ｃ Ｂ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg／l 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg／l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／l 以下

表 3-2-1　人の健康の保護に関する環境基準（２）

項　　目	基　準　値
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg／l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	１mg／l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg／l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／l 以下
チ ウ ラ ム	0.006mg／l 以下
シ マ ジ ン	0.003mg／l 以下
チオベンカルブ	0.02mg／l 以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg／l 以下
セ レ ン	0.01mg／l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／l 以下
ふ っ 素	0.8mg／l 以下
ほ う 素	1mg／l 以下

備考

１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。

２　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表２において同じ。

３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2）生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、水域類型が定められており、その類型に応じた各基準値が設定されている。本地域に該当する河川（湖沼を除く）に関する環境基準を表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2　生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数	
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第１の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	－	
Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	－	
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	－	

備考

1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
　試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・・・・のように連続した４段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を５本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±３時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100 ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）
1 自然環境保全　：　自然探勝等の環境保全
2 水道１級　：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道２級　：　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道３級　：　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産１級　：　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水産２級　：　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　水産３級　：　コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水１級　：　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級　：　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水３級　：　特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全　：　国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	該当水域
		全　亜　鉛	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l　以下	第１の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l　以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l　以下	
生物特Ｂ	生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l　以下	
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）			

１－２　排水基準等

水質汚濁防止法は公共用水域の水質保全のため、特定事業場から公共用水域に排出される排水について、全国一律の排水基準を定めている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、水質汚濁の要因となっているし尿等に関して、公共用水域に排出する場合の基準値が定められている。

更に、このような統一的な排水基準では、環境基準を達成、維持することが困難な水域においては、都道府県等が条例によりより厳しい上乗せ基準を設定することとなっている。

これら基準値を表 3-2-3 に示す。

表 3-2-3　排水基準

項　目	排水基準を定める省令第１条	廃掃法施行規則第４条第２項	水質汚濁防止法第３条第３項に基づく排水基準を定める条例 注)1	水質汚濁防止法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づく総量規制基準　注)2
水素イオン濃度	5.8～8.6	－	－	－
生物化学的酸素要求量［mg/l］	160（120）	(20)	25（20）	－
化学的酸素要求量［mg/l］	160（120）	－	－	＜30＞
浮遊物質量［mg/l］	200（150）	(70)	30（20）	－
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類）［mg/l］	5	－	2	－
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類）［mg/l］	30	－	10	－
フェノール類含有量［mg/l］	5	－	0.5	－
銅含有量［mg/l］	3	－	1	－
亜鉛含有量［mg/l］	2	－	－	－
溶解性鉄含有量［mg/l］	10	－	－	－
溶解性マンガン含有量［mg/l］	10	－	－	－
クロム含有量［mg/l］	2	－	－	－
大腸菌群数［mg/l］	(3,000)	(3,000)	－	－
窒素含有量［mg/l］	120（60）	－	－	＜20＞
燐含有量［mg/l］	16（8）	－	－	＜1＞

※（　）内数値は日間平均値、＜　＞内数値は総量規制値
注）１：下水道処理区域に所在する新設の工場又は事業場に対する規制値
　　２：し尿処理業に対する規制基準値

第２節　近隣市町村の動向

本町のし尿等を処理している北名古屋衛生組合の構成市町の近隣市町では、汚泥再生処理センター（し尿処理施設）が６施設、下水道浄化センターが５施設整備されている。

第３節　生活排水処理技術の動向

生活排水処理技術の動向について、水質規制やし尿処理技術の変遷を中心に表 3-2-4 に示す。

表 3-2-4　し尿処理技術の開発経緯

年度	水質規制の変遷	し尿処理施設構造指針の変遷	し尿処理技術の変遷	背景の変遷
昭和49以前	昭和42年度 ・公害対策基本法制定 昭和45年度 ・廃棄物処理法制定 ・水質汚濁防止法制定 BOD＜30mg/l SS＜70mg/l	昭和41年度 ・嫌気性消化、好気性消化の指針化	嫌気性消化処理方式〔20倍希釈〕 好気性消化処理方式〔20倍希釈〕	**（公害立法の成立）** 河川の有機物汚染が社会問題化 ●腐敗性有機物の除去（BOD） ●浮遊性物質の除去（SS） **（し尿処理施設の普及）** 昭和20年代前半に次のような問題が起き始める。 ●都市部への人口集中による量的処分の行きづまり ●化学肥料等の進歩により農地の受入が減少 ●し尿の未処理投棄による公衆衛生上の問題化（伝染病等）
昭和50				
昭和51		・好気性消化に重点を置き　全面改良 ・汚泥処理の指針化	高度処理付加	
昭和52				**（閉鎖性水域の富栄養化）** 閉鎖性水域への放流水の質的高度化・低希釈化 ●総量規制化（COD,希釈水の低減化） ●窒素の除去・リンの除去
昭和53	・水質汚濁防止法の改正 CODの総量規制導入 COD＜10～50mg/l （値は地域により異なる）		標準脱窒素処理方式〔希釈倍率10倍以下〕	
昭和54		・高度処理（凝分離）窒素除去を指針化		
昭和55			高負荷脱窒素処理方式〔希釈倍率3倍以下〕	
昭和56		・浄化槽汚泥専用処理法の指針化	浄化槽汚泥専用処理方式〔希釈倍率3倍あるいは6倍程度〕（固液分離設備）	
昭和57				
昭和58				
昭和59	・水質汚濁防止法の改正（湖沼水質保全特別措置法） ・窒素、リンの排出規制導入 T－N＜60mg/l、 T－P＜8mg/l （指定水域に対して）			**（閉鎖性水域への窒素・リンの規制）** 閉鎖性水域への放流水のさらなる高度化及び低希釈化
昭和60				
昭和61			膜分離処理方式〔希釈倍率2倍以下〕	
昭和62				
昭和63		・高度処理技術の指針化 ・高負荷処理技術法を加え全面改良		
平成元				
平成2				
平成3				
平成4				**（浄化槽汚泥増加への対応技術の開発）** し尿処理施設への浄化槽汚泥量の搬入量増加に対応する処理技術の開発（安定・高効率化） ●浄化槽の普及 ●汚泥受入増加 ●浄化槽汚泥の質的安定処理化を目指す ●浄化槽汚泥中の油脂類除去対策
平成5	・排水基準を定める総理府令の一部改正による窒素、リンの一般排水基準の適用 T－N:最大120mg/l、日間平均60mg/l T－P:最大　16mg/l、日間平均 8mg/l			
平成6		・浄化槽汚泥の混入率の高い膜分離技術の評価取得		
平成7				
平成8			浄化槽汚泥の混入比率が多い膜分離処理方式	
平成9		・汚泥再生処理センターの適用		**（し尿処理施設から「汚泥再生処理センター」への転換）** 衛生的処理のみでなく資源循環型社会の構築を目指す。 ●有機性廃棄物の再資源化・有効利用 ●都市ごみ（厨芥類等）の焼却量の減少化 ●エネルギーの回収・有効利用
平成10		・高速メタン発酵技術の評価取得		
平成11				
平成12		・性能指針へ移行	汚泥再生処理設備付加	
平成13	・水質汚濁防止法の改正 有害物質の追加			
平成14	・水質汚濁防止法の改正 窒素、リンに総量規制基準の制定			
平成15		・助燃剤を性能指針に追加		
平成16		・リン回収を補助対象		**（循環型社会形成推進交付金制度の創設）** ●廃棄物処理施設の整備が国庫補助事業から交付金事業へ
平成17～				

第３章　課題の抽出

本町における生活排水処理の現況は「第１章　生活排水処理の状況」に示したとおりであるが、今後の生活排水処理を行なう上での課題を整理する。

第１節　生活排水処理率に関する課題

本町においては表 3-1-3 に示したとおり、し尿と生活雑排水をあわせて処理している合併処理浄化槽人口の構成比率が低く、公共下水道の供用が開始されたばかりである。そのため先にも述べたように、本町の生活排水処理率は愛知県の他都市と比較してもかなり低い水準となっている。このような状況から生活排水処理率向上のために以下のような課題がある。

１）合併処理浄化槽の普及

生活排水処理率向上のためには合併処理浄化槽の普及促進が必要である。現在、公共下水道の整備が進められてはいるが、整備に時間を要する地域での合併処理浄化槽の普及が望まれる。

２）単独処理浄化槽の廃止並びに合併処理浄化槽への転換

現在、40％以上の住民が使用している単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならないとされていることから、早急に合併処理浄化槽への転換が必要である。

３）下水道への接続の指導

生活排水処理率が低水準となっている要因として、公共下水道の整備が一部であることも挙げられる。接続を促進するための支援制度の活用について啓発が必要である。

第２節　収集・運搬体制の維持に関する課題

収集・運搬体制を維持するためには以下のような課題がある。

１）適正な収集・運搬体制

今後､公共下水道が普及するにしたがって､し尿等の発生量が減少することとなり、現状の収集・運搬体制では過剰となる。本町では収集・運搬は委託・許可において実施しているため、発生量にあわせた体制を維持する必要がある。

第４章　生活排水処理の基本方針

第１節　生活排水処理に係る理念、目標

近年、生活様式の向上に伴い衛生的な住環境への要望からトイレの水洗化が進み、公衆衛生の向上が進んできている。周辺の水環境においては、河川・湖沼等の汚染が問題となっており、未処理で放流されている生活雑排水が要因となっている。

本町においても例外ではなく、特に公共下水道の整備拡大が求められる。

このような状況を踏まえ、生活排水処理に係る理念及び目標を次のとおり定める。

≪生活排水処理に係る理念、目標≫

生活排水処理の重要性を認識し、公共用水域の水質環境基準の達成と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、生活排水処理施設の整備を推進し、水洗化率（生活排水処理率）100％を目指す。

第２節　生活排水処理施設整備の基本方針

本町では区域内から発生するすべての生活排水の衛生処理を目指し、以下に示す基本方針のもと施設整備を行う。

＜基本方針１＞

本町域の大半では家屋が密集し、集合処理に適した地域となっていることから、ほとんどの区域で公共下水道での整備を行う。また、公共下水道の供用開始区域においては、下水道への接続を促進する。

＜基本方針２＞

公共下水道が未供用の区域及び公共下水道区域外（市街化調整区域の一部）において、汲取り便槽及び単独処理浄化槽を設置している世帯・事業所については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換を推進する。

＜基本方針３＞

浄化槽の適正な維持管理がされるよう、管理者への指導・啓発を推進する。

＜基本方針４＞

し尿及び浄化槽汚泥について鴨田エコパークにおいて安全で安定した処理を行う。

第５章　施策の大綱

前項で定めた基本方針に基づき、主要施策の大綱を定める。

＜公共下水道整備の推進＞

公共下水道計画区域においては、公共下水道が平成 20 年４月から一部供用開始されている。今後整備される区域については、公共下水道による生活排水処理の早期実現を目指し、その整備推進を図る。

＜公共下水道による水洗化率の向上＞

公共下水道供用開始区域内の水洗化率 100％を目指し、早期の接続を促すよう広報・啓発を行う。

＜合併処理浄化槽の普及＞

公共下水道が未供用の区域及び公共下水道区域外においては、汲取り便槽及び単独処理浄化槽の廃止、合併処理浄化槽の普及促進のため、広報・啓発に努め、あわせて補助制度等の拡充を図る。

＜浄化槽の適正な維持管理＞

浄化槽の機能が充分発揮されるよう、適正な維持管理の実施を広報等により働きかける。

＜し尿及び浄化槽汚泥の適正処理＞

鴨田エコパークにおいて、し尿及び浄化槽汚泥が適正に処理されるよう、豊山町及び北名古屋衛生組合と連携して施設の維持に努めるとともに、安定処理のため廃油等の処理不適物を混入させないよう住民へ広報・啓発を行う。

第６章　基本計画

第１節　処理の目標

生活排水処理に係る理念、目標を達成するために、本町における諸施策を基に、地域の実情に即した生活排水処理対策を推進する。

その生活排水処理の目標となる生活排水処理率は表 3-6-1 に示すとおり 85%以上を目標とする。

表 3-6-1　生活排水処理の目標

（%）

年度	平成20 （現在）	平成33 （目標年次）
生活排水処理率 （水洗化率）	48.0	85 以上

第２節　生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域は、本町の全域とし、図 3-6-1 に示す公共下水道区域（市街化区域全域と市街化調整区域の一部）以外は合併処理浄化槽により整備する。

現在の公共下水道計画どおりに面整備が進められ、各整備区域内の水洗化率が予定どおり３か年で 100%となった場合の処理形態別人口の推移を表 3-6-2 に示す。（詳細については、「資料編９．し尿及び浄化槽汚泥発生量の見込み」参照）

表 3-6-2　処理形態別人口

（人）

年度	平成20 （現在）	平成33 （目標年次）
１．計画処理区域内人口	(14,441)	(14,838)
２．水洗化・生活雑排水処理人口	(6,927)	(12,808)
（１）コミュニティ・プラント	0	0
（２）合併処理浄化槽	5,879	2,887
（３）公 共 下 水 道	1,048	9,921
（４）農業集落排水施設	0	0
３．水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	7,246	2,007
４．非水洗化人口	(268)	(23)
（１）し尿収集人口	268	23
（２）自家処理人口	0	0
５．計画処理区域外人口	0	0

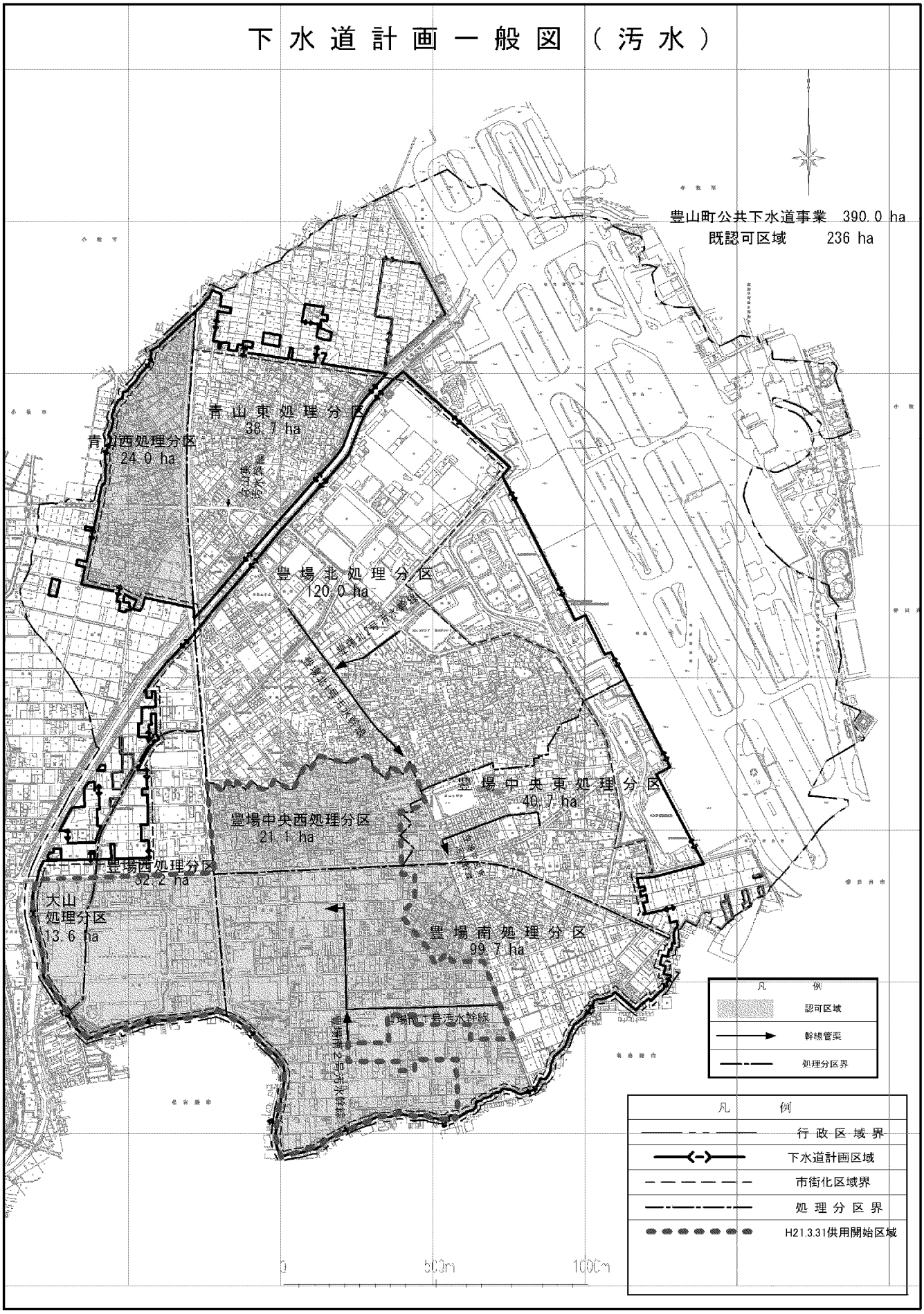

図 3-6-1　下水道計画一般図（汚水）

第３節　施設及びその整備計画の概要

３－１　公共下水道

本町を含む新川流域では行政区域にとらわれず、広域的に下水道整備を行うことが効率的であるとの観点から、愛知県により新川流域下水道事業が進められている。

本町における公共下水道事業は、流域関連公共下水道として整備を進めており、集められた汚水は新川流域下水道（新川東部処理区）へ接続し、新川東部浄化センターで処理が行われている。

表 3-6-3 に新川流域下水道（新川東部処理区）事業の概要を示す。

表 3-6-3　新川流域下水道（新川東部処理区）事業の概要（1/2）

		全体計画	事業認可（平成 17 年度）
関係市町		豊山町、北名古屋市	
処理面積		1,764.5 ha	553.0 ha
処理人口※		95,540 人	39,010 人（28,930 人）
排除方式		分流式	
処理能力水量		約 61,600m^3/日	18,530m^3/日
放流先		一級河川　鴨田川	
管路施設	豊山中央幹線	約 5.20 km	約 4.86 km
	師勝中央幹線	約 2.26 km	約 2.23 km
	師勝東部幹線	約 3.68 km	約 3.26 km
	西春中央幹線	約 4.43 km	約 3.53 km
	西春北部幹線	約 1.29 km	－
	計	約 16.86 km	約 13.88 km
	ポンプ場	0 箇所	0 箇所

※カッコ内は水洗化人口を示す。

表 3-6-3　新川流域下水道（新川東部処理区）事業の概要（2/2）

		全体計画	事業認可（平成 17 年度）
終末処理場施設	名　　称	新川東部浄化センター	
	所 在 地	北名古屋市二子松江並びに九之坪五反地及び九之坪鴨田地内	
	面　　積	約 8.2 ha	
	処理方法	凝集剤添加硝化脱窒法＋急速ろ過法	凝集剤添加硝化脱窒法＋急速ろ過法 及び 凝集剤添加オキシデーションディッチ法 ＋急速ろ過法
法手続	都市計画決定	当初　平成 12 年 11 月 28 日	－
	都市計画法事業認可	当初　平成 13 年 9 月 28 日	最終変更　平成 18 年 3 月 14 日
	下水道法事業認可	当初　平成 12 年 12 月 27 日	最終変更　平成 17 年 11 月 25 日
供用開始		平成 19 年度末	

出典：新川流域下水道（新川東部処理区）事業変更認可申請書（下水道法、都市計画法）

公共下水道
　一つの市町村区域の中で市町村が事業主体となる下水道。終末処理場を有するものを単独公共下水道といい、流域下水道へ接続し、流域下水道の終末処理場で処理するものを流域関連公共下水道という。
流域下水道
　都道府県が事業主体となり、二つ以上の市町村からの下水を幹線管渠により集め、終末処理場で処理するもの。

３－２　浄化槽

本町では浄化槽整備計画に基づき、「居住の用に供する建物又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物に処理対象人員 10 人槽以下の浄化槽及び変則浄化槽を設置しようとする者」に対して、補助金を交付する浄化槽補助事業を進めている。

浄化槽整備計画の概要は表 3-6-4 に示すとおりである。

表 3-6-4　浄化槽整備計画の概要

整備予定年度	平成 19～33 年度
計画処理区域	公共下水道未供用区域
計画処理人口	900 人
事業費見込み	140,151 千円

第４節　し尿・汚泥の処理計画

４－１　排出抑制・再資源化計画

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量は表 3-6-5 に示すとおりと予想される。（詳細については、「資料編９．し尿及び浄化槽汚泥発生量の見込み」参照）

表 3-6-5　し尿・浄化槽汚泥の排出量（kl/日）

年度	平成20（現在）		平成33（目標年次）	
	処理量	比率	処理量	比率
し　尿　量	2.1	11.9%	0.1	1.4%
単独処理浄化槽汚泥量	7.6	43.2%	2.0	28.2%
合併処理浄化槽汚泥量	7.9	44.9%	5.0	70.4%
計	17.6	－	7.1	－

上記の排出量は、し尿の収集及び浄化槽の清掃が定期的に均等に行われた場合の１日当りの搬入量である。しかし、実際には大型合併処理浄化槽の清掃や諸事情により搬入量に変動があり、１日当りの搬入量がこれより多くなる場合がある。

これら変動の指標として、月ごとの変動係数を算出し、過去３か年度の月最大変動係数を求めると、表 3-6-6 に示すとおり 1.29 となった。

表 3-6-6　月最大変動係数

年度	平成18	平成19	平成20	平均
月最大変動係数	1.14	1.19	1.55	1.29

※月最大変動係数＝最大月の月間平均１日当り収集量÷年間平均１日当り収集量

本町の月最大変動係数は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」における標準的な月最大変動係数 1.15 と比較すると大きな値となっているが、平成 20 年度には 1.55 となっていることから、これは平成 20 年度より公共下水道が供用開始されたことによる影響と考えられる。今後も収集業者の協力のもと計画的な収集運搬により、排出量の平均化は可能であると考えられる。

資源化に関しては、現状と同様に鴨田エコパークにおいて処理工程から発生する余剰汚泥と生ごみをあわせて、メタン発酵・堆肥化することにより電力・堆肥として有効利用する計画である。

４－２　収集・運搬計画

今後のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は表 3-6-7 に示すとおり、現状と同様のし尿委託業者１社、浄化槽汚泥許可業者１社の体制により実施する。

ただし、今後はし尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少する見込みであることから、発生量にあわせた体制を検討する必要がある。

表 3-6-7　し尿等の収集運搬体制計画

し　尿			浄化槽汚泥		
直　営	委　託	許　可	直　営	委　託	許　可
―	１社	―	―	―	１社

４－３　中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は現状と同じく、鴨田エコパークにて行う。

ただし、今後の収集量の減少に対して、安全で安定した処理を行うため組合運営に協力する。

４－４　最終処分計画

処理工程から発生するし渣・沈砂等は、名古屋市清掃工場にて焼却処理後、藤岡最終処分場及び名古屋港南５区廃棄物最終処分場（平成 21 年度末まで）において最終処分する。

ただし、藤岡最終処分場の埋立容量に限りがあることから、し渣・沈砂等の排出量を極力少なくするため、便所や浄化槽へトイレットペーパー以外の異物の混入をなくすよう、住民への指導を徹底する。

第７章　その他

第１節　普及・啓発のための方策等

自分たちの生活する周辺の側溝や水路などの住環境、さらには汚濁した河川や海などの水環境に関心をもってもらうため、生活排水が汚濁の主因となっていることや、更に家庭内や地域で行う諸施策の実践により、身近な水路や河川をきれいにすることができるということなどについて住民に対し広報、啓発していくことが必要である。

特に、生活排水処理施設の整備が十分でない地域等にあっては、住民による実践活動の推進により相当の負荷量削減効果が期待できることからも、住民に対する広報、啓発活動は、生活排水対策を行ううえで重要な活動である。

生活排水対策等の広報、啓発策として、以下に示すような方策が有効である。

１）家庭での発生源対策としての具体的取組み

① 排水中に食物残渣等の混入を防ぐため、三角コーナーには、さらに目の細かい水切り袋、ろ紙袋等をかぶせ、固形物の排水中への混入を防止する。

② 廃食用油は消費生活グループ「みのり会」（住民団体）が行う回収に出すなどし、直接排水しない。

③ 洗濯洗剤は、極力無りん洗剤の使用を心掛けるとともに、適正な分量を使用する。

④ 自然の生態系を乱すような家庭用薬品類を使用しない。

２）町における実践活動の取組み

① パンフレットやポスターの作成と配布

水質汚濁の現状とその原因が、個々の家庭から排出される生活雑排水等にあることを図や表等で示し、町民の意識啓発を高める。

② 出前講座の開催

講師を小中学校や地域に派遣し、生活排水処理の状況や身近でできる生活排水処理対策に関する出前講座を実施する。

③ 施設見学会の開催

生活排水処理の現状を理解するため、新川東部浄化センター及び鴨田エコパークの施設見学会を開催する。開催にあたっては、春休みや夏休みを利用して、親

子が参加できるようにする等、幅広い世代からの参加者が多くなるよう努める。

④微細目ストレーナー（ごみ取りカゴ）等の紹介

生活排水からの汚濁負荷量削減方法の一つとして、調理くずを回収する三角コーナー及び微細目ストレーナー、廃食用油を拭取るキッチンペーパー等を町民に紹介し、町民の実践活動の契機とする。

⑤ アンケート調査

水質汚濁や生活排水への関心及び理解度、厨房排水や廃食用油の処理方法、洗剤の種類等の内容についてアンケート調査を行い、町民の生活排水に対する認識を深める。

⑥ 生活排水対策の推進に係る住民組織の育成及びその活動の支援

地域住民を主体とした生活排水対策推進の組織育成や、その活動への支援方法を検討する。

資　　料　　編

１．地域の概要

（1） 農業

古くは稲作が盛んだったが、近年の農地は減り続けている。また、担い手の高齢化の進行や休耕農地が増加している。

農家数及び農業人口は、表 1-1 及び図 1-1 に示すとおりであり、平成７年から 12 年にかけて減少したが、12 年から 17 年にかけて増加している。

表 1-1　農家数及び農業人口

各年２月１日現在（単位：農家数－戸、人口－人）

	総　数	販売農家				自給的農　家	農家人口
			専　業	第１種兼業	第２種兼業		
平成７年	321	140	5	2	133	181	1,605
平成12年	272	104	5	5	94	168	1,326
平成17年	289	103	8	1	94	186	－

注）平成17年の農業人口は公表されていない。資料：愛知県統計課「あいちの農林業」

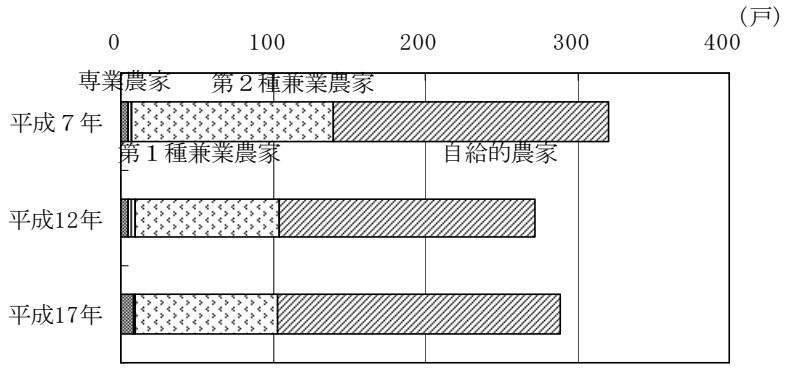

図 1-1　専・兼業別農家数

農業産出額は、表 1-2 及び図 1-2 に示すとおりである。平成 15 年度以降、横ばいか、または減少傾向を示している。

表 1-2　農業産出額

（単位：千万円）

	総　額	耕　種			養　蚕	畜　産				加　工農産物
			うち米	うち野菜			うち乳用牛	うち豚	うち鶏	
平成15年	14	14	9	4		－	－	－	－	－
平成16年	12	12	8	4		－	－	－	－	－
平成17年	13	13	9	4		－	－	－	－	－
平成18年	12	12	8	4		－	－	－	－	－
平成19年	10	10	7	3		－	－	－	－	－

注）農業産出額は、農業生産額から農業へ再び投入される種子、飼料などの中間生産物部分を控除したものである。

資料：東海農政局「愛知農林水産統計年報」

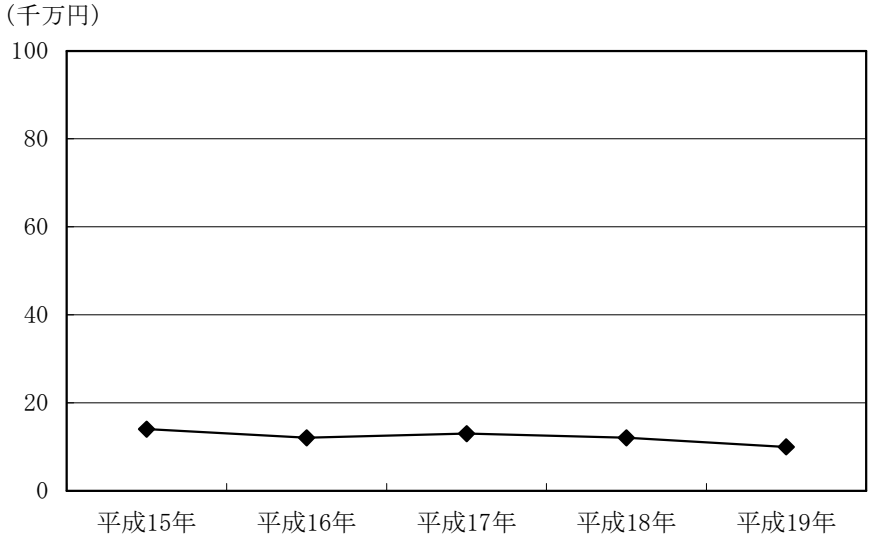

図 1-2　農業産出額の推移

（2） 工業

本町は名古屋市に隣接し、幹線道路が縦断していることから物流の面では比較的好立地にあるが、都市化が進む現在では大規模な土地の確保は難しく、経営基盤の弱い小規模事業所が多く存在する産業構造となっている。

産業（中分類）別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 1-3 に示すとおりである。事業所数は横ばい、従業者数は平成 18 以降概ね増加傾向を示している。製造品出荷額等は、図 1-3 に示すように、平成 18 年まで微減していたが、以降概ね増加傾向を示している。平成 20 年の事業所数 58、従業者数 2,963 人、製造品出荷額等約 1,146 億円となっている。

表 1-3　産業（中分類）別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等
－従業者４人以上の事業所－

	平成16年			平成17年			平成18年			平成19年			平成20年		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
		（人）	（百万円）		（人）	（百万円）		（人）	（百万円）		（人）	（百万円）		（人）	（百万円）
工　業	53	2,864	102,118	53	2,591	87,274	53	2,731	83,579	57	2,842	93,377	58	2,963	114,577

注）数値は、各年12月31日現在の速報値である。　　資料：愛知県企画振興部統計課「あいちの工業」

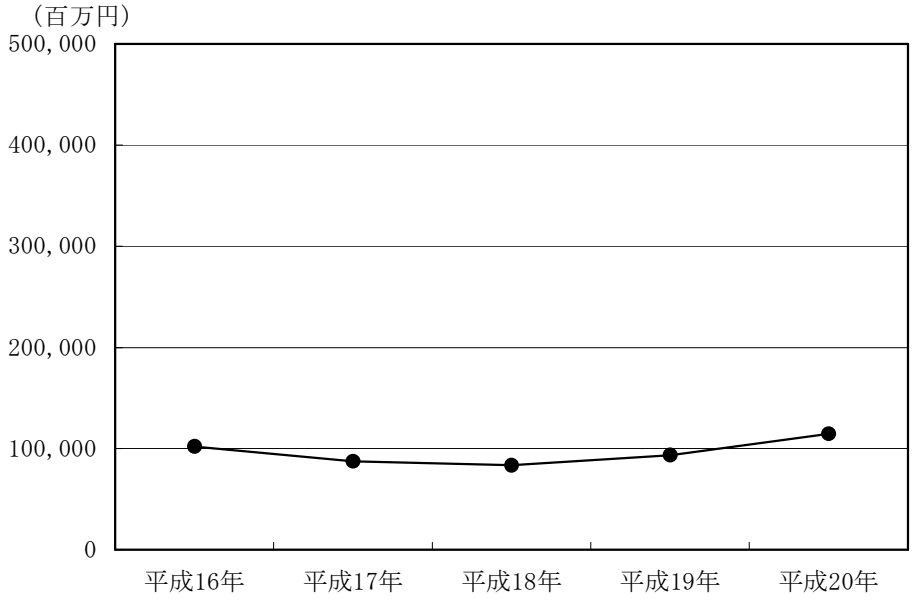

図 1-3　製造品出荷額等の推移

（3） 商業

町南西部に名古屋市中央卸売市場北部市場があることから、卸売業を営む事業者が多く存在している。小売業については、景気やリストラの影響から事業所数の減少が進んだが、近年は横ばい状況となっている。近隣商業地区である国道 41 号沿いに新規出店が進んでおり、大型化、専門化が進んでいる。

商店数、従業者数及び年間商品販売額は、表 1-4 に示すとおりである。商店数は減少傾向を示しており、従業者数及び年間商品販売額は、平成 11 年から 14 年にかけて減少し、平成 16 年いったん増加したものの、平成 19 年に再び減少している。平成 19 年の商店数は 313、従業者数は 4,266 人、年間商品販売額は 3,080 億円となっている。

表 1-4　商店数、従業者数及び年間商品販売額

		卸売業・小売業計			卸　売　業			小　売　業		
		商店数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	商店数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	商店数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
商業	平成11年	383	5,427	433,647	239	3,797	391,934	144	1,630	41,713
	平成14年	339	4,430	317,306	218	3,328	290,332	121	1,102	26,973
	平成16年	323	4,479	361,637	203	3,393	331,045	120	1,086	30,592
	平成19年	313	4,266	308,084	205	3,464	289,116	108	802	18,968

資料：愛知県企画振興部統計課「あいちの商業」

注）平成11年と平成16年は簡易調査、平成14年と平成19年は本調査である。
年間販売額は、十万円以下端数の関係により、必ずしも収支が一致するとは限らない。

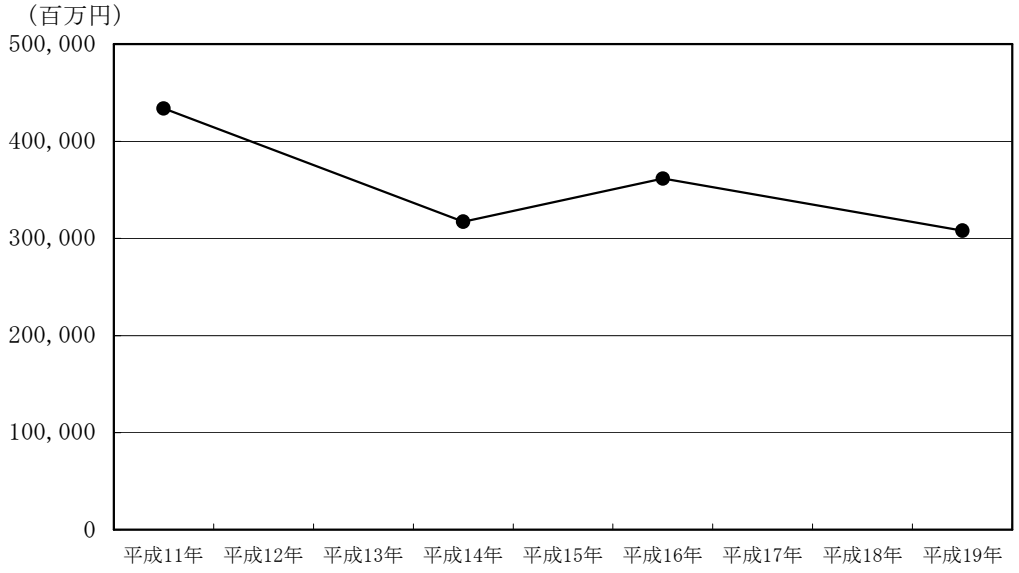

図 1-4　年間商品販売額（卸売業・小売業計）の推移

２．ごみ処理の現状

２－１　中間処理の状況

ごみ焼却施設の稼動状況は、表 2-1 に示すとおりである。平成 20 年度において、稼働率 77.2%（＝282 日／365 日）、負荷率 62.8%（＝113ｔ/日／180ｔ/日）となっている。

表 2-1　ごみ焼却施設の稼動状況

年度	全体			1号炉				2号炉			
	処理量（ｔ/年）	運転日数（日/年）	運転日当り処理量（ｔ/日）	処理量（ｔ/年）	運転日数（日/年）	稼動時間（ｈ/年）	運転日当り処理量（ｔ/日）	処理量（ｔ/年）	運転日数（日/年）	稼動時間（ｈ/年）	運転日当り処理量（ｔ/日）
平成16年	31,014.79	289	107.32	13,201.91	237	4,930	55.70	17,812.88	242	5,130	73.61
平成17年	31,929.64	312	102.34	13,124.13	236	5,062	55.61	18,805.51	235	5,199	80.02
平成18年	31,818.90	302	105.36	13,969.36	253	5,396	55.21	17,849.54	237	5,098	75.31
平成19年	25,443.43	291	87.43	11,515.66	209	4,373	55.10	13,927.77	236	5,244	59.02
平成20年	31,929.64	282	113.23	13,124.13	236	5,041	55.61	18,805.51	235	5,209	80.02
４月	2,814.29	24	117.26	978.83	19	372	51.52	1,835.46	22	505	83.43
５月	2,323.48	23	101.02	1,329.68	23	498	57.81	993.80	12	272	82.82
６月	2,798.00	22	127.18	1,201.89	22	466	54.63	1,596.11	21	461	76.01
７月	2,513.08	24	104.71	652.94	12	274	54.41	1,860.14	23	521	80.88
８月	2,692.05	23	117.05	850.01	15	332	56.67	1,842.04	23	521	80.09
９月	2,604.72	26	100.18	1,007.68	19	393	53.04	1,597.04	22	458	72.59
10月	2,736.04	28	97.72	1,636.75	27	628	60.62	1,099.29	13	294	84.56
11月	2,442.94	24	101.79	1,228.79	23	462	53.43	1,214.15	16	336	75.88
12月	3,062.93	25	122.52	1,245.21	24	497	51.88	1,817.72	23	498	79.03
１月	2,847.26	23	123.79	1,139.35	21	421	54.25	1,707.91	21	459	81.33
２月	2,324.82	19	122.36	822.79	13	298	63.29	1,502.03	18	404	83.45
３月	2,770.03	21	131.91	1,030.21	18	400	57.23	1,739.82	21	480	82.85

資料：北名古屋衛生組合

粗大ごみ処理施設の稼動状況は、表 2-2 に示すとおりである。平成 20 年度において、稼働率 32.9%（＝120 日／365 日）、負荷率 62.9%（＝31.43ｔ/日／50ｔ/日）となっている。

表 2-2　粗大ごみ処理施設の稼働状況

年度	処理量（ｔ/年）	運転日数（日/年）	稼動時間（ｈ/年）	運転日当り処理量（ｔ/日）
平成16年	2,423.68	90	395.50	26.93
平成17年	2,403.36	91	424.08	26.41
平成18年	2,408.98	81	374.92	29.74
平成19年	2,207.89	83	417.42	26.60
平成20年	3,771.20	120	613.33	31.43

資料：北名古屋衛生組合

３．関係法令等

３－１　国の関係法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の２第１項の規定に基づき、環境大臣が定めた『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 17 年５月改定)』(以下、「国の基本方針」という。)において、表に示す一般廃棄物の減量化の目標量を定めており、その内容は、現状（平成９年度）に対し、平成 22 年度において、排出量を約５％削減し、再生利用量を約 11％から約 24％に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減することとしている。さらには、地方公共団体の役割として、「経済的インセンティブ*を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」としている。

また、近年の動向として、『廃棄物処理施設整備費補助金制度』を平成 17 年度に廃止し、新たに『循環型社会形成推進交付金制度』が創設されたことが挙げられる。

（1）　関連法令

①　環境基本法

正式名称	環境基本法
所　　管	環境省
公　　布 施　　行	公布：平成５年 11 月 19 日 施行：平成５年 11 月 19 日
概　　要	(1) 目的 環境の保全についての施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すると共に人類の福祉に貢献することを目的とする。 (2) 定義 「地球環境保全」とは「人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって人類の福祉に貢献すると共に国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの。」 (3) 基本理念 (ｲ) 環境の保全は、人類の基盤たる環境が将来にわたって維持されるように行われるべきこと。 (ﾛ) 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を旨として行われるべきこと。 (ﾊ) 地球環境保全は国際的協調の下で積極的に推進されるべきこと。

インセンティブ：人や組織に行動を促す動機づけのことを意味し、すなわち意欲を刺激すること。

概　　要	(4) 環境基本計画 環境保全施策の総合的・計画的な推進を図るため、環境基本計画の策定及びその手続き等について定めること。 (5) 国の施策 (ｲ) 国の施策の策定・実施に当たっての環境配慮 (ﾛ) 環境影響評価の推進 (ﾊ) 環境の保全上の支障の防止のための経済的措置 (6) 地球環境保全等に関する国際協力等 (ｲ) 国は、地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるほか、開発途上地域等の環境の保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努める。 (ﾛ) 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測等の効果的な推進を図るための国際的連携を確保するように努める。 (ﾊ) 国は、地方公共団体又は民間団体等による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るために必要な措置を講ずるように努める。 (ﾆ) 国は、国際協力の実施に当たって地球環境保全等に配慮するように努めなければならない。国は、本邦事業者に対し、海外の事業活動において地球環境保全等に適正に配慮するために必要な措置を講ずるように努める。 (7) 審議会等 中央環境審議会、都道府県環境審議会及び市町村環境審議会について規定。

② 循環型社会形成推進基本法

正式名称	循環型社会形成推進基本法
所　　管	環境省等
公　　布 施　　行	公布：平成 12 年６月２日 施行：平成 13 年１月６日
概　　要	○ 形成すべき「循環型社会」 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される社会 ○ 「循環資源」 法の対象となるものを、有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付け、その循環的な利用を促進 ○ 「施策の優先順位」 ①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 ○ 国、地方公共団体、事業者及び国民の「役割分担」 ①事業者・国民の「排出者責任」を明確化 ②生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで、一定の責任を負う「拡大生産者責任」（ＥＰＲ）の一般原則を確立 ○ 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定 ①中央環境審議会が意見を述べる指針に則して、環境大臣が原案を策定 ②計画の策定にあたっては、中央環境審議会の意見を聴取 ③閣議により策定し国会に報告 ④計画の策定期限、５年ごとの見直し ⑤国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

概　　要	○ 循環型社会の形成のための国の施策 ①廃棄物等の発生抑制のための措置②「排出者責任」の徹底のための規則等の措置 ③「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の取り引き・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価） ④再生品の使用促進、環境保全上支障が生じる場合原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

③　廃棄物処理法の一部改正

正式名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（平成 12 年度改正）
所　　管	環境省
公　　布 施　　行	公布：平成 12 年 10 月 1 日 施行：平成 13 年 4 月 1 日（完全施行）
概　　要	廃棄物についての適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進することとした。 (1)国の基本方針 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこととした。 (2)都道府県廃棄物処理計画 ○都道府県は、(1)の基本的な方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないこととした。 ○国及び都道府県は、都道府県廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めることとした。 (3)都道府県の行う産業廃棄物の処理 (4)多量排出事業者の処理計画の策定 (5)廃棄物処理センター制度の見直し (6)廃棄物の適正処理のための規制強化 ○廃棄物処理業の許可の取消し等の要件の追加 ○廃棄物処理施設の設置に係る許可要件の追加 ○廃棄物処理施設の譲受等に関する許可等 ○産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し ○廃棄物の焼却の規制 何人も、廃棄物処理基準に従って行う場合又は他の法令による場合若しくは公益上、社会の慣習上やむを得ないもの等として政令で定める方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならないこととした。 ○不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化 ○罰則の強化

④　資源有効利用促進法

正式名称	資源の有効な利用の促進に関する法律
所　　管	経済産業省等
公　　布 施　　行	公布：平成 12 年６月７日 施行：平成 13 年４月１日
概　　要	○ 製品対策 ①省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制対策の推進 廃棄物の発生抑制対策を推進するため、使用後に廃棄される量が多いなどの要件を満たす製品を指定し、その製品の省資源化・長寿命化を図る設計・製造や修理体制の充実、アップグレードに対応した設計などを事業者に義務付ける「指定省資源化製品制度」が盛り込まれた。 (具体例)指定省資源化製品：自動車、家電、大型家具、ガス・石油機器、パチンコ台等 ②部品等の再使用対策（リユース）の推進 部品等の再使用対策を推進するため、使用後に廃棄される量が多く、部品等の再使用が可能であるなどの要件を満たす製品を指定し、部品等の再使用が容易な製品設計・製造を行うことや、回収した使用済み製品から取り出した部品等を新たな製品において再使用することなどを事業者に義務付ける「指定再利用促進製品制度、特定再利用業種制度」が盛り込まれた。 (具体例)指定再利用促進製品制度：パソコン、複写機、自動車、パチンコ台等 指定再利用業種制度：紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業等 ③事業者による回収・リサイクルの推進 製品の回収・リサイクル対策を推進するため、使用後に廃棄される量が多く、事業者による効率的な回収・リサイクルが可能であるなどの要件を満たす製品を指定し、回収・リサイクルすることを事業者に義務付ける「指定再資源化製品制度」が盛り込まれた。 (具体例)指定再資源化製品：パソコン、ニッカド電池 ○ 副産物（産業廃棄物）対策 産業廃棄物の最終処分量の削減に資するため、工場等で発生する副産物について、生産工程の合理化等による副産物の発生抑制対策と発生した副産物の利用促進によるリサイクル対策に事業者自らが計画的に取り組むことを義務付ける「特定省資源業種制度」が盛り込まれた。 (具体例)特定省資源業種制度：鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業、非鉄金属製造業等

⑤　容器包装リサイクル法

正式名称	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
所　　管	環境省等
公　　布 施　　行	公布：平成７年６月 16 日 施行：平成 12 年４月１日（完全施行） 改正：平成 18 年６月 15 日
概　　要	家庭から排出されるごみの過半（容積比約 60%）を占めている容器包装廃棄物の減量、リサイクルを促進することを目的としている。 「消費者」、「市町村」、「事業者」は、それぞれ「分別排出」、「分別

概　　要	収集」、「再商品化」の役割と責任を分担して容器包装のリサイクルに参画する。 平成 9 年４月から、ガラスびん、ＰＥＴボトルをリサイクルの対象として、またリサイクルの義務を有する事業者を大企業に限定してスタートし、平成 12 年４月から対象が拡大され、紙製・プラスチック製の容器包装が新たに対象となるとともに中小規模の事業者にもリサイクルの義務が適用された。なお、缶、紙パック、ダンボールについては、有償または無償で譲渡できるものとして、事業者による再商品化は義務付けられていない。 　平成 18 年６月には、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等を促進するため、①消費者意識の向上・事業者との連携の促進、②事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入、③事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、④ただ乗り事業者に対する罰則の強化、⑤円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化が方策として加えられた。

⑥　家電リサイクル法

正式名称	特定家庭用機器再商品化法
所　　管	経済産業省等
公　　布 施　　行	公布：平成 10 年６月５日 施行：平成 13 年４月１日（完全施行）
概　　要	○ 対象機器 　平成 10 年 12 月にエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を対象機器として指定。その後、平成 16 年４月に冷凍庫が、平成 21 年４月に薄型テレビと衣類乾燥機が追加された。 ○ 関係者の役割 ①製造業者及び輸入業者（製造業者等） ・引取り義務 指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の廃棄物を引き取る。 ・再商品化等実施義務 引き取った対象機器の廃棄物について、再商品化及び熱回収（再商品化等）を行う。 ②小売業者 ・引取り義務 自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物および小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたときには、引取りを行う。 ・引渡し義務 引き取った対象機器は、中古品として再利用する場合を除き、その対象機器の製造業者等（それが明らかでない時は指定法人）に引き渡す。 ③消費者 ・消費者は、対象機器の廃棄物を小売業者等に適切に引渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる。 ④市町村 ・市町村は、その収集した対象機器の廃棄物を製造業者等（又は指定法人）に引き渡すことができる。（但し、自ら再商品化等を行うことも可能。） ○ 費用請求 ①製造業者等は、対象機器の廃棄物を引き取るときは引取りを求めた者に対し、その対象機器の廃棄物の再商品化等に関する料金を請求

概　　要	することができる。 ②小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、中古品として再利用する場合を除き、排出者に対しその対象機器の廃棄物の収集及び製造業者等による再商品化等に関する料金を請求することができる。 ③事業者による料金の公表及び国による適切な情報提供、不当な請求をしている事業者に対する是正勧告・命令・罰則の措置を講ずる。 ○ 費用請求 ①製造業者等は、対象機器の廃棄物を引き取るときは引取りを求めた者に対し、その対象機器の廃棄物の再商品化等に関する料金を請求することができる。 ②小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、中古品として再利用する場合を除き、排出者に対しその対象機器の廃棄物の収集及び製造業者等による再商品化等に関する料金を請求することができる。 ③事業者による料金の公表及び国による適切な情報提供、不当な請求をしている事業者に対する是正勧告・命令・罰則の措置を講ずる。

⑦　自動車リサイクル法

正式名称	使用済自動車の再資源化等に関する法律
所　　管	経済産業省等
公　　布 施　　行	公布：平成 14 年 7 月 12 日 施行：平成 17 年 1 月 1 日（完全施行）
概　　要	ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。 ○ 対象となる自動車 全ての車種の四輪自動車（トラック・バス等の大型車、商用車を含む） ○ 関係者の責務 ①ユーザー（最終所有者） リサイクル料金の支払い、自治体に登録された引取業者への廃車の引き渡し。 ②引取業者 最終所有者から廃車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す。 ③フロン類回収業者 フロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。 ④解体業者 廃車を基準に従って適正に解体し、エアバック類を回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。 ⑤シュレッダー業者（破砕業者） 解体自動車（廃車ガラ）の破砕（プレス・せん断処理・シュレッディング）を基準に従って適正に行い、シュレッダーダスト（自動車の解体・破砕後に残る廃棄物）を自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。 ⑥自動車メーカー・輸入業者 自ら製造または輸入した自動車が廃車された場合、その自動車から発生するシュレッダーダスト（自動車の解体・破砕後に残る廃棄物）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、リサイクル等行う。 ○ リサイクル料金の負担

概　　要	①平成 17 年１月以降、新車の購入者は、新車購入時にリサイクル料金を支払。自動車の既所有者は、平成 17 年１月以降最初の車検時までに、また、車検を受けずに廃車とする場合は、引取業者に引き渡す時に支払。 ②リサイクル料金は、シュレッダーダスト（自動車の解体・破砕後に残る廃棄物）の発生見込量、フロン類の充てん量、エアバック類の個数・取り外しやすさなどをふまえ、自動車１台ごとに自動車メーカー・輸入業者が設定し、平成 16 年７月に公表。リサイクル料金は、軽自動車で２千円程度から、大型バスの８万円など幅がある。

⑧　食品リサイクル法

正式名称	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
所　　管	農林水産省等
公　　布 施　　行	公布：平成 12 年６月７日 施行：平成 13 年５月１日（基本方針公表：平成 13 年５月 30 日）
概　　要	○ 各主体の役割 ①事業者及び消費者の責務 ・食品の購入又は調理の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めること ・再生利用により得られた製品の利用に努めること ②国の責務 ・必要な資金の確保、情報の収集及び研究開発等に努めること ・教育活動、広報活動を通じ、国民の理解と協力を求めるよう努めること ③地方公共団体の責務 ・区域の経済的社会的諸条件に応じた食品循環資源の再生利用等の促進に努めること ○ 基本方針の策定 環境大臣、農林水産大臣等主務大臣は、各主体がその取り組みを行うにあたり指標となるべき基本方針（「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」）を策定、公表する。 ○ 食品関連事業者による再生利用等の実施 食品関連事業者に対し、基準に従った具体的な再生利用などの実施を求めている。 ①食品関連事業者の判断の基準となるべき事項 ・基準は、基本方針に定める目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置を定めることとされており、具体的には、発生の抑制、減量、再生利用の実施方法等を定めることとなる。 ②勧告・命令等 ・食品関連事業者の再生利用等への取り組みが不十分な場合には、主務大臣により、勧告、公表、命令の措置が行われる。また、命令に従わない場合には、罰則が適用される。なお、勧告、命令等の措置の対象者は、食品循環資源の再生・利用等の推進における位置づけ等を考慮し、食品廃棄物等の発生量が一定量（100ｔ/年）以上の者に限定されている。 ○ 再生利用を促進するための制度 食品関連事業者等の食品循環資源の再生利用への取り組みを促進するため、「登録再生利用事業者制度」、「再生利用事業計画の認定制度」、「廃棄物処理法等の特例」の制度を設けている。

⑨　建設リサイクル法

正式名称	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
所　　管	国土交通省等
公　　布 施　　行	公布：平成 12 年５月 31 日 施行：平成 14 年５月 30 日（完全施行）
概　　要	○ 建築物に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け ①一定規模以上の建築物その他の工作物に関する建設工事（対象建設工事）については、一定の技術基準に従い、当該建築物等に使用されている特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を分別解体等より現場で分別することを義務付け対象となる建設工事は、以下のとおり 1）建築物の解体工事　床面積 80 ㎡以上 2）建築物の新築又は増築工事　床面積 500 ㎡以上 3）建築物の修繕・模様替え等工事　請負代金１億円以上 4）建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等　請負代金 500 万円以上 ②分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を義務付け、リサイクルを推進（再資源化が困難な場合には縮減） ○ 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置 ①発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示等により、適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保 ②発注者・受注者間の契約手続きの整備により、受注者への適正なコストの支払いを確保 ○ 解体工事業者の登録制度の創設 解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置等により、適正な解体工事の実施を確保 ○ 再資源化及び再生資源の利用促進のための措置等 再資源化等の目標の設定、発注者に対する協力要請等により、再資源化及び再資源化で得られた建設資材の利用を促進

⑩　グリーン購入法

正式名称	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
所　　管	環境省
公　　布 施　　行	公布：平成 12 年５月 31 日 施行：平成 13 年４月１日（完全施行）
概　　要	○ 公共部門の環境物品の調達の推進 国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。 ○ 責務の規定 環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定。 ○ 基本方針の策定 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。 ○ 調達方針の作成等 各省各庁及び独立行政法人等は、毎年、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行

概　　要	う。また、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に報告する。 ○ 地方公共団体による調達の推進 都道府県及び市町村は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努める。 ○ 調達の推進に当たっての配慮 国等、都道府県及び市町村は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加を招かないように配慮する。 ○ 環境物品等に関する情報の提供 ①事業者は、その製造する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。 ②他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の低減に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報の提供に努める。 ③国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討を行う。

(2) 関連計画

① 環境基本計画

正式名称	環境基本計画
策定機関	環境省
策定時期	平成 12 年 12 月
概　　要	(1) 目指すべき社会＝持続可能な社会 (2) 長期的目標 【循環】循環を基調とする社会経済システムの実現 【共生】健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保 【参加】すべての主体の参加の実現 【国際的取組】国際的取組の推進 (3) 環境政策の基本的な方針 総合的アプローチ、生態系配慮、汚染者負担の原則、環境効率性、予防的方策、環境リスク ○あらゆる場面における環境配慮の織り込み ○あらゆる政策手段の活用と適切な組み合わせ ・規制的手段、経済的手法等 ○あらゆる主体の参加 ○地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組
廃棄物・リサイクル対策・	廃棄物・リサイクル対策については、循環型社会形成推進基本計画で示される考え方を踏まえ、次のような施策などを総合的、計画的に推進する (1) 廃棄物等の発生抑制 (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進 ア　使用済製品の再使用の推進 イ　循環資源の回収、再生利用の推進 ウ　リサイクル関連施設整備の推進 エ　循環的な利用における環境配慮 (3) 廃棄物の適正な処理の推進 廃棄物処理法に基づく国の基本方針に示される考え方を踏まえて、以下の施策を推進する。 ア　処理施設の確保 イ　市町村と事業者の協力

廃棄物・リサイクル対策・	ウ　廃棄物処理における環境配慮等 エ　ＰＣＢ廃棄物の処理の促進

② 循環型社会形成推進基本計画

正式名称	循環型社会形成推進基本計画
策定機関	環境省
策定時期	平成 20 年 3 月
概　　要	１．現状と課題 現状： （下表）

項目	単位 ＼ 年度	平成17	平成2年度比	平成12年度比
資源生産性	万円/ｔ	33.0	＋59.4%	＋25%
循環利用率	%	12.2	＋4.8 ポイント	＋2.2 ポイント
最終処分量	一般廃棄物（百万ｔ）	8	▲60.0%	▲33.3%
	産業廃棄物（百万ｔ）	24	▲73.0%	▲46.7%
	合計（百万ｔ）	32	▲70.6%	▲43.9%

課題：
① 地域コミュニティの再生などを通じた地域循環圏の構築
② 100 年後の世代に伝えられるライフスタイル
③ 環境と経済の好循環を実現するビジネススタイル
④ 発生抑制を主眼とした３Ｒの更なる推進適正処理の確保
⑤ ３Ｒの技術とシステムの高度化
⑥ 情報の的確な把握・提供と人材育成
⑦ 国際的な循環型社会の構築

２．循環型社会形成の中長期的なイメージ
①自然と循環と経済社会の循環
②地域の特性に応じた循環型社会の実現
③資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
④「もったいない」の考え方に即したライフスタイルの定着と関係主体のパートナーシップによる取り組みの加速化
⑤ものづくりなどの経済活動における３Ｒの考え方の浸透
⑥廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

<table>
<tr>
<td>概　　要</td>
<td>
３．数値目標：平成 37 年度(2025 年度)ごろの長期的な社会を見通しつつ、平成 27 年度(2015 年度)に設定する。
目標年次：平成 27 年度(2015 年度)
<table>
<tr><th>指　標</th><th>資源生産性</th><th>循環利用率</th><th>最終処分量</th></tr>
<tr><td>目　標</td><td>42万円/ｔ</td><td>14～15%</td><td>23百万ｔ</td></tr>
</table>
＊資源生産性＝ＧＤＰ／天然資源等投入量:如何により少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す値
○物質フロー（マテリアル・フロー）目標
①「入口」: 資源生産性　平成 27 年度：約 42 万円/㌧（平成 12 年度から概ね 6 割向上）
②「循環」: 循環利用率　平成 27 年度：約 14～15%（平成 12 年度から概ね４～5 割向上）
③「出口」: 最終処分量　平成 27 年度：約 23 百万㌧（平成 12 年度から概ね 60%減）
○目標を設定する指標
循環型社会の形成に向けた取り組みの進展度を測る指標。
・一般廃棄物等の減量化
「１人１日当たりのごみ排出量」
⇒　平成 12 年度比で約 10%減
「1 人 1 日当たりに家庭から排出するごみ量」
（集団回収量、資源ごみ等を除いた値）
⇒　平成 12 年度比で約 20%減
「事業系ごみの総量」
⇒　平成 12 年度比で約 20%減

４．各主体の連携とそれぞれに期待される役割
国：地方公共団体をはじめ関係主体の連携・協働の促進。国全体の循環型社会形成に関する取り組み推進。
国民：ライフスタイルの見直し推進。環境教育・環境学習や環境保全のための活動への参加・協力。
事業者:ＣＳＲ(社会的責任;(CSR:CorporateSocialResponsibility)を果たし、法令遵守を徹底、不要な社会コストの発生を防止。排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、情報公開などの透明性を高めていく。
ＮＰＯ・ＮＧＯ：循環型社会形成への活動等を促進。循環型社会の形成を進める上で各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たす。
地方公共団体：法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施。各主体間のコーディネーターとして連携の場の提供など重要な役割を果たす。
</td>
</tr>
<tr>
<td>減量目標</td>
<td>
○一般廃棄物の減量化
１人１日あたりに家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。）を平成 22 年度において平成 12 年度比で約 20%減に、１日あたりに事業所から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。）を平成 22 年度において平成 12 年度比で約 20%減とすることを目標とする。
</td>
</tr>
</table>

③　廃棄物処理法に基づく国の基本方針

正式名称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省告示第 34 号）
策定機関	環境省
策定時期	平成 13 年５月７日（平成 17 年５月 26 日改定）
概　　要	排出抑制及び適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用をすることをいう。）を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。 ○　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項 ①施策の基本的枠組み ②国民、事業者、地方公共団体及び国の役割 ③廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保 ④優良な処理業者の育成 ○　廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 ①今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標 ②施策の基本的枠組み ③国民、事業者、地方公共団体及び国の役割 ④廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保 ⑤優良な処理業者の育成 ○　廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 ①今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標 ②一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備 ③産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備 ④優良な廃棄物処理施設への支援 ⑤地域住民に対する情報公開の促進 ○　その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項 ①廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進 ⑥廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及
減量目標	目標年度：平成 22 年度 目標量：現状（平成９年度）に対し、平成 22 年度において、排出量を約５％削減し、再生利用量を約 11％から約 24％に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。
市町村の役割	市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてＰＦＩの活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処

市町村の役割	理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。
その他	■一般廃棄物の処理体制の確保 廃プラスチック類の取り扱いについて、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについて、直接埋立を行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。 ■一般廃棄物処理施設の整備 一般廃棄物処理施設の整備について、発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会を形成するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。また、災害廃棄物の処理について、広域的な連携体制を築くとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った施設整備を進めることが必要である。

④　廃棄物処理施設整備計画

正式名称	廃棄物処理施設整備計画
策定機関	環境省
策定時期	平成 15 年 10 月 14 日
概　　要	１．事業評価の厳格な実施 個別事業について、事前評価、事後評価の実施。 ２．技術開発等を通じたコストの縮減 コストの観点から、事業プロセスの全体を見直す、など。 ３．地域住民等の理解と協力の確保 生活環境影響調査や住民等の意見聴取を的確に実施する、など。 ４．事業相互間の連携の確保 他の公共事業計画に係る事業（下水道等）との連携、など。 ５．既存の廃棄物処理施設の有効利用、ソフト施策との組合せ 埋立処分場等の既存の廃棄物処理施設の活用、ごみの減量化に係るソフト施策との連携、など。 ６．廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 入札及び契約の透明性、競争性の向上等を推進する、など。 ７．民間資金・能力の活用 ＰＦＩ事業の導入、など。
減量目標	○一般廃棄物関係：ごみ処理施設 ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。 ①　ごみのリサイクル率：16％(H14)→21％(H19) ②　ごみの減量処理率　：95％(H14)→97％(H19) ③　一般廃棄物最終処分場の残余年数： 平成 14 年度水準（14 年分）を維持する。

⑤　循環型社会形成推進交付金制度

正式名称	循環型社会形成推進交付金制度
策定機関	環境省
策定時期	平成 17 年度（交付対象施設は平成 18 年度に向けて見直しを行っている）
概　　要	○目的 廃棄物の３Ｒを総合的に推進するため市町村の自主性と創意工夫を生かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより循環型社会の形成を図る。 ○概要 市町村（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね５ヵ年）に基づき実施される事業について交付。 ①循環型社会形成推進地域計画の作成 計画対象地域の市町村が、国及び都道府県とともに「循環型社会推進協議会」を設け、構想段階から稼働し、３Ｒ推進のための目標と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成。 ②交付金の交付 国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。 ③事後評価 計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表。 ○交付対象 ①対象地域 市町村（人口５万人以上または面積 400km^2 以上の計画対象地域を構成する場合に限る。（特例有り）） ②対象施設 ・エネルギー回収推進施設：廃棄物から蒸気エネルギーを回収した発電等の余熱利用やバイオガス等の燃料等を回収する施設。 ・マテリアルリサイクル推進施設：廃棄物を材料・原料利用するために、選別、圧縮等の資源化することを目的とした施設。 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設：生ごみ等の有機性廃棄物をし尿、浄化槽汚泥等と併せて処理する施設や堆肥化、飼料化を図る施設。 ○交付金の額の算定 交付額は対象事業費の 1/3 を市町村に一括交付 循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については、対象事業費の 1/2 を交付。

３－２　県の関係条例等

廃棄物に関する計画等の体系を整理すると図 3-1 に示すとおりである。

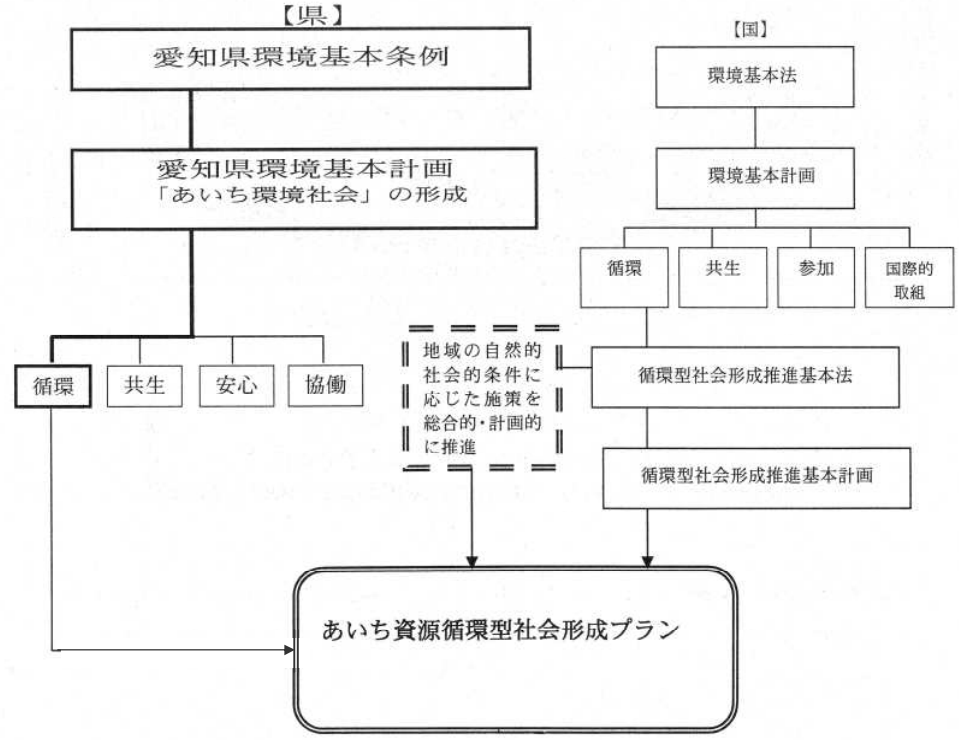

図 3-1　愛知県の資源循環型社会形成プランの位置づけ

（1）　関連条例

①　愛知県環境基本条例

正式名称	愛知県環境基本条例
所　　管	愛知県
公　　布	平成 7 年 3 月 22 日
概　　要	（目的）この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 （基本理念）環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行わなければならない。 地球環境の保全は、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

概　　要	（県の責務）県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し､及び実施する責務を有する。 　県は、市町村が実施するその区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策に協力するものとする。 （事業者の責務）事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するよう努めなければならない。 　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。 （県民の責務）県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。 　県民は、基本計画にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。 　その他：（年次報告）等 （環境の保全に関する基本的施策の策定等に係る指針） 一　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状況に保持されること。 二　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。 三　人と自然と豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。 その他：（環境基本計画）、（環境影響評価の推進）、（教育、学習等）等

（2）　関連計画

① 愛知県環境基本計画

正式名称	第 3 次愛知県環境基本計画
策定機関	愛知県
策定時期	平成 20 年 3 月
計画の期間	平成 37 年度(2025 年度)頃までの長期を展望し、環境保全の目標を示した上で、平成 27 年度(2015 年度)までの間に取り組むべき施策の方向を提示
計画の目標	「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」

概　　要	（策定の趣旨） 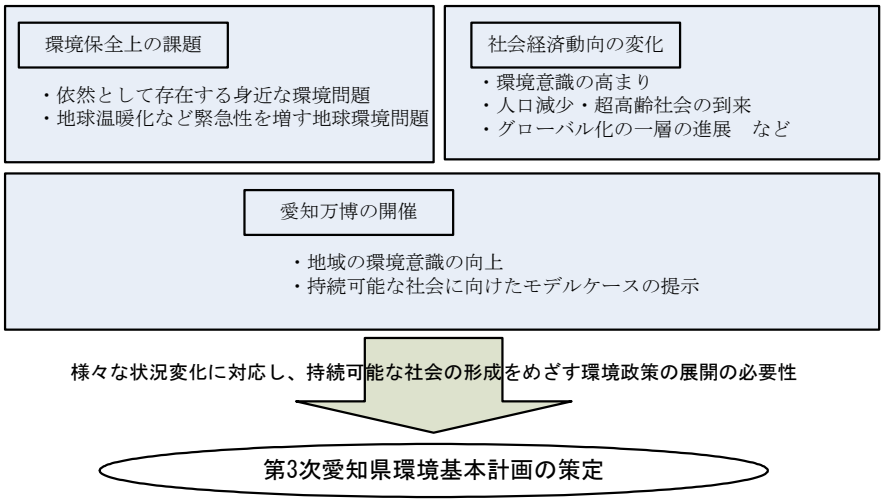 （計画の目標実現に向けた５つの社会づくり） 【脱温暖化社会】 　地球温暖化が喫緊の課題であるとの認識の下に、日常生活社会経済活動の中に、温室効果ガスの排出量を削減・抑制し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる仕組みを構築していくことにより、温暖化の危機から脱却した社会を築く。 【資源化社会】 　自然界における資源が有限であるとの認識の下に、社会経済活動に伴う環境への付加をできるだけ少なくするために、天然資源の消費を抑制するとともに、資源の循環的な利用を基本とする社会経済の仕組みが確立した社会を築く。 【自然共生社会】 　人類も自然生態系の一員であるとの認識の下に、貴重な自然を保護し、身近な自然の保全・創造の健全な水循環の再生を図ることにより、自然生態系が適切に保持され、多様な生物とのふれあいや水とのかかわりの豊かさを実感できる自然と調和した社会を築く。 【安全・安心社会】 　県民の生命と健康が常に最優先されるとの認識の下に、環境基準の達成・維持を図るなど環境を構成する大気、水、土地、生物を健全な状態に維持することにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図り、すべての県民が安全でかつ安心して生活できる社会を築く。 【参加・協働社会】 　すべての県民が自然生態系や地球環境における人間のかかわりについて理解を深め、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、環境の取り組みに主体的に参加し、具体的な活動を進めるとともに、県民、事業者、民間団体、行政がそれぞれ連携、協力を図り、地域の環境の保全を進めていく社会を築く。 （施策展開の方向） ○温室効果ガスの排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり 　（脱温暖化） ○資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり（資源循環） ○自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり（自然共生） ○公害のない安全で安心できる愛知づくり（安全・安心） ○地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり（参加・協働）

概　　要	（各主体の役割） 【県民】 　ライフスタイルの見直し、環境負荷の低減や環境の改善に向けて身近なことから率先して行動していく。 【事業者】 　各種法令や、規則の確実な遵守と、企業の社会的責任、事業活動の持続可能性といった観点から環境対応を進めるとともに、率先した環境保全活動による企業イメージの向上や優れた環境技術による競争力の強化をしていく。 【民間団体】 　県民等により組織された民間団体は、それぞれの専門性や個別性を生かし、行政では対応できないきめ細やかで柔軟な活動が行うことができることを生かし、自主的・積極的な活動を一層進めるとともに、他の民間団体や行政、事業者と協働した取り組みを進めていく。 【行政】 　環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らも事業者であり消費者であるという立場から、自ら率先して環境への付加の少ない行動を実践する。また、県民、民間団体、事業者等の各主体の環境の取り組みが行えるよう、環境情報の提供、環境教育、環境学習の推進を図るとともに、各主体間のネットワークづくりを進める。 （計画の進行管理） 　本計画に揚げた目標、施策については、目指す数値目標の達成状況、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら必要な改善を行うＰＤＣＡサイクルによって、適切な進行管理を行う。 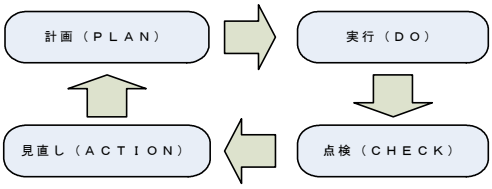

②　あいち資源循環型社会形成プラン

正式名称	あいち資源循環型社会形成プラン
策定機関	愛知県
策定時期	平成 15 年３月
概　　要	１．取組の基本的考え方 ①　排出者責任と拡大生産者責任の徹底 　排出者責任とは、廃棄物等を排出する者がその適正なリサイクルや処分に関する責任を負うべきであるとの考え方のことである。排出者責任の考え方は、今後その徹底を図る必要があり、県民も排出者としての責務を担っており、その役割を積極的に果たしていくことが重要である。 　拡大生産者責任とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方のことである。この考え方は、廃棄物・リサイクル対策を進める上で極めて重要な考え方である。 　このような基本的な考え方に基づいて、県民、事業者、県、市町村、そして国が適切な役割分担の下で、資源循環型社会形成に向けて、社会的・経済的な実効性や効率性を考慮して望ましいシステム

概　　要	を構築していくことが求められている。 ②　対策の優先順位 第１：発生抑制（リデュース） 第２：再使用（リユース） 第３：再生利用（マテリアルリサイクル） 第４：熱回収（サーマルリサイクル） 第５：適正処分 ただし、この順位によらないことが環境への負荷を低減できる場合には、この順位にこだわることなく、より適切な方法を選択しなければならないとされている。 特に、従来から比較的多くの取組が実施されているリサイクルに加え、取組が少なかったリデュース、リユースの促進が重要である。 ③　パートナーシップに基づく取組の推進 資源循環に係る問題は、基本的には県民生活や事業活動に起因するものであり、その取組の推進に当たっては、県民や事業者等の主体的な参加と相互の対等なパートナーシップに基づいて取組を推進していくことが不可欠である。パートナーシップを形成し、共通の認識の下に、協働して取り組むことによって個々の主体のみでは達成できない資源循環型社会のシステムづくりが可能になる。 ④　段階別、主体別、目的別の取組の推進 資源循環型社会の形成に向けた取組を進めるためには、以上の取組の基本的な視点を踏まえ、物質フローの各段階別（資源投入、生産、販売・購入、新規蓄積・消費・廃棄、処理・処分）に取組の方向性を展開し、分りやすく示すことが必要である。 ２．目標数値 ［主体別の取組指標及び目標］ ○県民を対象とした目標・買い物時におけるリサイクル製品の選択 基準年次(13 年度)：45%、目標年次(22 年度)：90%以上 ・１人１日当たりに排出されるごみの量（資源回収されるものを除く。） 基準年次(11 年度)：1,007ｇ、目標年次(22 年度)：720ｇ（287ｇ(29%)減）

③　愛知県廃棄物処理計画

正式名称	愛知県廃棄物処理計画（平成 19 年度～23 年度）
策定機関	愛知県
策定時期	平成 19 年３月
減量目標	○処理しなければならないごみの１人１日当たりの量は、平成 16 年度に対して 21%減らし、720ｇとする。 ○排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物について約 29%とする。 ○最終処分量について、平成 16 年度に対して一般廃棄物は約 21%削減する。
概　　要	（施策の展開） ○３Ｒの促進 ○循環ビジネスの促進 ○適正処理と監視指導の徹底 ○廃棄物処理施設の整備の促進 ○情報の収集提供、環境学習等の推進 （廃棄物処理計画の推進） 【県民】 廃棄物処理の問題を自らの問題として理解し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に向けて努力しあるいは関係者に協力して、従来の大量消費、大量廃棄型の生活様式から、環境への付加の低減された循環型の生活様式への転換を図っていく。 【事業者】 廃棄物処理責任が自らにあることを基本に、生産工程や流通・販売工程において可能な限り廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への付加の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。また、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生することとなる廃棄物の削減に努める。 【市町村】 行政区域内における住民の最も近い位置の自治体として、地域の一般廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進する必要があり、排出される一般廃棄物についてはその処理責任の下、地域の環境に配慮した適性処理を推進するとともに、循環型社会の形成に向け、住民、事業者の取り組みを促進する。市町村間、市町村と県等連携、協力し施策を推進する。 【県】 発生抑制、再使用、再生利用を促進し循環型社会の形成に向けた取り組みを行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、県民、事業者、市町村の取り組みに対して支援を行う。 循環型社会を支える循環ビジネスの創出、拡大等を促進するため必要な取り組みを行う。 廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置について、積極的に国に要望していく。 （計画の進行管理） ○目標達成状況の把握 一般廃棄物処理実態調査や民間で回収が行われている事業系一般

概　　要	廃棄物の把握などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計する。 ○進行管理 目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会を通じて処理状況や施策の効果の分析、評価を行うなど、点検を行う。また、事業者団体、消費者団体、婦人団体、市町村等で構成するごみゼロ社会推進あいち県民会議等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

ここで、国と愛知県の一般廃棄物の減量化目標である目標適用値を算出すると、表3-1に示すとおりである。

表 3-1　国・愛知県の減量目標適用値

（単位：ｔ/年）

	国	愛知県
排 出 量	平成９年度に対し、平成22年度において、排出量を約５％削減	平成11年度に対し、平成22年度において、排出量を92％に
目標適用値	8,310（5,510）	8,305（5,627）
再生利用量	排出量の約24％	平成11年度に対し、平成22年度において、再生利用量を157％に
目標適用値	1,980	1,067
最終処分量	平成９年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減	平成９年度に対し、平成22年度において、最終処分量を59％に
目標適用値	542	498

注）（ ）内数値は、空港関係を除いた数値を示す。

［算出根拠］

①排 出 量

国　　：8,748.46ｔ/年［Ｈ９］×95％＝8,310.09ｔ/年
　　(8,748.46ｔ/年－2,948.20ｔ/年)［Ｈ９］×95％
　　＝5,510.25ｔ/年

愛知県：9,026.87ｔ/年［H11×92％＝8,304.72ｔ/年
　　(9,026.87ｔ/年－2,910.75ｔ/年)［H11］×92％
　　＝5,626.83ｔ/年

②再生利用量

国　　：8,251/年［H22］(資料編:表6-14参照)×24％＝1980.24ｔ/年

愛知県：(588.66ｔ/年［H11］＋90.64ｔ/年［H11］(組合資料))×157％＝1,066.50ｔ/年

粗大ごみ処理施設からの磁性物↑

③最終処分量

国　　：1,083.31ｔ/年［Ｈ９］(組合資料)×50％＝541.66ｔ/年

愛知県：　995.05ｔ/年［H11］(組合資料)×59％＝497.53ｔ/年

３－３　町の関係条例等

①　豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

公　　布	平成９年３月 31 日
概　　要	(目的) 資源が有限なものであり、かつ、廃棄物が貴重な資源となり得ることから、廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (町の責務) この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正な処理に関して、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。 廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町民の自主的な活動の促進を図らなければならない。 町民及び事業者に対して、廃棄物の減量及び適正な処理に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。 (事業者の責務) 事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができるものに運搬させ、若しくは処分させなければならない。 事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないよう努めなければならない。 前項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。 (町民の責務) 廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するなど、廃棄物の減量に努めなければならない。 廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。 (一般廃棄物処理計画) 法第６条第１項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示しなければならない。 その他：(廃棄物減量等推進員)、(町による廃棄物の減量)、(事業者による廃棄物の減量)、(町民による廃棄物の減量)等

その他に、以下に示す条例等がある。

・豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成９年３月 31 日公布）

・豊山町団体資源分別収集事業奨励金交付要綱（平成９年７月 22 日告示）

・豊山町資源分別収集事業奨励金交付要綱（平成 15 年３月 31 日告示）

・豊山町生ごみ堆肥化容器設置補助金交付要綱（平成７年３月９日告示）

・豊山町家庭用生ごみ処理機購入補助金交付要綱（平成 16 年３月 31 日告示）

４．近隣市町村の動向

「愛知県ごみ焼却処理広域化計画　平成 21 年 3 月　愛知県環境部廃棄物対策課」において、300ｔ/日以上を基準とする 13 のブロック割の中で、本市と豊山町で構成する北名古屋衛生組合は、名古屋ブロックとして広域化を進めることとされている。(名古屋ブロックの構成市町は、本市及び名古屋市、清須市、豊山町、春日町（平成 21 年 10 月 1 日に清須市に編入)、甚目寺町である。)

名古屋ブロック及び近隣するブロック(尾張北部ブロック、春日井ブロック、海部津島ブロック)の一般廃棄物処理施設整備状況を示すと、表 4-1～4-4 のとおりとなる。中間処理施設はごみ焼却施設が 11 施設、粗大ごみ処理施設が８施設、資源化施設が９施設あり、最終処分場は 13 施設となっている。

表 4-1　中間処理施設(焼却)の整備状況

ブロック名	地方公共団体名	施設名称	処理方式	炉型式	処理能力（ｔ/日）	炉数	使用開始年度
名古屋	名古屋市 甚目寺町　(名古屋市へ委託) 春日町　(名古屋市へ委託) 清須市　(名古屋市へ委託)	名古屋市猪子石工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	2	平成13
		名古屋市南陽工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	1,500	3	平成９
		名古屋市富田工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	450	3	平成元
		名古屋市五条川工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	560	2	平成16
		名古屋市鳴海工場	ガス化溶融	全連続運転	530	2	建設中
尾張北部	小牧岩倉衛生組合 (小牧市、岩倉市)	小牧岩倉衛生組合 環境センター	ストーカ式(可動)	全連続運転	300	2	昭和59
	犬山市	犬山市都市美化センター	ストーカ式(可動)	準連続運転	90	2	昭和58
	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)	江南丹羽環境管理組合 ごみ焼却施設焼却施設	流動床式	全連続運転	150	2	昭和57
春日井	春日井市	春日井市 クリーンセンター　１、２号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	260	2	平成３
		春日井市 クリーンセンター　３、４号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	280	2	平成14
海部津島	海部地区環境事務組合 (津島市、七宝町、美和町 大治町、蟹江町、弥富市 飛島村、愛西市)	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	300	2	昭和58
		海部地区環境事務組合 塩田センター	ストーカ式(可動)	全連続運転	330	3	平成14

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(平成18年度)
愛知県ごみ焼却処理広域化計画(平成21年3月)

表 4-2　中間処理施設(粗大)の整備状況

地方公共団体名	施設名称	処理方式	処理能力（ｔ/日）	使用開始年度
名古屋市	名古屋市愛岐処分場小規模破砕設備	破砕	20	平成５
	名古屋市大江破砕工場	破砕	400	平成９
小牧岩倉衛生組合（小牧市、岩倉市）	小牧岩倉衛生組合環境センター	併用	50	昭和59
犬山市	犬山都市美化センター	破砕	30	昭和59
江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町、扶桑町）	江南丹羽環境管理組合粗大ごみ処理施設	破砕	30	昭和57
春日井市	春日井市クリーンセンター粗大ごみ処理施設	併用	65	平成３
	春日井市リサイクルプラザ	併用	45	平成14
海部地区環境事務組合（津島市、七宝町、美和町 大治町、蟹江町、弥富市 飛島村、愛西市）	海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター	併用	101	平成13

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(平成18年度)
愛知県ごみ焼却処理広域化計画(平成21年3月)

備考）　「併用」は、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみを併せて破砕（粉砕）する施設をいう。

表 4-3　中間処理施設(資源化)の整備状況

地方公共団体	施設名称	処理内容	処理能力（ｔ/日）	使用開始年度
名古屋市	名古屋市港資源選別センター	選別	30	平成６
	名古屋市鳴海工場内保管施設	その他	28	平成10
	名古屋市西資源センター	選別 圧縮・梱包 ・その他	49	平成11
	名古屋市南リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包 ・その他	47	平成17
小牧市	小牧市リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	12.6	平成16
岩倉市	清掃事務所内簡易型空缶選別設備	選別 圧縮・梱包	1	平成４
江南市	江南市一般廃棄物最終処分場内不燃物破砕施設	選別 その他	2.5	平成４
春日井市	春日井市リサイクルプラザ	選別 圧縮・梱包	25	平成14
海部地区環境事務組合（津島市、七宝町、美和町 大治町、蟹江町、弥富市 飛島村、愛西市）	海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター	選別 圧縮・梱包	29	平成14年

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(平成18年度)
愛知県ごみ焼却処理広域化計画(平成21年3月)

表 4-4　最終処分場の整備状況

地方公共団体名	施設名称	埋立開始年度	埋立地面積（㎡）	全体容積（m^3）	残余容積（m^3）
名古屋市	名古屋市愛岐処分場	昭和57	250,000	5,770,000	679,900
	第一処分場	平成16	24,000	140,000	56,600
小牧岩倉衛生組合（小牧市、岩倉市）	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場	平成10	162,734	293,900	120,578
犬山市	犬山八曽一般廃棄物最終処分場	昭和63	8,583	72,158	23,235
江南市	江南市一般廃棄物最終処分場	平成３	18,080	59,700	18,820
江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町、扶桑町）	江南丹羽環境管理組合最終処分場	平成３	9,980	32,300	11,047
春日井市	春日井市一般廃棄物内津最終処分場	平成11	12,190	232,000	86,155
津島市	津島市一般廃棄物最終処分場（鹿伏兎）	平成9年	25,197	138,149	40,320
弥富市	弥富市鍋田最終処分場	平成13	5,900	27,000	25,330
七宝町	七宝町一般廃棄物最終処分場	平成６年	7,964	31,657	6,331
美和町	東溝口一般廃棄物最終処分場	平成９	22,595	17,670	6,000
	美和町一般廃棄物最終処分場	平成10	42,297	85,336	55,900
飛島村	飛島村一般廃棄物処分場	平成17	5,000	2,300	1,973

資料：　一般廃棄物処理事業実態調査（平成18年度）
愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月）

注）残余容積は、平成20年4月1日現在。埋立完了施設については、記載していない。

これらの近隣ブロックにおける生活排水処理施設は、し尿処理施設（汚泥再生処理センター）が６施設、下水道浄化センターが５施設整備されている。

表 4-5　し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の整備状況

市町村・一部事務組合名	構成市町村	施設名	処理対象廃棄物	処理方式			処理能力（kL/日）	資源化能力(t/日)	使用開始年度
				水処理	汚泥処理	資源化			
名古屋市		名古屋市港作業場（山崎し尿処理施設）	し尿 浄化槽汚泥	下水投入方式			200.00	0	平成 6年度
春日井市		春日井市衛生プラント	し尿 浄化槽汚泥	標準脱窒素処理方式（旧低二段）	焼却		190.00	0	昭和63年度
小牧市		小牧市 し尿浄化槽汚泥処理施設	浄化槽汚泥	浄化槽汚泥専用方式	脱水	その他	50.00	0	昭和53年度
		小牧市クリーンセンター	し尿	高負荷脱窒素処理方式	脱水	その他	53.00	0	昭和62年度
愛北広域事務組合	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	愛北広域事務組合 愛北クリーンセンター	し尿 浄化槽汚泥	高負荷脱窒素処理方式	焼却		280.00	0	平成 5年度
五条広域事務組合	清須市 春日町 甚目寺町	クリーンパーク新川	し尿 浄化槽汚泥	高負荷脱窒素処理方式＋膜分離方式	脱水、乾燥	堆肥化	130.00	5.00	平成18年度

表 4-7　下水道の整備状況

市町村名	処理区名	処理場名	供用開始年度	処理面積(ha)	処理人口(人)	処理能力(㎥/日)
犬山市、小牧市、岩倉市、大口町	五条川左岸流域下水道	五条川左岸浄化センター	昭和62	2,934 6,266	148,199 233,540	95,075 159,400
一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	五条川右岸流域下水道	五条川右岸浄化センター	平成13	928 5,659	52,846 253,180	20,600 149,500
春日井市	高蔵寺	高蔵寺浄化センター	昭和43	943 1,080	62,784 61,480	36,600 28,000
	中央	勝西浄化センター	昭和51	1,271 1,287	85,046 85,810	49,550 44,900
	南部	南部浄化センター	平成８	784 2,130	45,016 88,180	18,200 52,500

上段：平成20年4月1日現在の整備実績
下段：全体計画値
資料：愛知県ホームページ

５．ごみ処理技術の動向

５－１　収集運搬技術

廃棄物を保管場所で収集車に積み込む一連の作業を収集といい、収集された廃棄物を中継施設*[1]や中間処理施設、中間処理施設から最終処分場、あるいは直接最終処分場まで運ぶ作業を運搬または輸送という。

ごみ収集運搬は、非常に経費のかかる作業であり、廃棄物処理経費のうちに占める割合は非常に高い。近年では、分別収集の実施や交通事情の悪化など経費の増大をもたらす要因が増えている。このため、ますます計画的に合理的なごみ収集運搬システムを導入することが求められている。人件費の負担や交通事情に対応するために、中継基地や真空輸送システムなどの収集運搬を効率化できるハードシステムの導入も考えられている。

収集方式として日本で適用されている方式には、ステーション収集及び戸別収集があり、ステーション収集が最も一般的方法といえる。

ステーション方式には、ごみの排出容器とのかかわりで、袋等収集方式、専用コンテナ方式、大容量コンテナ方式に分類できる。専用コンテナには容量 0.6～１m^3のグラスファイバ製または鉄製の物が通常使用されている。キャスタ付きの移動式と置きコンテナ方式の２つのパターンがある。前者は、通常のコンパクタ車に積込み装置を付ける。後者は、クレーン付きの専用車が必要になる。大容量コンテナ方式は、４～６m^3の鉄製であり、団地や工場などに置かれ、積み降ろしに脱着装置付き専用車が必要となる。戸別収集には、道路脇収集（カーブサイド収集）、玄関口収集、敷地内収集、建物の中などに分かれるが、日本で適用されているのは道路脇収集である。また、収集作業を完全自動化したシステムとして真空輸送システムが挙げられる。これは、パイプを用いてごみを自動的に収集する方式であり、新住宅市街地や再開発地域に採用される事例もある（図 5-1 参照）。

搬送については、直送方式と中継方式がある。中継方式には船舶への積み替え、鉄道への積み替え、車両への積み替えやカプセル輸送システムなどがある。東京都、大阪市、北九州市などでは、大規模な船舶用の中継基地を有している。鉄道による積み替えは、主にロンドンやベルリンなどヨーロッパで利用されている。カプセル輸送システムは、ロシアのモスクワに導入されている。

車両による中継運搬は、主に東京都、横浜市、名古屋市、京都市などの大規模都

市で導入されている。方式は様々であるが、中継施設を整備する方式と路上や空き地で収集車両から大型車両に積み替える方式がある。前者では、積替えコンテナ方式、コンパクタコンテナ方式、ピットアンドクレーン方式などがある。最近は、コンパクタコンテナ方式が普及してきている。運搬車には 20m^3 クラスが利用され、欧米のような 40m^3 の大容量のものは日本では適用例がない。また後者では、ショベルローダなどの機材で積み替える方式と手作業で実施する方式がある。特に手作業の方法として、細街路のごみを軽自動車で収集し、路上で大型収集車に積み替える方式（東京都特別区）や空き缶をプラスチック箱で収集し、空き地などで大型のコンパクタ車に積み替える方式（川口市）などがある。

収集・運搬機材は、車両（トラック）、パイプライン、鉄道、船舶など多様な機材が用いられているが、一般の物流と同様、収集運搬機材の大半が車両によって占められている。車両による収集運搬は、機動性、柔軟性に優れており、地域的に他の収集方式が採り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えて差し支えない。

＊１：中継施設： 収集地区とごみ焼却施設などの搬入先が遠いところでは、収集作業の効率性を図るため、中継施設を設けて、ごみを大型運搬車に積み替えてごみ焼却施設などへ搬送している。

図 5-1　管路（中口径）輸送フロー

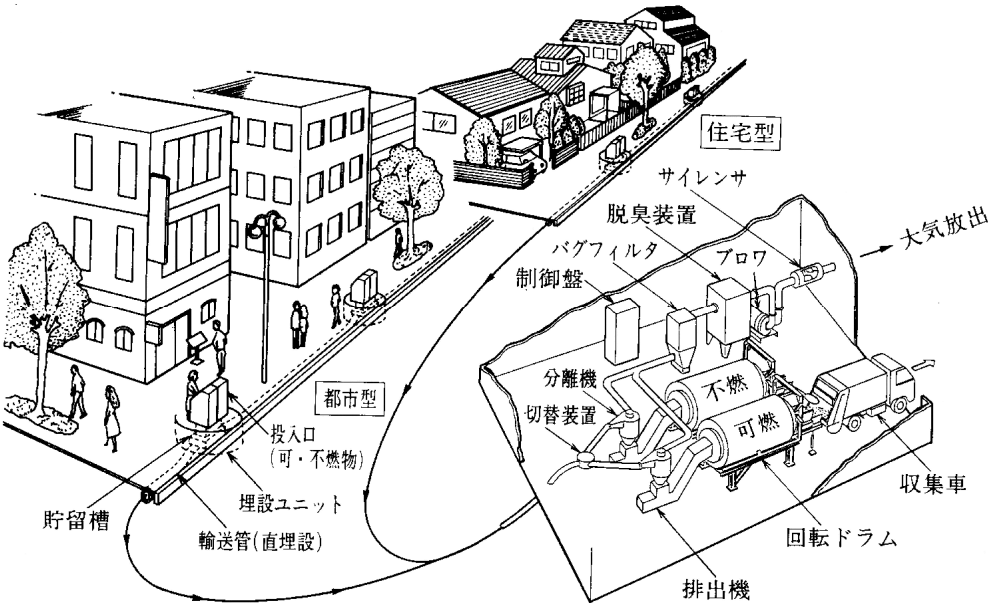

出典：廃棄物ハンドブック　廃棄物学会編

〔処理機能積載車〕

分別収集の推進と収集作業の効率化を図る上で専用の再生資源の分別収集車が開発され、一部実用化されてきている。

表 5-1　再生資源の分別収集車

車　　種	特　　徴
多重型分別収集車	空きびんや空き缶などを種類別に分別収集できるように投入パケットと収集車のボディを三～五つの部屋に分割した車両である。
空き缶選別収集車	スチール缶、アルミ缶の選別と減容を行うとともに、空きびんや紙コップなどの選別を同時に行う車両である。

５－２　中間処理技術

①　ごみ焼却施設

焼却処理技術は、高温の炉内に可燃物を投入すると自燃することを利用した処理技術である。ごみの低位発熱量が一定の値以上であれば、炉温を維持するための助燃を行うことなく、連続的に自燃する。

焼却工程では、有機性廃棄物を気体中で高温酸化させ、廃棄物の大部分を安定した酸化ガスと少量の安定した無機物質に変える。

焼却処理施設を炉形式により分類すれば、図 5-2 に示すとおりとなる。

図 5-2　焼却炉の燃焼室の形式による分類

- ストーカ式燃焼装置
- 流動床式燃焼装置
- 回転炉式燃焼装置

近年、従来のストーカ炉に改良を重ねた方式として、次世代型ストーカの開発も進んでいる。次世代型ストーカで採用される要素技術は、開発メーカーにより異なるが、一般的に、表 5-2 に示すようなものがある。

表 5-2　次世代型ストーカに導入される要素技術例

項　目	要素技術例
環境保全	・低空気比（1.3～1.5 程度）による排ガス量の低減 ・酸素富化燃焼による排ガス量の低減 ・排ガス再循環による低NO_x燃焼、排ガス量の低減 ・燃焼の高温化（950～1,000℃程度）による完全燃焼 ・低ダイオキシン類燃焼
熱 回 収	・蒸気の高温高圧化（400℃、6Mpa 等）による高効率発電
維持管理	・水冷ストーカによる耐久性向上 ・耐火タイルによる耐久性向上、クリンカ付着防止

②　焼却残渣（灰）溶融施設

灰溶融処理技術は、化石燃料の燃焼熱や電気エネルギー等から得られた熱により焼却残渣を概ね 1,200℃以上の高温条件下で加熱し、有機物は燃焼、ガス化させ、無機物は溶融したのち冷却し、固化物となったスラグを回収する技術である。

この技術は、ばいじん処理において厚生大臣が定める５方式（溶融固化、セメント固化、薬剤処理、酸その他の溶媒による安定化、焼成）の中で、高温で処理するという点が焼成法と共に他方式と大きく異なり、このため、表 5-3 に示す特徴を持つ。

表 5-3　灰溶融処理技術の特徴

長　　所	短　　所
①焼却残渣中のダイオキシン類等有機ハロゲン系の有害物質をはじめとし、有機物の分解が達成でき、環境への負荷低減が図れる。 ②処理生成物のスラグは、安定であり処分場の衛生化、安定化に優れるのみならず、骨材等の土木資材としての有効利用が可能である。	①エネルギーを多く消費し、また処理コストも高い。 ②高温処理のため他の処理方式に比べ、構成機器が特殊で、維持管理も技術的に高度な内容が要求される場合が多い。 ③高温で揮散した物質が溶融飛灰として発生するため、この安定化処理が必要である。

なお、再生利用の指針により、自治体が溶融処理により溶融固化したスラグで「一般廃棄物のスラグに係る目標基準」を満たすものは、自ら発注する公共工事において使用する場合廃棄物の処分に該当しないこと、また、止むを得ず処分する場合にあっても安定型処分場に処分可能となっている。

主な溶融処理技術は、熱源やその方式により表 5-4 のように分類できる。

表 5-4　一般廃棄物灰溶融炉の概要

	方　式	原　　理	熱　源
燃料溶融	表面溶融方式	炉内上部に設置されたバーナにより、処理物を表面から加熱・溶融する。炉体は、回転形、固定形等がある。	ガス、油等
	旋回流方式	溶融空気により処理物を炉内で旋回させ、バーナにより加熱・溶融する。粉粒体向きである。	ガス、油等
	ﾛｰﾀﾘｰｷﾙﾝ方式	ロータリーキルン内に供給された処理物をバーナにより加熱・溶融する。	ガス、油等
	ｺｰｸｽﾍﾞｯﾄ方式	処理物と共に供給されたコークスの燃焼熱により溶融する。	コークス＋酸素
電気溶融	アーク方式	電極に荷電して発生した高温のアークにより処理物を加熱・溶融する。	電気
	プラズマ方式	電極への荷電と作動ガスにより発生した高温のプラズマアーク熱で処理物を加熱・溶融する。	電気
	電気抵抗方式	電極に荷電して電極間の処理物自身の電気抵抗熱により発生するジュール熱で加熱・溶融する。	電気
	誘導方式	電磁誘導作用により発生したうず電流のジュール熱で銑鉄を溶融し、処理物は溶融銑鉄に接触溶融させる。	電気
内部溶融	内部溶融方式	ごみの中の残留炭素を主熱源としてヒータ他電気エネルギーによる加熱も加え、処理物を高温化し溶融する。	残留炭素＋電気

③　焼却灰焼成施設

都市ごみ焼却灰の主成分は、普通セメントの原料に似た成分をもっている。

セメント原料として、焼却残渣および石灰石等の材料を混合した後、ロータリーキルン内で概ね 1,300℃以上の高温条件で焼成、冷却後石膏等を添加し、破砕して製造されるセメント化物製造技術である。

エコセメント：都市部などで発生する廃棄物のうち主たる廃棄物である都市ごみを焼却した際に発生する灰を主とし、必要に応じて下水汚泥などの廃棄物を従としてエコセメントクリンカーの主原料に用い、製品１ｔにつきこれらの廃棄物を JIS A 1203 に規定される乾燥ベースで 500 kg以上使用してつくられるセメントのことである。

④　ガス化溶融施設

1,200～1,800℃の高温条件で有機物を燃焼、ガス化させ、無機物を溶融して廃棄物の熱分解工程に併せて無機物の溶融固化にいたるまでを一連の工程で行い、スラ

グを回収するものである。

炉の形状、熱分解、溶融工程の違い等により、シャフト式、キルン式、流動床式、ガス改質式に分類される。

⑤　固形燃料化施設

固形燃料化は、廃棄物中の可燃物を破砕したり、成形したりして燃料として取り扱いできる性状にする技術である。可燃物としては、一般には木くず及び紙くずを中心とするが、プラスチック類や厨芥類も対象とする場合もある。

固形燃料化の方式として、ＲＭＪ方式とＪ－カトレル方式が基本となっている（表 5-5 参照）。

表 5-5　方式の比較

方式項目	ＲＭＪ方式	Ｊ－カトレル方式
主な処理フロー（例）	可燃ごみ ⇒ 破砕 ⇒ 選別 ⇒ 乾燥 ⇒ 成型 ⇒ RDF	可燃ごみ ⇒ 破砕 ⇒ 選別 ⇒ 成型 ⇒ 乾燥 ⇒ RDF
施設の特徴	乾燥前後に破砕し、水分率（10%以下）まで短時間で乾燥した後、消石灰を添加してクレヨン状に成形する。	可燃ごみを破砕し、破砕しながら生石灰を添加して水分や二酸化炭素と化学的に反応させ、小棒状に圧縮成形した後に乾燥する。
乾燥方式	・消石灰（約１％/ごみ量）を添加する。	・生石灰（約５％/ごみ量）を添加し、ごみ中の水分と化学反応させて、水分の調整を行う。
成形方法	・多孔の円盤上を回転するローラでごみを擦り潰して成形する方式である。 ・ごみを擦り潰して、強固に圧縮成形することができる。 ・ごみがほぼ均一に混合したＲＤＦであり、燃料特性が安定する。	・多孔ダイスの内側からローラで押し出す圧縮成形方式である。 ・成形時の含水率が 30%程度であり、柔らかく成形するので動力は小さい。

資料：「ごみ固形燃料化技術と導入事例－ＲＤＦ施設整備計画から実現まで－」（鍵谷司・西村潔　共著）を一部加筆修正

⑥　高速堆肥化施設

堆肥化とは、好気性条件下で生物化学的に易分解性有機分を分解、減容化させるとともに、発酵熱により水分を低下させ、取り扱い易く、安定化させる技術であり、この最終生成物をコンポスト（堆肥）という。

対象廃棄物は、不純物の少ない易分解成分が適度に含まれているもの（厨芥等）であり、処理フローは発酵槽と選別機の組み合わせで構成される。

⑦　炭化施設

廃棄物を、無酸素状態において約 500℃で熱分解し、可燃性の熱分解ガスと熱分解残渣（チャー）に分離する。熱分解ガスは、熱分解のためのエネルギーとして利用し、熱分解残渣を選別、脱塩し、炭化燃料とするものである。

炭化燃料は石炭に比べ、発熱量はやや低いが、脱塩を行っているため、石炭炊きボイラ等の石炭燃料に混合するなどの利用が可能である。しかし、重金属の含有の恐れがあるため、水質浄化剤や土壌改良材としての利用には、留意が必要である。

技術としては、基本的に熱分解ガス化溶融の熱分解工程と同様な原理であるが、今後の開発動向に留意が必要である。また、施設を導入する際には、炭化燃料の需要先を確保することが必要となる。

⑧　メタン発酵施設

メタン発酵は、嫌気性条件下で易分解性有機分の分解を行い、発生するメタンガスを燃料として利用する技術である。ごみは、微生物が分解を行いやすくするために、分解不適物の除去、液状化、pH 調整、湿度調整などの前処理をした後、発酵槽にて分解ガス化し、発酵終了後固液分離する。

特徴として、自然の作用を利用して、エネルギーの有効利用を図れるという利点があるが、一方で、残渣の別途処理等の課題も残されている。また、排水処理設備も必要である。

⑨　飼料化施設

飼料化技術は、動植物性の有機物（生ごみ等）を乾燥し粉末状にすることで、家畜等の飼料とするものである。発酵･乾燥方式と蒸煮･乾燥方式、油温減圧式乾燥処理方式があり、発酵･乾燥方式は、微生物によって有機物を発酵･分解しつつ、外部熱源等で乾燥させるもの、蒸煮･乾燥方式は、加熱蒸煮した後、固形分と液体分に分離した後、固形分を外部熱源等で乾燥させるもの、油温減圧乾燥方式は、有機物に油を加えて加熱煮して、水分及び油を分離して乾燥させるものである。原料である生ごみ等が変質していないことが重要であり、また高い分別精度が必要となる。

⑩　プラスチック減容化施設

廃プラスチックの減容固形化技術は、外部より熱や力などを強制的に加えて減容

化するものであり、埋立処分するための前処理、あるいは運搬効率の向上のための固形化をいう。

減容固化の方式は大きく圧縮梱包方式と溶融固化方式に分けられる。

⑪　破砕施設

処理対象物に、外部から力学的変形を与えることにより、対象物を破壊し、細分化するものであり、以下に、主な効果を示す。

・見かけ比重の増加により、埋立効果、圧縮、運搬、貯留の効率を向上させる。

・有価物等の特定成分の分離効率を向上させる。

・焼却前処理とした場合、投入部の寸法あるいは燃焼時の空気流入防止、さらに燃焼効果等が廃棄物粒度が小さく一定になることから促進される。

また、破砕処理の方法には、剪断力のみによる剪断式、対象物に高速回転をするハンマ等の重量物を衝突させ、その衝撃エネルギーとハンマとケーシングとの剪断力を利用する衝撃剪断式及び一定の寸法内に対象物を押し込めることにより圧縮変形による破砕を行う圧縮式がある。

表 5-6　破砕処理方式の種類

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">機　種</th><th colspan="2" rowspan="2">型　　式</th><th colspan="4">処理対象ごみ</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><th>可燃性粗大ごみ</th><th>不燃性粗大ごみ</th><th>不燃物</th><th>プラスチック類</th><th></th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">切 断 機</td><td colspan="2">竪　型</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td>×</td><td rowspan="2">バッチ運転のため大量処理には複数系列の設置が望ましい。スプリング入りマットレス、スチール入りタイヤ、金属塊、コンクリート塊等は処理が困難</td></tr>
<tr><td colspan="2">横　型</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高速回転破 砕 機</td><td rowspan="2">竪型</td><td>スイングハンマ式</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td rowspan="2">じゅうたん、マットレス、タイヤ等の軟性物やプラスチック、フィルム等の延性物は処理が困難</td></tr>
<tr><td>リ ン グ ハンマ式</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="2">横型</td><td>スイングハンマ式</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td rowspan="2">竪型スイングハンマ式、リングハンマ式と同様</td></tr>
<tr><td>リ ン グ ハンマ式</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">低速回転破 砕 機</td><td colspan="2">単軸式</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>軟性物、延性物の処理に適している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">多軸式</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>可燃性粗大の処理に適している。</td></tr>
</table>

注１）○：適　△：一部不適　×：不適

注２）適用機種の選定に関しては、一般に利用されているものを記載しているが、不適と例示されたごみに対しても対応できる例があるため、確認し機種選定をすることが望ましい。

⑫　選別施設

選別技術は一般的に破砕技術と組み合わせて用いられ、埋立・焼却等の前処理として、混合廃棄物から可燃物と不燃物を分離する場合、有価物を抽出する場合、そのほか資源化プロセスにおいて有価物を分離回収する場合等に利用されている。選別の原理は各廃棄物が持っている物理的または化学的特性あるいはその両者を組み合わせたものが基本となっている。

選別装置は表 5-7 に示すようなものがある。

表 5-7　選別装置の形式、方法

形　式	方　式
篩分け選別	振動スクリーン、回転スクリーン
比重差選別	機械式、湿式比重差
風力選別	縦型、横型、傾斜型
磁気選別	ドラム式、ベルト型
渦電流選別	回転円板式、傾斜板式
静電選別	スチールベルト・コロナ放電式
磁場選別	磁性流体式
溶剤選別	キシレン溶解式
洗浄選別	水流式、水・篩併用式
強度差選別	反湿式破砕式
浮遊選別	浮遊選鉱式
光学選別	反射光式
弾性選別	回転円板式、ベルト式

５－３　最終処分技術

クローズドシステム最終処分場は自然条件の人為的な制御の他に、埋立地の外観が見えないことから従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ開放することも可能である。

図 5-3 にクローズドシステム最終処分場の各種タイプを示す。

図 5-3　クローズドシステム最終処分場の各種タイプ例

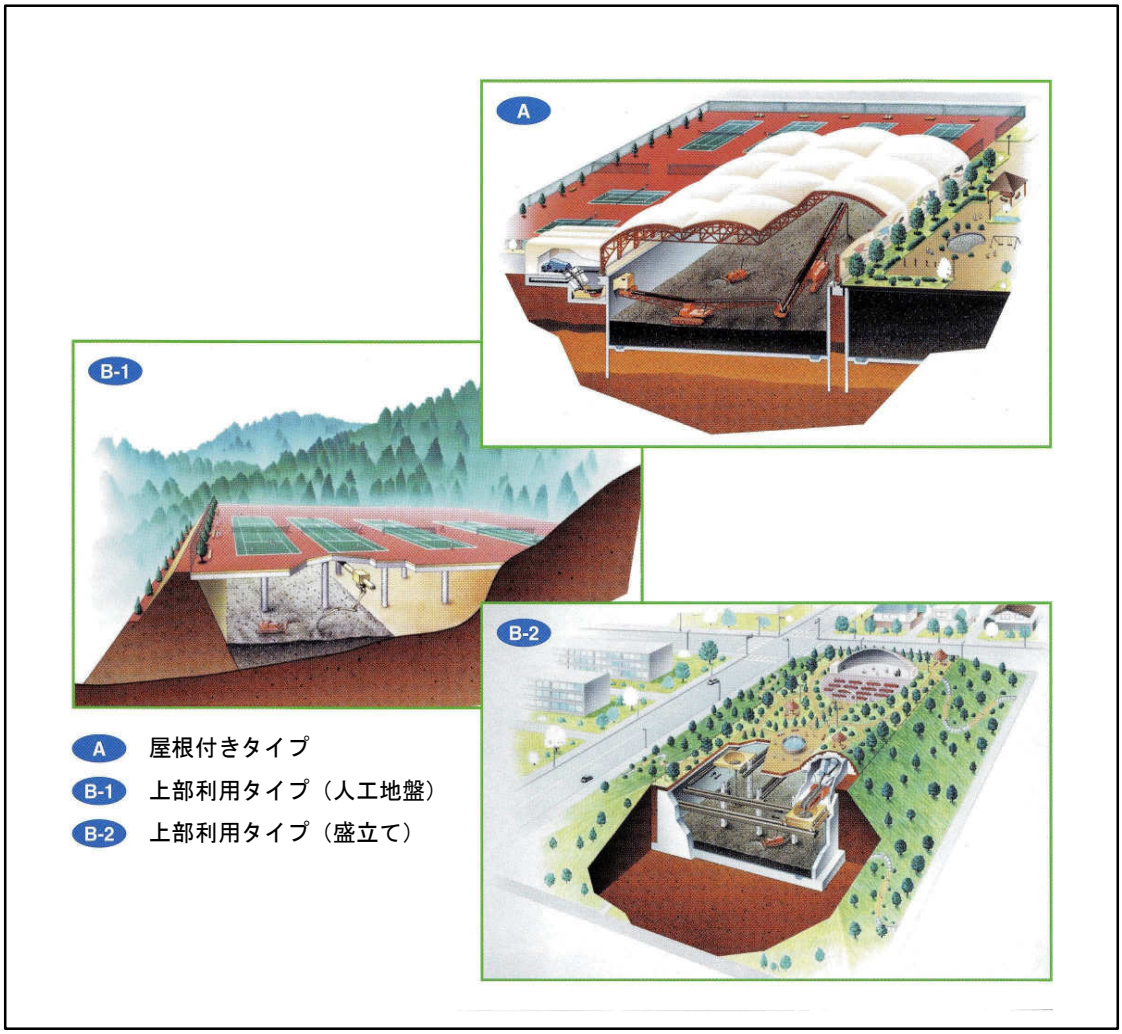

出典：「クローズドシステム処分場ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ」（クローズドシステム処分場開発研究会）

６．ごみ発生量及び処理量の見込み

６－１　推計方法

推計手順は図 6-1 に示すとおりである。推計するものとしては、家庭系ごみ原単位（１人１日平均排出量）及び事業系ごみ量であり、時系列分析*や実績等を踏まえた設定により行う。

家庭系ごみ量は、家庭系ごみ原単位の推計値に将来人口を乗じて求める。この家庭系ごみ量と事業系ごみ量との和をごみ発生量とする。さらに、ごみ発生（排出）抑制等の減量目標を設定し、この減量目標をごみ発生量から減じてごみ処理量とする。

ごみ量の考え方として、家庭系ごみ量は、拠点回収量及び集団回収量を含めて推計する。

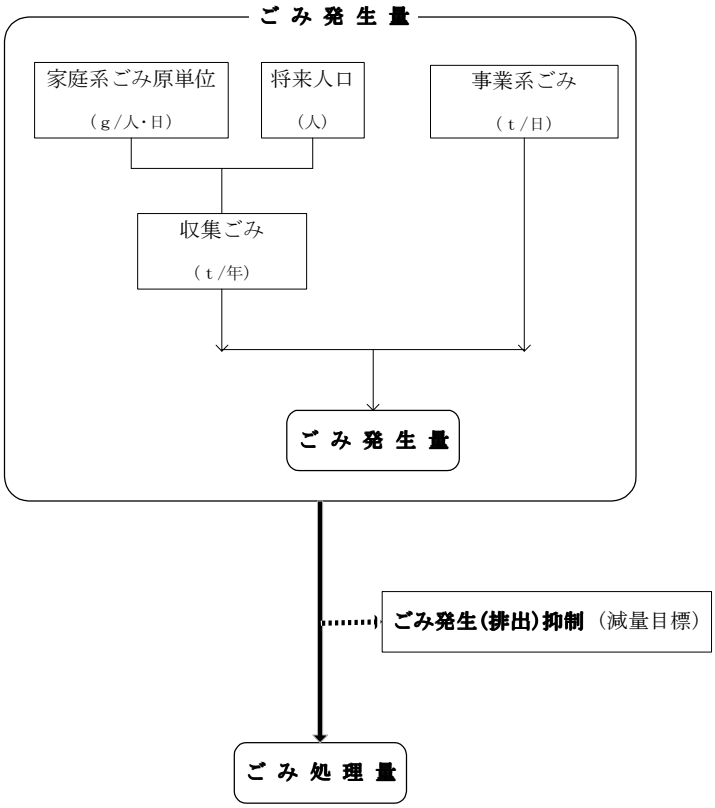

図 6-1　推計手順フロー

＊：時系列分析

時系列分析とは、時間の経過に従って変化する現象を、一定の規則性を持つ傾向線として近似的に一次関数、指数関数等によってモデル化し、これを延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を数量的に把握する予測手法であり、最もよく用いられている。

ここでは、以下に示す７つの線形により、時系列分析を行うこととする。

表-1　推計に用いる傾向線

記号	推　定　式	名　　称	傾　　向
A	$Y = a + bX$	一次傾向線	等差級数型［直線］
B	$Y = a + bX + cX^2$	二次傾向線	放物線型［２次曲線］
C	$Y = e^{(a+bX)}$	一次指数曲線	等比級数型
D	$Y = aX^b$	ハイオーダー曲線	逓減的増加・減少型
E	$Y = K + a \cdot bx$	修正指数曲線	上・下限値Kに漸近する指数型
F	$Y = \dfrac{K}{1 + a \cdot e^{bX}}$	ロジスティック曲線	Ｓ型（上限値K）
G	$Y = Y_0 + aX^b$	べき曲線	Y_0を通る逓増・逓減的増加型

備考）Ｙ　：計画年次における数値
Y_0：基準年の数値
Ｘ　：ｘ＋α（ｘ：計画年次）
ａ，ｂ，ｃ：定数
ｅ　：自然対数の底
Ｋ　：飽和数値

６－２　ごみ発生量の見込み

本項目は、今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を保持した場合のごみ発生量を推計するものである。

（１）家庭系ごみの発生量の見込み

①　将来人口

過去 10 年間の人口の実績は、表 6-1 に示すとおりである。時系列分析の結果は、表 6-3 に示すとおりであり、採用理由は表 6-2 に示すとおりである。

表 6-1　人口の実績値

（単位：人）

年度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人　口	13,203	13,227	13,304	13,522	13,720	13,610	13,749	13,972	14,163	14,441

表 6-2　人口の将来値の考え方

	将来値の考え方
人　　口	実績は、平成 16 年度に一時減少が見られたものの、微増傾向を示しており、今後も微増を示すと考えられる。 時系列分析結果において微増傾向を示す線形と総合計画の予測人口は同様の傾向を示しており、本計画においては総合計画人口を将来人口として用いることとする。

表 6-3　人口の実績値及び将来値

【実績値】

年度	人口
11	13,203
12	13,227
13	13,304
14	13,522
15	13,720
16	13,610
17	13,749
18	13,972
19	14,163
20	14,441

区　分	予　測　式
A：一次傾向線	Y＝130.94×(X-15.5)＋13691
B：二次傾向線	Y＝8.4659×(X-15.5)^2130.9×(X-15.5)＋13621
C：一次指数曲線	Y＝e^(0.0095279×(X-15.5)＋9.5241)
D：ﾊｲｵｰﾀﾞｰ曲線	Y＝12962×(X-10.0)^0.035943
E：修正指数曲線	Y＝12606-653.38×1.1342^(X-12.0)
F：ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ曲線	Y＝12488／(1-0.058049×e^(0.10316×(X-12.0)))
G：べき曲線	Y＝13203＋31.885×(X-11.0)^1.6866
Y：予測値　　X：年　度	

【推計値】

年度	A	B	C	D	E	F	G	総合計画人口
21	14,411	14,598	14,422	14,129	14,636	14,638	14,753	14,226
22	14,542	14,830	14,560	14,173	14,908	14,917	15,023	14,311
23	14,673	15,080	14,699	14,214	15,217	15,239	15,310	14,388
24	14,804	15,346	14,840	14,252	15,567	15,613	15,615	14,459
25	14,935	15,629	14,982	14,288	15,965	16,049	15,936	14,523
26	15,066	15,929	15,126	14,321	16,415	16,563	16,274	14,580
27	15,197	16,247	15,270	14,352	16,927	17,172	16,627	14,631
28	15,328	16,581	15,417	14,382	17,506	17,901	16,995	14,677
29	15,459	16,932	15,564	14,410	18,164	18,786	17,379	14,718
30	15,590	17,300	15,713	14,436	18,910	19,875	17,778	14,725
31	15,721	17,685	15,864	14,461	19,756	21,241	18,191	14,786
32	15,852	18,087	16,016	14,486	20,716	22,992	18,619	14,814
33	15,983	18,505	16,169	14,509	21,804	25,305	19,061	14,838
34	16,113	18,941	16,324	14,531	23,038	28,482	19,517	14,860
35	16,244	19,394	16,480	14,552	24,438	33,087	19,987	14,867
36	16,375	19,863	16,638	14,573	26,026	40,313	20,471	14,894

相関係数	0.96880	0.98173	0.97065	0.88649	0.98307	0.98311	0.97965	

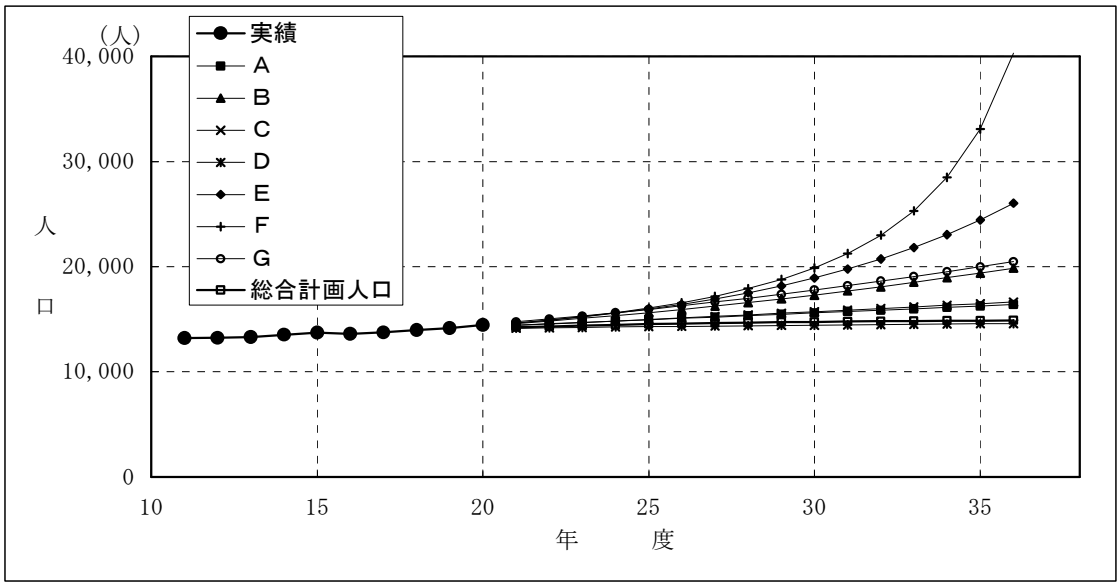

② 家庭系ごみ原単位の見込み

「資源ごみ」から「ごみ」への移行及びその反対の現象が考えられることから、可燃ごみに可燃系資源ごみ（紙類、ペットボトル、トレイ等）を含め、可燃系ごみ（可燃ごみ＋可燃系資源ごみ）で時系列分析を行い、形態・品目別の量については、現況比の按分等により求める。

不燃ごみについても同様に、不燃ごみに不燃系資源ごみ（びん・缶）を含め、不燃系ごみ（不燃ごみ＋不燃性資源ごみ）で時系列分析を行い、形態・品目別には、現況比の按分等により求める。

粗大ごみは、可燃系ごみ、不燃系ごみに含まれることは考え難く、粗大ごみ独自に時系列分析を行う。

過去 10 年間の家庭系ごみの実績は、表 6-4 に示すとおりである。推計した結果は、表 6-6～表 6-8 に示すとおりである。なお、ごみ種ごとの線形の採用理由は表 6-4 に示すとおりである。

表 6-4　家庭系ごみ原単位

				年度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口				人	13,203	13,227	13,304	13,522	13,720	13,610	13,749	13,972	14,163	14,441
可燃系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ		t/年	2,761.70	2,803.00	2,987.13	2,925.40	2,924.35	2,906.85	2,925.57	2,988.24	2,938.21	2,892.53 (84.23)
		リサイクル資源	紙パック	t/年	5.30	6.08	6.16	6.74	7.31	7.55	7.39	7.33	7.43	7.08 (0.21)
			ペットボトル	t/年	11.07	21.37	24.42	25.67	27.13	28.62	28.51	29.35	30.43	30.02 (0.87)
			食品トレー	t/年	－	2.25	3.59	4.14	3.02	3.00	2.99	3.00	3.04	2.99 (0.09)
			容器包装プラスチック	t/年	－	－	－	12.19	27.46	29.67	32.62	35.39	37.12	36.35 (1.06)
			古紙類	t/年	287.53	329.55	362.31	397.73	344.86	369.98	372.56	375.66	341.94	300.90 (8.76)
			布類	t/年	14.54	24.21	9.92	11.69	7.41	10.20	9.36	8.53	8.20	7.02 (0.20)
	集団回収		紙パック	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－ (－)
			古紙類	t/年	157.39	132.00	147.20	144.65	136.10	144.47	150.17	160.35	161.39	152.75 (4.45)
			布類	t/年	8.66	8.30	6.05	3.58	3.83	4.29	4.11	4.90	4.04	4.51 (0.13)
	計			t/年	3,246.19	3,326.76	3,546.78	3,531.79	3,481.47	3,504.63	3,533.28	3,612.75	3,531.80	3,434.15 (100.00)
			原単位	g/人・日	673.6	689.1	730.4	715.6	695.2	705.5	704.1	708.4	683.2	651.5
不燃系ごみ	収集ごみ	不燃ごみ(乾電池除く)		t/年	489.49	387.91	387.69	382.95	377.67	385.42	355.73	351.01	338.01	313.45 (72.07)
		資源	空き缶	t/年	25.55	46.70	49.46	46.44	45.55	41.74	39.66	39.32	37.05	36.72 (8.44)
			空きビン	t/年	68.26	100.17	110.01	110.93	108.59	107.92	96.20	87.23	85.48	81.57 (18.75)
	拠点回収		空き缶	t/年	10.36	－	－	－	－	－	－	－	－	－ (－)
			乾電池	t/年	(－)	2.53	2.37	1.96	3.27	2.70	3.52	3.55	2.89	3.24 (0.74)
	計			t/年	593.66	537.31	549.53	542.28	535.08	537.78	495.11	481.11	463.43	434.98 (100.00)
			原単位	g/人・日	123.2	111.3	113.2	109.9	106.8	108.3	98.7	94.3	89.6	82.5
粗大ごみ	収集	粗大ごみ		t/年	69.15	205.47	64.59	58.41	62.49	87.30	64.93	62.54	42.28	39.28
			原単位	g/人・日	14.3	42.6	13.3	11.8	12.5	17.6	12.9	12.3	8.2	7.5

表 6-5　家庭系ごみの将来値の考え方

	将来値の考え方
可燃ごみ	実績は、総体的に横這い傾向にあるが、近年は減少している。 将来は減少傾向を示すＣ式を、直近年度の実績で補正し将来を示す線形として採用する。
不燃ごみ	実績は、減少傾向を示している。 将来も、減少傾向を示すと考えられるが、実績と同等の減少率を示すとは考え難く、減少率の最も低いＤ式を、直近年度の実績で補正し将来を示す線形として採用する。
粗大ごみ	実績は、大きな増減が見られるが近年は減少傾向にある。 直近年度で排出量実績は少なく、将来減少傾向が継続するとは考えがたいため、ほぼ横ばいを示すものとし、平成 20 年度値（7.5ｇ/人･日）一定とする。

表 6-6　家庭系可燃系ごみ原単位の実績値及び推計値

【実績値】

年度	原単位
11	673.6
12	689.1
13	730.4
14	715.6
15	695.2
16	705.5
17	704.1
18	708.4
19	683.2
20	651.5

区　　分	予　　測　　式
A：一次傾向線	Y＝-2.2691×(X-15.5)＋695.66
B：二次傾向線	Y＝-2.2936×(X-15.5)^2-2.269×(X-15.5)＋714.58
C：一次指数曲線	Y＝e^(-0.0033166×(X-15.5)＋6.5444)
D：ﾊｲｵｰﾀﾞｰ曲線	Y＝697.95×(X-10.0)^-0.002494
E：修正指数曲線	Y＝721.45＋7.547×1.26750^(X-12.0)
F：ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ曲線	Y＝719／(10.007980×e^(0.277091×(X-12.0)))
G：べき曲線	Y＝673.60＋18073.706×(X-11.0)^-4.07249
C’	C式推計値+(651.5(H20実績)-H20C式推計値)
Y：予測値　　X：年　度	

【推計値】

年度	A	B	C	D	E	F	G	C’
21	683.2	632.7	682.8	693.8	657.7	655.6	675.1	649.3
22	680.9	602.9	680.5	693.6	640.7	637.7	674.6	647.0
23	678.6	568.6	678.2	693.5	619.1	615.5	674.3	644.7
24	676.4	529.6	676.0	693.4	591.7	588.4	674.1	642.5
25	674.1	486.0	673.8	693.3	557.0	556.2	674.0	640.3
26	671.8	437.9	671.5	693.1	513.0	518.7	673.9	638.0
27	669.6	385.2	669.3	693.0	457.2	476.3	673.8	635.8
28	667.3	327.8	667.1	692.9	386.5	430.0	673.8	633.6
29	665.0	265.9	664.9	692.8	296.9	381.1	673.7	631.4
30	662.8	199.5	662.7	692.8	183.4	331.3	673.7	629.2
31	660.5	128.4	660.5	692.7	39.4	282.7	673.7	627.0
32	658.2	52.7	658.3	692.6	0.0	236.8	673.7	624.8
33	656.0	0.0	656.1	692.5		195.0	673.7	622.6
34	653.7		653.9	692.4		158.2	673.7	620.4
35	651.4		651.8	692.4		126.7	673.6	618.3
36	649.1		649.6	692.3		100.3	673.6	616.1

相関係数	0.30555	0.83730	0.30259	0.03245	0.50975	0.52589	-0.06678	

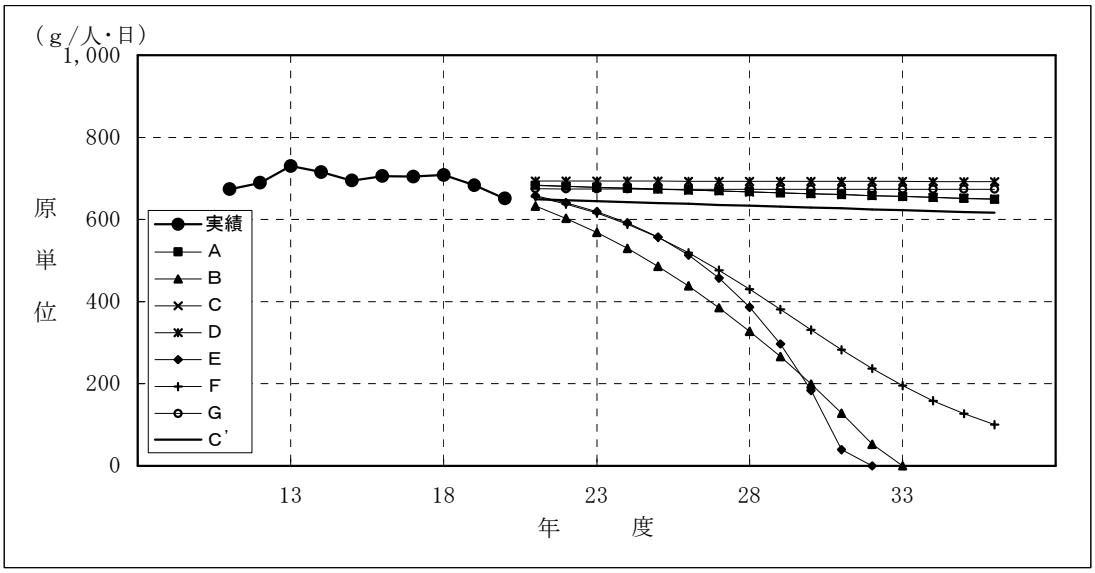

表 6-7　家庭系不燃系ごみ原単位の実績値及び推計値

【実績値】

年度	原単位
11	123.2
12	111.3
13	113.2
14	109.9
15	106.8
16	108.3
17	98.7
18	94.3
19	89.6
20	82.5

区　　分	予　　測　　式
A：一次傾向線	Y＝-3.9079×(X-15.5)＋103.78
B：二次傾向線	Y＝-0.21856×(X-15.5)^2-3.9079×(X-15.5)＋105.58
C：一次指数曲線	Y＝e^(-0.038479×(X-15.5)＋4.6357)
D：ﾊｲｵｰﾀﾞｰ曲線	Y＝128.44×(X-10.0)^-0.14545
E：修正指数曲線	Y＝116.743.897×1.32019^(X-12.0)
F：ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ曲線	Y＝115.660／(10.02560×e^(0.34891×(X-12.0)))
G：べき曲線	
D’	D式推計値+(82.5(H20実績)-H20D式推計値)
Y：予測値　　X：年　度	

【推計値】

年度	A	B	C	D	E	F	G	D’
21	82.3	77.5	83.4	90.6	69.3	72.7		81.2
22	78.4	70.9	80.3	89.5	54.1	62.9		80.1
23	74.5	64.0	77.3	88.4	34.0	52.8		79.0
24	70.6	56.6	74.3	87.5	7.5	43.1		78.1
25	66.7	48.7	71.5	86.6	0.0	34.1		77.2
26	62.7	40.5	68.8	85.8		26.4		76.4
27	58.8	31.7	66.2	85.1		19.9		75.7
28	54.9	22.6	63.7	84.4		14.8		75.0
29	51.0	13.0	61.3	83.7		10.9		74.3
30	47.1	3.0	59.0	83.1		7.9		73.7
31	43.2	0.0	56.8	82.5		5.7		73.1
32	39.3		54.6	81.9		4.1		72.5
33	35.4		52.6	81.4		2.9		72.0
34	31.5		50.6	80.9		2.1		71.5
35	27.6		48.7	80.4		1.5		71.0
36	23.7		46.8	80.0		1.0		70.6

相関係数	0.96251	0.97224	0.95492	0.88163	0.96144	0.96239		

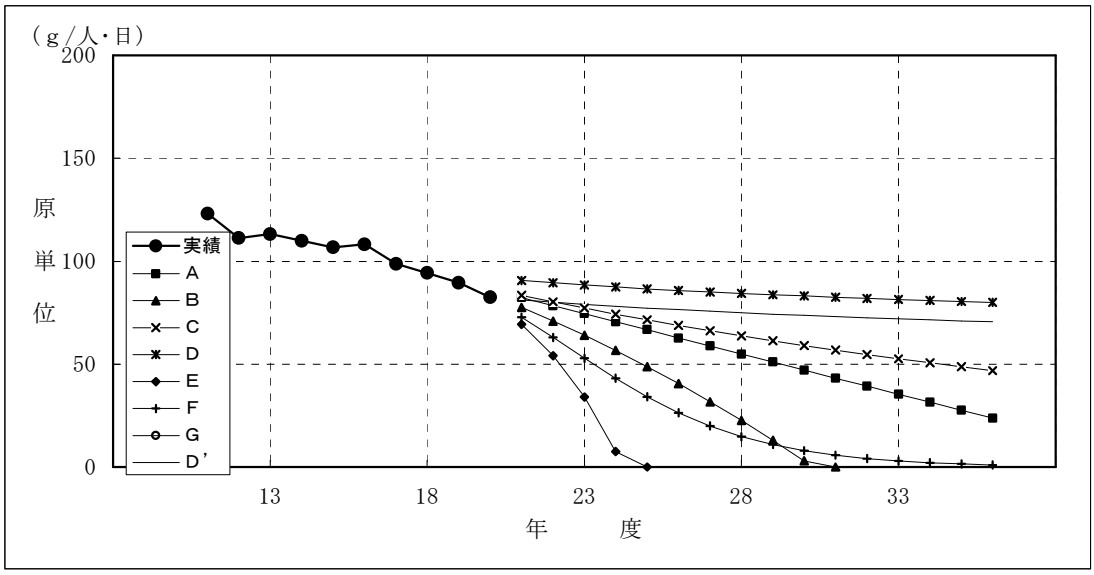

表 6-8　家庭系粗大ごみ原単位の実績値及び推計値

【実績値】

年度	原単位
11	14.3
12	42.6
13	13.3
14	11.8
15	12.5
16	17.6
17	12.9
18	12.3
19	8.2
20	7.5

区　　分	予　　測　　式
A：一次傾向線	Y＝-1.8097×(X-15.5)＋15.300
B：二次傾向線	Y＝0.04659×(X-15.5)^2-1.8097×(X-15.5)＋14.916
C：一次指数曲線	Y＝e^(-0.103779×(X-15.5)＋2.6047)
D：ﾊｲｵｰﾀﾞｰ曲線	Y＝23.862×(X-10.0)^-0.37575
E：修正指数曲線	Y＝1.601＋-24.53075×0.8468^(X-12.0)
F：ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ曲線	Y＝17.3479／(10.03577×e^(0.458112×(X-12.0)))
G：べき曲線	Y＝14.300＋0.525×(X-11.0)^0.45504
Y：予測値　　X：年　度	

【推計値】

年度	A	B	C	D	E	F	G	H20値一定
21	5.3	6.4	7.6	9.7	7.1	5.4	15.8	7.5
22	3.5	5.1	6.9	9.4	6.3	3.9	15.9	7.5
23	1.7	4.0	6.2	9.1	5.5	2.7	15.9	7.5
24			5.6	8.9	4.9	1.8	16.0	7.5
25			5.0	8.6	4.4	1.2	16.0	7.5
26			4.5	8.4	4.0	0.8	16.1	7.5
27			4.1	8.2	3.6		16.2	7.5
28			3.7	8.1	3.3		16.2	7.5
29			3.3	7.9	3.1		16.3	7.5
30			3.0	7.7	2.8		16.3	7.5
31			2.7	7.6	2.6		16.4	7.5
32			2.4	7.5	2.5		16.4	7.5
33			2.2	7.3	2.3		16.4	7.5
34			2.0	7.2	2.2		16.5	7.5
35			1.8	7.1			16.5	7.5
36			1.6	7.0			16.6	7.5

相関係数	0.54740	0.54860	0.54901	0.45070	0.53880	0.50534	-0.46886	

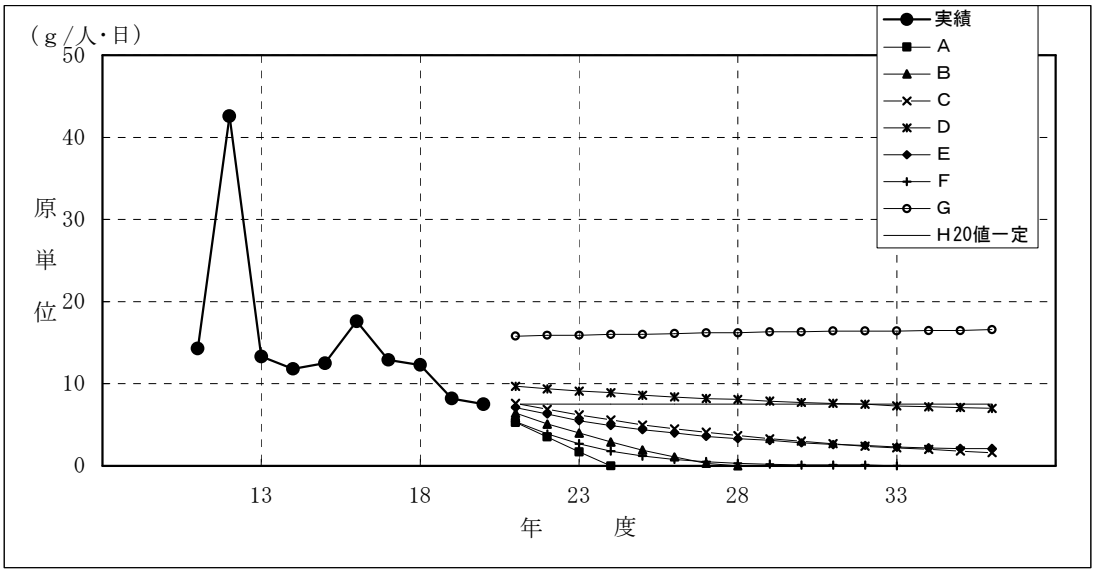

（2）事業系ごみの発生量の見込み

過去 10 年間の事業系ごみの実績は、表 6-9 に示すとおりである。

推計した結果は、表 6-11 のとおりである。なお、ごみ種ごとの線形の採用理由は表 6-10 のとおりである。

表 6-9　事業系ごみ量

年度		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
可燃ごみ	t/年	4,861.77	5,375.95	5,396.85	5,443.73	4,881.26	4,492.05	2,102.48	2,113.15	3,992.06	4,448.90
	t/日	13.3	14.7	14.8	14.9	13.4	12.3	5.8	5.8	10.9	12.2

表 6-10　事業系ごみの将来値の考え方

	将来値の考え方
可燃ごみ	実績は、平成 14 年度までは増加し、それ以降は減少傾向を示しているが、平成 19 年度に再び大きく増加している。 変動が大きく過去の実績から将来量の推計が困難であるため、平成 20 年度値（12.2ｔ/日）一定とする。
可燃ごみ（北部市場分）	名古屋市中央卸売市場北部市場からの可燃性一般廃棄物を 3.5ｔ/日受入れるものとする。
可燃ごみ（大規模小売店舗出店分）	経済産業省「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の解説」に基づき、店舗面積より、紙製廃棄物等 1.5ｔ/日、生ごみ等 1.4ｔ/日とする。

表 6-11　事業系可燃ごみの実績値及び推計値

【実績値】

年度	原単位
11	13.3
12	14.7
13	14.8
14	14.9
15	13.4
16	12.3
17	5.8
18	5.8
19	10.9
20	12.2

区　　分	予　　測　　式
A：一次傾向線	Y＝-0.66606×(X-15.5)＋11.8100
B：二次傾向線	Y＝0.07083×(X-15.5)^2-0.666×(X-15.5)＋11.2256
C：一次指数曲線	Y＝e^(-0.063458×(X-15.5)＋2.4182)
D：ﾊｲｵｰﾀﾞｰ曲線	Y＝16.3298×(X-10.0)^-0.24811
E：修正指数曲線	Y＝9-8.4×0.58631^(X-12.0)
F：ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ曲線	Y＝8.595／(1-0.702×e^(-0.65171×(X-12.0)))
G：べき曲線	Y＝13.3000＋0.91913×(X-11.0)^-0.05885
Y：予測値　　X：年　度	

【推計値】

年度	A	B	C	D	E	F	G	H20値一定
21	8.1	9.7	7.9	9.0	9.5	8.6	14.1	12.2
22	7.5	9.9	7.4	8.8	9.5	8.6	14.1	12.2
23	6.8	10.2	7.0	8.6	9.4	8.6	14.1	12.2
24	6.1	10.7	6.5	8.5	9.4	8.6	14.1	12.2
25	5.5	11.3	6.1	8.3	9.4	8.6	14.1	12.2
26	4.8	12.0	5.8	8.2	9.4	8.6	14.1	12.2
27	4.2	12.9	5.4	8.1	9.4	8.6	14.1	12.2
28	3.5	14.0	5.1	8.0	9.4	8.6	14.1	12.2
29	2.8	15.1	4.8	7.9	9.4	8.6	14.1	12.2
30	2.2	16.5	4.5	7.8	9.4	8.6	14.1	12.2
31	1.5	17.9	4.2	7.7	9.4	8.6	14.1	12.2
32	0.8	19.5	3.9	7.6	9.4	8.6	14.1	12.2
33	0.2	21.3	3.7	7.5	9.4	8.6	14.1	12.2
34	-0.5	23.1	3.5	7.4	9.4	8.6	14.1	12.2
35	-1.2	25.2	3.3	7.3	9.4	8.6	14.1	12.2
36	-1.8	27.3	3.1	7.3	9.4	8.6	14.1	12.2

相関係数	0.59349	0.61118	0.59675	0.51840	0.46529	0.07241	-0.03584	

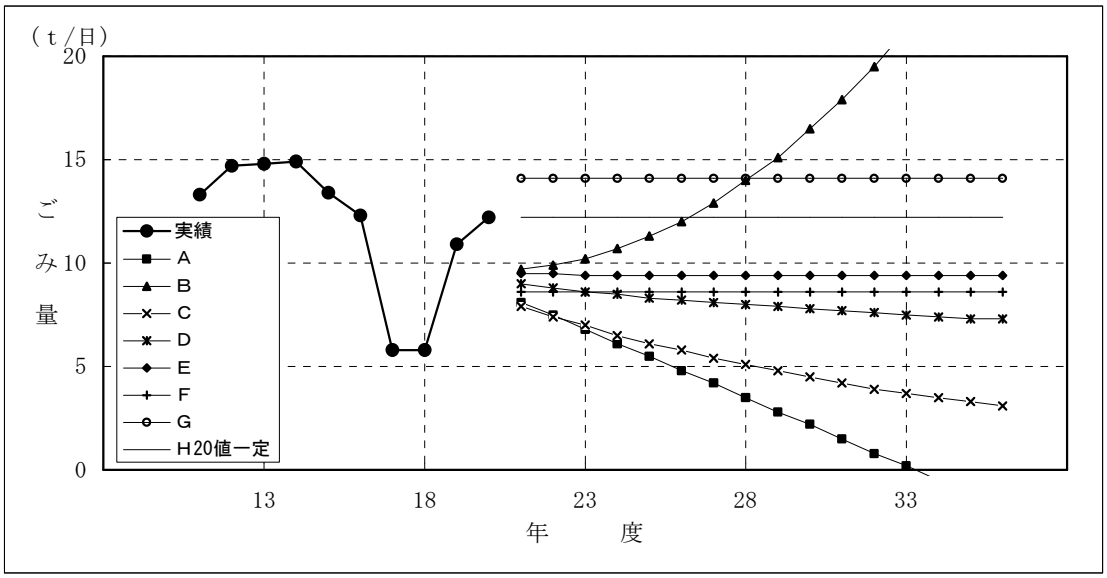

（3）ごみ発生量の見込み

家庭系ごみ量は、先に求めた将来人口と将来の家庭系ごみ原単位を乗じて家庭系ごみ量を算出し、それに事業系ごみ量等を併せて、ごみ発生量とする。

その結果は、表 6-13 に示すとおりとなる。ごみ発生量は、平成 33 年度に 8,268 t/年（1,527 g/人・日）となる。現状（平成 20 年度）〔8,357 t/年（1,586 g/人・日）〕と比較すると、89 t/年の減少となり、原単位では 59 g/人・日の減少となる。

表 6-13　ごみ発生量の見込み

			年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	算出根拠
(1)	人　口		人	14,226	14,311	14,388	14,459	14,523	14,580	14,631	14,677	14,718	14,725	14,786	14,814	14,838	14,860	14,867	14,894	総合計画人口
(2)	家庭系ごみ	可燃系ごみ	g/人･日	649.3	647.0	644.7	642.5	640.3	638.0	635.8	633.6	631.4	629.2	627.0	624.8	622.6	620.4	618.3	616.1	時系列分析［C’］
(3)		(可燃系資源含む)	t/年	3,371	3,380	3,386	3,391	3,394	3,395	3,395	3,394	3,392	3,382	3,384	3,378	3,372	3,365	3,355	3,349	＝ (2)×(1)×365日/10^6
(4)		可燃ごみ	g/人･日	546.9	544.9	543.0	541.2	539.3	537.3	535.6	533.7	531.8	529.9	528.1	526.4	524.5	522.6	520.7	518.9	＝可燃系ごみ×84.23%
(5)			t/年	2,840	2,848	2,852	2,856	2,859	2,860	2,861	2,860	2,857	2,849	2,850	2,847	2,842	2,834	2,826	2,821	＝ (4)×(1)×365日/10^6
(6)		不燃系ごみ	g/人･日	81.2	80.1	79.0	78.1	77.2	76.4	75.7	75.0	74.3	73.7	73.1	72.5	72.0	71.5	71.0	70.6	時系列分析［D’］
(7)		(不燃系資源含む)	t/年	422	418	415	412	409	407	404	402	399	396	395	392	390	388	385	384	＝ (6)×(1)×365日/10^6
(8)		不燃ごみ	g/人･日	58.5	57.7	56.9	56.3	55.6	55.1	54.5	54.0	53.6	53.2	52.7	52.3	51.9	51.6	51.2	50.9	＝不燃系ごみ×72.07%
(9)			t/年	304	301	299	297	295	294	291	289	287	286	285	282	281	279	277	276	＝ (8)×(1)×365日/10^6
(10)		リサイクル資源	空き缶	g/人･日	6.9	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	6.0	＝不燃系ごみ× 8.44%
(11)				t/年	36	36	35	35	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	＝(10)×(1)×365日/10^6
(12)			空きビン	g/人･日	15.2	15.0	14.8	14.6	14.5	14.3	14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	＝不燃系ごみ×18.75%
(13)				t/年	79	78	78	77	77	76	76	76	75	74	74	74	73	73	72	72	＝(12)×(1)×365日/10^6
(14)			紙パック	g/人･日	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	＝可燃系ごみ× 0.21%
(15)				t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	＝(14)×(1)×365日/10^6
(16)			ペットボトル	g/人･日	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	＝可燃系ごみ× 0.87%
(17)				t/年	29	29	29	30	30	30	29	29	30	30	30	29	29	29	29	29	＝(16)×(1)×365日/10^6
(18)			食品トレー	g/人･日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	＝可燃系ごみ× 0.09%
(19)				t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	＝(18)×(1)×365日/10^6
(20)			容器包装プラスチック	g/人･日	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.5	＝可燃系ごみ× 1.06%
(21)				t/年	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	35	＝(20)×(1)×365日/10^6
(22)			古紙類	g/人･日	56.9	56.7	56.5	56.3	56.1	55.9	55.7	55.5	55.3	55.1	54.9	54.7	54.5	54.3	54.2	54.0	＝可燃系ごみ×8.76%
(23)				t/年	295	296	297	297	297	297	297	297	297	296	296	296	295	295	294	294	＝(22)×(1)×365日/10^6
(24)			布　類	g/人･日	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	＝可燃系ごみ× 0.20%
(25)				t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	7	7	7	＝(24)×(1)×365日/10^6
(26)			計	g/人･日	94.8	94.3	93.7	93.1	92.7	92.2	91.7	91.3	90.9	90.5	90.1	89.5	89.2	88.8	88.6	88.2	＝(10)＋(12)＋(14)＋(16)＋(18)＋(20)＋(22)＋(24)
(27)				t/年	492	492	492	492	491	490	489	489	489	486	486	484	482	483	481	480	＝(11)＋(13)＋(15)＋(17)＋(19)＋(21)＋(23)＋(25)
(28)		粗大ごみ		g/人･日	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	H20値一定
(29)				t/年	39	39	39	40	40	40	40	40	40	40	40	41	41	41	41	41	＝(28)×(1)×365日/10^6
(30)	計			g/人･日	707.7	704.4	701.1	698.1	695.1	692.1	689.3	686.5	683.8	681.1	678.4	675.7	673.1	670.5	668.0	665.5	＝(4)＋(8)＋(26)＋(28)
(31)				t/年	3,675	3,680	3,682	3,685	3,685	3,684	3,681	3,678	3,673	3,661	3,661	3,654	3,646	3,637	3,625	3,618	＝(5)＋(9)＋(27)＋(29)
(32)	拠点回収		乾電池	g/人･日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	＝不燃系ごみ× 0.74%
(33)				t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	＝(32)×(1)×365日/10^6
(34)	集団回収		古紙類	g/人･日	28.9	28.8	28.7	28.6	28.5	28.4	28.3	28.2	28.1	28.0	27.9	27.8	27.7	27.6	27.5	27.4	＝可燃系ごみ× 4.45%
(35)				t/年	150	150	151	151	151	151	151	151	151	150	151	150	150	150	149	149	＝(34)×(1)×365日/10^6
(36)			布　類	g/人･日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	＝可燃系ごみ× 0.13%
(37)				t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	＝(36)×(1)×365日/10^6
(38)			計	g/人･日	29.7	29.6	29.5	29.4	29.3	29.2	29.1	29.0	28.9	28.8	28.7	28.6	28.5	28.4	28.3	28.2	＝(34)＋(36)
(39)				t/年	154	154	155	155	155	155	155	155	155	154	155	154	154	154	153	153	＝(35)＋(37)
(40)	事業系ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	t/日	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	＝(46)-(42)-(44)
(41)				t/年	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	＝(47)-(43)-(45)
(42)			北部市場分	t/日	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5ｔ/日一定
(43)				t/年	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	＝(42)×365日
(44)			新規出店分	t/日	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9ｔ/日一定
(45)				t/年	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	＝(44)×365日
(46)			計	t/日	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	H20値一定
(47)				t/年	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	4,453	＝(46)×365日
(48)	総　計			t/年	8,285	8,290	8,293	8,296	8,296	8,295	8,292	8,289	8,284	8,271	8,272	8,264	8,256	8,247	8,234	8,227	＝(31)＋(33)＋(39)＋(47)

６－３　ごみ処理量の見込み

本項目は、現状施策におけるごみ発生量の見込みから排出抑制量及び資源化される量を差し引いたごみ量である。その量は、表 6-14 に示すとおりとなる。

ごみ処理量は、平成 33 年度に 7,932ｔ/年（1,465ｇ/人･日）となる。現状（平成 20 年度）〔8,357ｔ/年（1,586ｇ/人･日）〕と比較すると、425ｔ/年の減少となり、原単位では 121ｇ/人･日の減少となる。

表 6-14　ごみ処理量の見込み

			年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	算出根拠
【1】	人口		人	14,226	14,311	14,388	14,459	14,523	14,580	14,631	14,677	14,718	14,725	14,786	14,814	14,838	14,860	14,867	14,894	＝(1)
【2】	家庭系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	546.9	544.9	543.0	541.2	539.3	537.3	535.6	533.7	531.8	529.9	528.1	526.4	524.5	522.6	520.7	518.9	＝(4)
【3】		紙パックの収集拡大	g/人・日		0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.3	-0.3	-0.3	-0.3	＝可燃ごみ× 1.1%(含有率)×30%(実施率)
【4】		容器包装プラスチック収集拡大	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	＝可燃ごみ× 0.4%(含有率)×30%(実施率)
【5】		古紙類の収集拡大	g/人・日		-0.4	-0.8	-1.2	-1.6	-2.0	-2.4	-2.8	-3.3	-3.7	-4.1	-4.5	-6.1	-6.1	-6.1	-6.1	＝可燃ごみ×19.5%(含有率)×30%(実施率)
【6】		古布類の収集拡大	g/人・日		-0.2	-0.3	-0.5	-0.7	-0.8	-1.0	-1.2	-1.3	-1.5	-1.7	-1.8	-2.5	-2.5	-2.5	-2.5	＝可燃ごみ× 8.1%(含有率)×30%(実施率)
【7】		排出抑制	g/人・日		-0.4	-0.7	-1.1	-1.4	-1.8	-2.2	-2.5	-2.9	-3.2	-3.6	-4.0	-5.4	-5.4	-5.4	-5.4	44.6g/人・日[H33]の減量目標
【8】			g/人・日	546.9	543.9	541.2	538.3	535.5	532.6	529.9	527.1	524.0	521.2	518.4	515.8	510.1	508.2	506.3	504.5	＝Σ(【2】～【7】)
【9】			t/年	2,837	2,841	2,842	2,841	2,839	2,834	2,830	2,824	2,815	2,801	2,798	2,789	2,763	2,756	2,747	2,743	＝【8】×【1】×365日/10^6
【10】		不燃ごみ	g/人・日	58.5	57.7	56.9	56.3	55.6	55.1	54.5	54.0	53.6	53.2	52.7	52.3	51.9	51.6	51.2	50.9	＝(8)
【11】		空き缶収集拡大分	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	＝不燃ごみ× 7.2%(含有率)×20%(実施率)
【12】		空きビン収集拡大分	g/人・日		0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	＝不燃ごみ× 7.3%(含有率)×20%(実施率)
【13】		ペットボトルの収集拡大	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	＝不燃ごみ× 1.9%(含有率)×20%(実施率)
【14】		容器包装プラスチック収集拡大	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	＝不燃ごみ× 3.2%(含有率)×20%(実施率)
【15】		缶以外の金属類収集開始	g/人・日		0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.3	-0.3	-0.4	-0.4	-0.4	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	＝不燃ごみ×13.5%(含有率)×40%(実施率)
【16】		排出抑制	g/人・日		0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.3	-0.3	-0.3	-0.4	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	4.4g/人・日[H33]の減量目標
【17】			g/人・日	58.5	57.7	56.7	56.1	55.2	54.6	54.0	53.4	52.7	52.2	51.7	51.2	50.4	50.1	49.7	49.4	＝Σ(【10】～【16】)
【18】			t/年	304	301	298	296	293	291	288	286	283	281	279	277	273	272	270	269	＝【17】×【1】×365日/10^6
【19】		粗大ごみ	g/人・日	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	＝(28)
【20】		排出抑制	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	1.0g/人・日[H33]の減量目標
【21】			g/人・日	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	＝Σ(【19】～【20】)
【22】			t/年	39	39	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	＝【21】×【1】×365日/10^6
【23】	リサイクル資源	空き缶	g/人・日	6.9	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	6.0	＝(10)
【24】		収集拡大分	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	＝-【11】
【25】			g/人・日	6.9	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4	6.4	6.3	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.1	＝Σ(【23】～【24】)
【26】			t/年	36	36	35	35	34	34	34	34	34	34	34	34	34	33	33	33	＝【25】×【1】×365日/10^6
【27】		缶以外の金属類	g/人・日		0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	＝-【15】
【28】			t/年		0	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	＝【27】×【1】×365日/10^6
【29】		空きビン	g/人・日	15.2	15.0	14.8	14.6	14.5	14.3	14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	＝(12)
【30】		収集拡大分	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	＝-【12】
【31】			g/人・日	15.2	15.0	14.8	14.6	14.6	14.4	14.3	14.2	14.0	13.9	18.0	13.7	13.7	13.6	13.5	13.4	＝Σ(【29】～【30】)
【32】			t/年	79	78	78	77	77	77	76	76	75	75	97	74	74	74	73	73	＝【31】×【1】×365日/10^6
【33】		紙パック	g/人・日	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	＝(14)
【34】		収集拡大分	g/人・日		0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	＝-【3】
【35】			g/人・日	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	＝Σ(【33】～【34】)
【36】			t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	9	9	9	9	＝【35】×【1】×365日/10^6
【37】		ペットボトル	g/人・日	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	＝(16)
【38】		収集拡大分	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	＝-【13】
【39】			g/人・日	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	＝Σ(【37】～【38】)
【40】			t/年	29	29	29	30	30	30	29	29	30	30	30	29	29	29	29	29	＝【39】×【1】×365日/10^6
【41】		食品トレー	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	＝(18)
【42】			t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	＝【41】×【1】×365日/10^6
【43】		容器包装プラスチック	g/人・日	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.5	＝(20)
【44】		収集拡大分	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	＝-(【4】＋【14】)
【45】			g/人・日	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	＝Σ(【43】～【44】)
【46】			t/年	36	36	36	36	36	36	36	36	37	37	37	37	37	37	37	36	＝【45】×【1】×365日/10^6
【47】		古紙類	g/人・日	56.9	56.7	56.5	56.3	56.1	55.9	55.7	55.5	55.3	55.1	54.9	54.7	54.5	54.3	54.2	54.0	＝(22)
【48】		収集拡大分	g/人・日		0.4	0.8	1.2	1.6	2.0	2.4	2.8	3.3	3.7	4.1	4.5	6.1	6.1	6.1	6.1	＝-【5】
【49】			g/人・日	56.9	57.1	57.3	57.5	57.7	57.9	58.1	58.3	58.6	58.8	59.0	59.2	60.6	60.4	60.3	60.1	＝Σ(【47】～【48】)
【50】			t/年	295	298	301	303	306	308	310	312	315	316	318	320	328	328	327	327	＝【49】×【1】×365日/10^6
【51】		布類	g/人・日	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	＝(24)
【52】		収集拡大分	g/人・日		0.2	0.3	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.8	2.5	2.5	2.5	2.5	＝-【6】
【53】			g/人・日	1.3	1.5	1.6	1.8	2.0	2.1	2.3	2.5	2.6	2.8	3.0	3.0	3.7	3.7	3.7	3.7	＝Σ(【51】～【52】)
【54】			t/年	7	8	8	9	11	11	12	13	14	15	16	16	20	20	20	20	＝【53】×【1】×365日/10^6
【55】		計	g/人・日	94.8	94.9	94.8	94.9	95.2	95.2	95.3	95.5	96.1	96.3	100.7	96.4	98.6	98.2	98.0	97.6	＝【25】＋【27】＋【31】＋【35】＋【39】＋【41】＋【45】＋【49】＋【53】
【56】			t/年	492	495	498	501	505	507	508	512	518	520	545	523	537	536	534	533	＝【26】＋【28】＋【32】＋【36】＋【40】＋【42】＋【46】＋【50】＋【54】
【57】		計	g/人・日	707.7	704.0	700.2	696.8	693.4	689.9	686.7	683.5	680.2	677.1	678.2	670.8	666.5	663.9	661.4	658.9	＝【8】＋【17】＋【21】＋【55】
【58】			t/年	3,672	3,676	3,677	3,678	3,677	3,672	3,666	3,662	3,656	3,642	3,662	3,629	3,613	3,604	3,591	3,585	＝【9】＋【18】＋【22】＋【56】
【59】	拠点回収	乾電池	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	＝(32)
【60】			t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	＝【59】×【1】×365日/10^6
【61】	集団回収	古紙類	g/人・日	28.9	28.8	28.7	28.6	28.5	28.4	28.3	28.2	28.1	28.0	27.9	27.8	27.7	27.6	27.5	27.4	＝(34)
【62】			t/年	150	150	151	151	151	151	151	151	151	150	151	150	150	150	149	149	＝【61】×【1】×365日/10^6
【63】		布類	g/人・日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	＝(36)
【64】			t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	＝【63】×【1】×365日/10^6
【65】		計	g/人・日	29.7	29.6	29.5	29.4	29.3	29.2	29.1	29.0	28.9	28.8	28.7	28.6	28.5	28.4	28.3	28.2	＝【61】＋【63】
【66】			t/年	154	154	155	155	155	155	155	155	155	154	155	154	154	154	153	153	＝【62】＋【64】
【67】	事業系ごみ	可燃ごみ	t/日	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	＝(40)
【68】		排出抑制	t/日		-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-0.3	-0.4	-0.4	-0.5	-0.5	-0.6	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	1.5t/日[H36]の減量目標
【69】			t/日	5.8	5.7	5.7	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.0	5.0	5.0	5.0	＝Σ(【67】～【68】)
【70】			t/年	2,117	2,081	2,081	2,044	2,044	2,008	2,008	1,971	1,971	1,935	1,935	1,898	1,825	1,825	1,825	1,825	＝【69】×365日
【71】		北部市場分	t/日	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	＝(42)
【72】			t/年	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	＝【71】×365日
【73】		新規出店分	t/日	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	＝(44)
【74】			t/年	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	＝【73】×365日
【75】		計	t/日	12.2	12.1	12.1	12.0	12.0	11.9	11.9	11.8	11.8	11.7	11.7	11.6	11.4	11.4	11.4	11.4	＝【69】＋【71】＋【73】＋【75】
【76】			t/年	4,454.0	4,418.0	4,418.0	4,381.0	4,381.0	4,345.0	4,345.0	4,308.0	4,308.0	4,272.0	4,272.0	4,235.0	4,162.0	4,162.0	4,162.0	4,162.0	＝【70】＋【72】＋【74】＋【76】
【77】	総計		t/年	8,283	8,251	8,253	8,217	8,216	8,175	8,169	8,128	8,122	8,071	8,092	8,021	7,932	7,923	7,909	7,903	＝【58】＋【60】＋【66】＋【76】

７．家庭系ごみにおける減量化量

家庭系ごみにおける具体的な取り組み例とその効果を、表 7-1 に示す。なお、それぞれの取組みによる削減可能量を試算し、目標達成に必要な実施率を算出する。

資源化による削減後のごみ量原単位 574g/人･日の排出量から 6g/人･日減量するには、表 7-1 に示した各種取組みによる削減量 181g/人･日のうち、3.3%を実施すれば達成可能である。

削減量 6g/人･日＝各種取組みによる減量 181g/人･日×実施率 3.3%

表 7-1　収集ごみの減量化量

（単位：ｇ/人･日）

取り組み例		H20発生量	減量化目標 ①	取組みによる削減可能量 ②	実施率（%） ③=①÷②×100
可燃ごみ	ア．生ごみの水切り	549	6	17	3.3
	イ．紙袋・包装紙を断る			59	
	ウ．衣類の長期利用			27	
	エ．詰め替え製品の利用促進等			70	
不燃ごみ	ア．金属製品、小型電化製品等の長期利用	60		7	
粗大ごみ	ア．家具、電化製品、自転車等の長期利用	5		1	
合　　計		614		181	

※実施率とは、減量化目標を減量化量の計で割った数値で、上記の取り組みを 3.3%実施した場合に目標達成される。

【算定根拠】

①　家庭系可燃ごみ

ア．生ごみの水切りをする。

水切りネットの生ごみを絞ると約 10%の減量できると言われている。

可燃ごみにおける厨芥類の割合は 30.2%［H17：湿ベース］である。これを水切りにより 10%の減量を目指すと、17ｇ/人･日の排出抑制が図れる。

〔算定根拠〕

549ｇ/人･日［H20：可燃ごみ量(実績)］×30.2%×10%＝**17ｇ/人･日**

イ．紙袋・包装紙を断る。

紙製容器包装の消費量は、各種統計データから推算すれば、表 7-2 に示すとおり **59ｇ/人･日**となる。これらの紙製容器包装について、マイバック持参に努め、紙袋使用の削減を図る。また、過剰包装の自粛や、簡易包装に努め、包装紙の使用の削減を図る等、紙製容器包装の適正化を図る。

表 7-2　紙製容器包装の消費量

項　　目	単位	数　値	備　　考
①国の総人口	千人	127,692	人口推計年報（総務省統計局）
②包装用紙出荷量	千ｔ	969	資料：日本製紙連合会
③紙器用板紙出荷量	千ｔ	1,766	資料：日本製紙連合会
④紙製容器包装出荷量	千ｔ	2,735	＝②＋③
⑤1人1日紙製容器包装消費量	ｇ/人･日	59	＝④×10^6÷①÷365日

ウ．衣類の長期使用を図る。

可燃ごみに混入する繊維類を、可燃ごみ量の５％とすれば、以下に示す試算より 27ｇ/人･日となる。これらの繊維類について、フリーマーケットやバザーの利用により、使わなくなった衣類の販売や、知人への譲渡、タオルを雑巾にするなどのリフォームの取り組みを推進する。

〔算定根拠〕

繊維類の量＝可燃ごみ量×可燃ごみ中の繊維混入率

＝549ｇ/人･日［H20 可燃ごみ量（実績）］×５％

＝**27ｇ/人･日**

エ．詰め替え製品の利用、レジ袋を断る。

その他プラスチック製容器包装の消費量を、各種統計データから推算すれば、表 7-3 に示すとおり **70ｇ/人･日**となる。これらのその他プラスチック製容器包装について、シャンプー等のプラスチックボトルを詰め替え製品を利用する。また、マイバック持参に努め、レジ袋使用の削減を行い、容器包装の適正化を図る。

表 7-3　プラスチック製容器包装の消費量

項　　目	単位	数　値	備　　考
①国の総人口	千人	127,692	人口推計年報（総務省統計局）
②ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装出荷数量	千ｔ	3,820	資料：(社)日本包装技術協会
③ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ生産量	千ｔ	556	資料：ＰＥＴボトルリサイクル推進協議会
④その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装出荷量	千ｔ	3,264	＝②－③
⑤1人1日その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装出荷量	ｇ/人･日	70	＝④×10^6÷①÷365日

② 家庭系不燃ごみ

ア．金属製品、小型電化製品等を手入れや修理等により、長期使用する。

不燃ごみは、金属製品、小型電化製品等であり、これを手入れや修理等により、廃棄するまでの期間を 1.2 倍に延長した場合（５年しか使わなかったものを６年使う）、1 日当たりの平均廃棄量は約 83％（１/1.2）まで減量されることとなる。これにより **７ｇ/人･日**（＝60ｇ/人･日［H20：不燃物量（実績）］×17％）の排出抑制が図れる。

③ 家庭系粗大ごみ

ア．家具、電化製品、自転車等を手入れや修理等により、長期使用する。

粗大ごみは、家具、電化製品、自転車等であり、これを手入れや修理等により、廃棄するまでの期間を 1.2 倍に延長した場合､1 日当たりの平均廃棄量は約 83％（＝１/1.2）まで減量されることとなる。これにより **１ｇ/人･日**（＝5ｇ/人･日［H20：粗大ごみ量（実績）］×17％）の排出抑制が図れる。

８．有料化についての効果、課題等

〔国の基本方針〕

平成 17 年５月 26 日に改正された『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』においては、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び町民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」とされている。

〔効　果〕

・減量効果

ごみ排出量の減量化に有効な手段であるが、有料化直後には減量効果が認められるものの、その後、徐々に増加する「リバウンド」により、持続的な効果が期待できないケースもある。

・町民のごみ減量意識の高揚

ごみを排出することに料金が必要となり、町民のごみ減量に対する意識の高揚が図れる。

・ごみ減量にかかる負担の公平化

処理手数料（従量制）を徴収することにより、ごみ減量に努力した人が、その分報われる。

・その他

他の施策（分別の拡大、集団資源ごみ回収への参加、過剰包装の拒否等）と同時実施することで、町民のごみに関する意識を高め、継続的に減量効果を得られている事例も存在している。

〔(社)全国都市清掃会議アンケートによる実施状況〕

ごみの処理を有料化している市町村の割合は、家庭系ごみ 42%（有効回答数 1,270 市町村中 533 市町村)、粗大ごみ 58.0%（710 市町村)、事業系ごみ 70.0%（888 市町村）である。家庭系ごみは、人口規模の小さい市町村ほど有料化の割合が高くなり、事業系ごみについては、人口規模が大きい市町村ほど有料化の割合が高くなっている。

〔課　題〕

・町民合意

現在、処理経費が一般財源で賄われているため、町民にとっては負担の増加として受け止められる恐れがある。

・不法投棄

有料化に伴い、不法投棄の増加が心配される。

表９－１　処理形態別人口の推計及び構成比率

年度	行政区域内人口 ① （人）	下水道人口 ② （人）	差 ③＝①-② （人）	し尿 人口 ④ （人）	し尿 比率 ⑨＝④÷⑧	単独処理浄化槽 人口 ⑤ （人）	単独処理浄化槽 比率 ⑩＝⑤÷⑧	合併処理浄化槽 人口 ⑥ （人）	合併処理浄化槽 比率 ⑪＝⑥÷⑧	自家処理 人口 ⑦ （人）	自家処理 比率 ⑫＝⑦÷⑧	計 ⑧＝④＋⑤＋⑥＋⑦ （人）
平成11	13,203	0	13,203	2,554	—	6,118	—	4,531	—	0	—	13,203
平成12	13,227	0	13,227	2,248	—	6,120	—	4,859	—	0	—	13,227
平成13	13,304	0	13,304	2,029	—	6,012	—	5,263	—	0	—	13,304
平成14	13,522	0	13,522	1,869	—	6,019	—	5,634	—	0	—	13,522
平成15	13,720	0	13,720	1,713	—	6,007	—	6,000	—	0	—	13,720
平成16	13,610	0	13,610	1,533	—	5,847	—	6,230	—	0	—	13,610
平成17	13,749	0	13,749	1,395	—	5,787	—	6,567	—	0	—	13,749
平成18	13,972	0	13,972	1,244	—	5,756	—	6,972	—	0	—	13,972
平成19	14,163	0	14,163	1,190	—	7,322	—	5,651	—	0	—	14,163
平成20	14,441	1,048	13,393	268	—	7,246	—	5,879	—	0	—	13,393
平成21	14,226	1,215	13,011	552	0.041123	6,137	0.457200	6,734	0.501677	0	0.000000	13,423
平成22	14,311	2,069	12,242	466	0.034478	6,139	0.454202	6,911	0.511320	0	0.000000	13,516
平成23	14,388	2,917	11,471	392	0.028779	6,141	0.450848	7,088	0.520373	0	0.000000	13,621
平成24	14,459	3,763	10,696	331	0.024094	6,142	0.447081	7,265	0.528825	0	0.000000	13,738
平成25	14,523	4,618	9,905	279	0.020121	6,144	0.443098	7,443	0.536781	0	0.000000	13,866
平成26	14,580	5,464	9,116	235	0.016785	6,146	0.438969	7,620	0.544246	0	0.000000	14,001
平成27	14,631	6,312	8,319	198	0.014000	6,148	0.434703	7,797	0.551297	0	0.000000	14,143
平成28	14,677	7,166	7,511	167	0.011685	6,150	0.430311	7,975	0.558004	0	0.000000	14,292
平成29	14,718	7,717	7,001	141	0.009761	6,152	0.425891	8,152	0.564348	0	0.000000	14,445
平成30	14,725	8,268	6,457	119	0.008150	6,154	0.421449	8,329	0.570401	0	0.000000	14,602
平成31	14,786	8,819	5,967	100	0.006774	6,156	0.417017	8,506	0.576209	0	0.000000	14,762
平成32	14,814	9,370	5,444	84	0.005628	6,158	0.412569	8,684	0.581803	0	0.000000	14,926
平成33	14,838	9,921	4,917	71	0.004704	6,160	0.408163	8,861	0.587133	0	0.000000	15,092
平成34	14,860	10,472	4,388	60	0.003932	6,162	0.403801	9,038	0.592267	0	0.000000	15,260
平成35	14,867	11,022	3,845	51	0.003305	6,164	0.399482	9,215	0.597213	0	0.000000	15,430
平成36	14,894	11,572	3,322	43	0.002756	6,166	0.395206	9,393	0.602038	0	0.000000	15,602

表９－２　処理形態別人口推計結果

（人）

年度	行政区域内人口 ①	下水道人口 ②	し尿収集人口 ③×⑨	単独処理浄化槽人口 ③×⑩	合併処理浄化槽人口 ③×⑪	自家処理人口 ⑦
平成11	13,203	0	2,554	6,118	4,531	0
平成12	13,227	0	2,248	6,120	4,859	0
平成13	13,304	0	2,029	6,012	5,263	0
平成14	13,522	0	1,869	6,019	5,634	0
平成15	13,720	0	1,713	6,007	6,000	0
平成16	13,610	0	1,533	5,847	6,230	0
平成17	13,749	0	1,395	5,787	6,567	0
平成18	13,972	0	1,244	5,756	6,972	0
平成19	14,163	0	1,190	7,322	5,651	0
平成20	14,441	1,048	268	7,246	5,879	0
平成21	14,226	1,215	535	5,949	6,527	0
平成22	14,311	2,069	422	5,560	6,260	0
平成23	14,388	2,917	330	5,172	5,969	0
平成24	14,459	3,763	258	4,782	5,656	0
平成25	14,523	4,618	199	4,389	5,317	0
平成26	14,580	5,464	153	4,002	4,961	0
平成27	14,631	6,312	116	3,616	4,587	0
平成28	14,677	7,166	88	3,232	4,191	0
平成29	14,718	7,717	68	2,982	3,951	0
平成30	14,725	8,268	53	2,721	3,683	0
平成31	14,786	8,819	40	2,488	3,439	0
平成32	14,814	9,370	31	2,246	3,167	0
平成33	14,838	9,921	23	2,007	2,887	0
平成34	14,860	10,472	17	1,772	2,599	0
平成35	14,867	11,022	13	1,536	2,296	0
平成36	14,894	11,572	9	1,313	2,000	0

図９－１　人口動態の推移

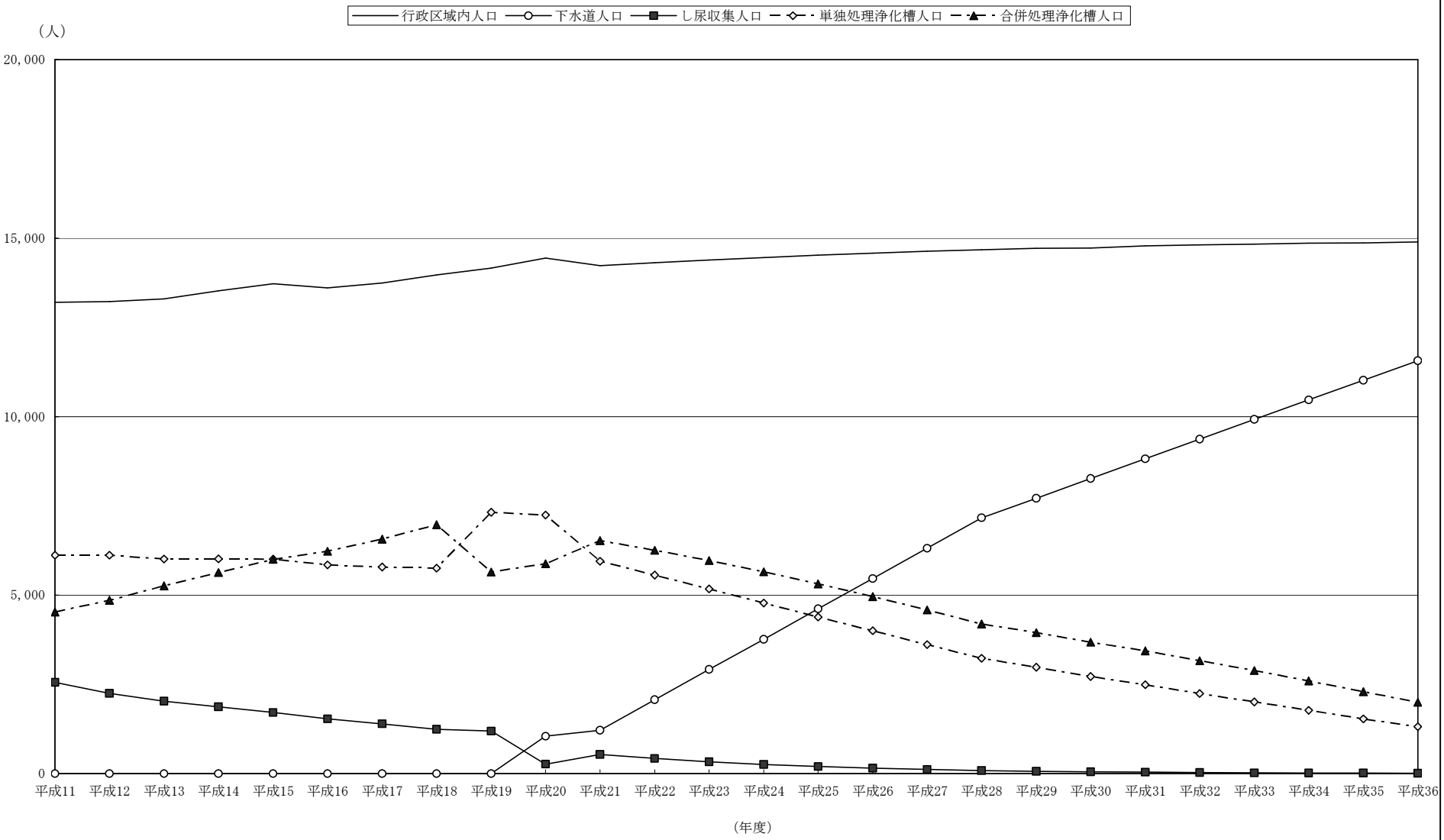
行政区域内人口
下水道人口
し尿収集人口
単独処理浄化槽人口
合併処理浄化槽人口
（人）
20,000
15,000
10,000
5,000
0
平成11
平成12
平成13
平成14
平成15
平成16
平成17
平成18
平成19
平成20
平成21
平成22
平成23
平成24
平成25
平成26
平成27
平成28
平成29
平成30
平成31
平成32
平成33
平成34
平成35
平成36
（年度）

表９－３　し尿・汚泥収集量等実績調べ

区分		年度別														
		平成 13					平成 14					平成 15				
計画収集人口等	計画収集人口（人）	7,750　人					7,148　人					3,649　人				
	単独処理し尿浄化槽人口（人）	60,430　人					49,816　人					51,821　人				
	合併処理し尿浄化槽人口（人）	25,497　人					21,773　人					22,685　人				
	内訳	し尿量（kℓ/日）	単独汚泥量（kℓ/日）	合併汚泥量（kℓ/日）	計（kℓ/日）	１日収集量（kℓ/日）	し尿量（kℓ/日）	単独汚泥量（kℓ/日）	合併汚泥量（kℓ/日）	計（kℓ/日）	１日収集量（kℓ/日）	し尿量（kℓ/日）	単独汚泥量（kℓ/日）	合併汚泥量（kℓ/日）	計（kℓ/日）	１日収集量（kℓ/日）
各月別要収集量実績	４月	425.91	1,767.92	827.27	3,021.10	100.7	388.02	2,055.76	666.47	3,110.25	103.7	377.13	2,088.45	718.48	3,184.06	106.1
	５月	413.49	1,723.99	815.09	2,952.57	95.2	381.37	1,905.88	637.50	2,924.75	94.3	354.47	1,865.83	657.56	2,877.86	92.8
	６月	430.17	1,841.09	879.53	3,150.79	105.0	351.87	2,037.56	677.92	3,067.35	102.2	348.31	2,137.81	788.25	3,274.37	109.1
	７月	413.33	1,652.85	807.94	2,874.12	92.7	399.86	1,795.75	615.64	2,811.25	90.7	361.18	1,879.46	689.04	2,929.68	94.5
	８月	415.13	1,794.60	854.07	3,063.80	98.8	352.68	2,035.23	699.84	3,087.75	99.6	354.22	1,944.76	672.91	2,971.89	95.9
	９月	372.20	1,820.75	853.98	3,046.93	101.6	303.73	1,693.94	546.56	2,544.23	84.8	343.76	1,924.90	683.76	2,952.42	98.4
	10月	366.17	1,881.72	879.05	3,126.94	100.9	370.84	2,176.20	697.41	3,244.45	104.7	350.13	2,187.86	904.82	3,442.81	111.1
	11月	378.97	1,974.07	931.27	3,284.31	109.5	360.02	2,089.80	682.67	3,132.49	104.4	309.10	1,918.72	730.16	2,957.98	98.6
	12月	458.68	1,917.69	929.92	3,306.29	106.7	420.88	2,045.29	690.55	3,156.72	101.8	424.35	2,064.53	789.93	3,278.81	105.8
	１月	358.42	1,757.23	849.28	2,964.93	95.6	338.10	1,939.72	659.31	2,937.13	94.7	314.80	1,874.56	654.85	2,844.21	91.7
	２月	367.10	1,642.87	708.04	2,718.01	97.1	343.90	1,922.34	631.80	2,898.04	103.5	346.00	1,791.35	636.36	2,773.71	95.6
	３月	369.65	1,957.70	939.08	3,266.43	105.4	375.04	1,980.57	651.55	3,007.16	97.0	367.92	2,102.15	804.28	3,274.35	105.6
	計	4,769.22	21,732.49	10,274.51	36,776.22	100.8	4,386.31	23,678.05	7,857.21	35,921.57	98.4	4,251.37	23,780.38	8,730.40	36,762.15	100.4
	１日平均収集量（計／３６５日）	13.1	59.5	28.1			12.0	64.9	21.5			11.6	65.0	23.9		
年度別実績原単位	１人１日平均排出量（し　尿）	1.69　ℓ／人／日					1.68　ℓ／人／日					3.18　ℓ／人／日				
	１人１日平均排出量（単独汚泥）	0.99					1.30					1.25				
	１人１日平均排出量（合併汚泥）	1.10					0.99					1.05				
	月最大変動係数	1.09					1.06					1.11				

平均実績原単位	
１人１日平均排出量（し尿）	2.18 ℓ／人／日
１人１日平均排出量（単独汚泥）	1.18 ℓ／人／日
１人１日平均排出量（合併汚泥）	1.05 ℓ／人／日
月最大変動係数	1.09

平均実績原単位算出根拠

し尿

(1.69+1.68+3.18)/3=　2.18 ℓ／人／日

単独汚泥

(0.99+1.30+1.25)/3=　1.18 ℓ／人／日

合併汚泥

(1.10+0.99+1.05)/3=　1.05 ℓ／人／日

月最大変動係数

(1.09+1.06+1.11)/3=　1.09

記入要領

１．原則として過去３年間の月別のし尿収集量の実績を記入するものとし、過去３年間に特に異常年がある場合には（例えば災害等）その年は除外し別の年（直近）の実績を記入すること。
　なお、月別実績が明らかでない場合は、この表については記入する必要ない。

２．１日当りの収集量（kl/日）は、各月のし尿収集量とし尿浄化槽汚泥収集量の和　(Kl/日）をその月の日数で除して求める。（小数点第2位四捨五入）。なお、１日平均収集量については365（日）で除して求めること。

３．年度別実績原単位、平均実績原単位及び月最大変動係数については小数点以下第３位四捨五入とする。

表９－４　計画処理量の推計

計画１人１日平均排出量

し　　尿	3.83 ℓ/人/日
単独処理	1.01 ℓ/人/日
合併処理	1.27 ℓ/人/日
計画月最大変動係数	1.29

（kℓ／日）

年　度	し尿収集量	浄化槽汚泥量			計	計画処理量
		単独処理	合併処理	小　計		
平成18	2.2	5.0	9.7	14.7	16.9	
平成19	2.1	8.2	6.0	14.2	16.3	
平成20	2.1	7.6	7.9	15.5	17.6	
平成21	2.0	6.0	8.3	14.3	16.3	21.0
平成22	1.6	5.6	9.3	14.9	16.5	21.3
平成23	1.3	5.2	8.9	14.1	15.4	19.9
平成24	1.0	4.8	8.5	13.3	14.3	18.4
平成25	0.8	4.4	8.1	12.5	13.3	17.2
平成26	0.6	4.0	7.6	11.6	12.2	15.7
平成27	0.4	3.7	7.1	10.8	11.2	14.4
平成28	0.3	3.3	6.6	9.9	10.2	13.2
平成29	0.3	3.0	6.3	9.3	9.6	12.4
平成30	0.2	2.7	6.0	8.7	8.9	11.5
平成31	0.2	2.5	5.7	8.2	8.4	10.8
平成32	0.1	2.3	5.3	7.6	7.7	9.9
平成33	0.1	2.0	5.0	7.0	7.1	9.2
平成34	0.1	1.8	4.6	6.4	6.5	8.4
平成35	0.0	1.6	4.2	5.8	5.8	7.5
平成36	0.0	1.3	3.8	5.1	5.1	6.6

※平成15～17年度実績値は空港汚泥分を除く

図９－２　処理量の推移

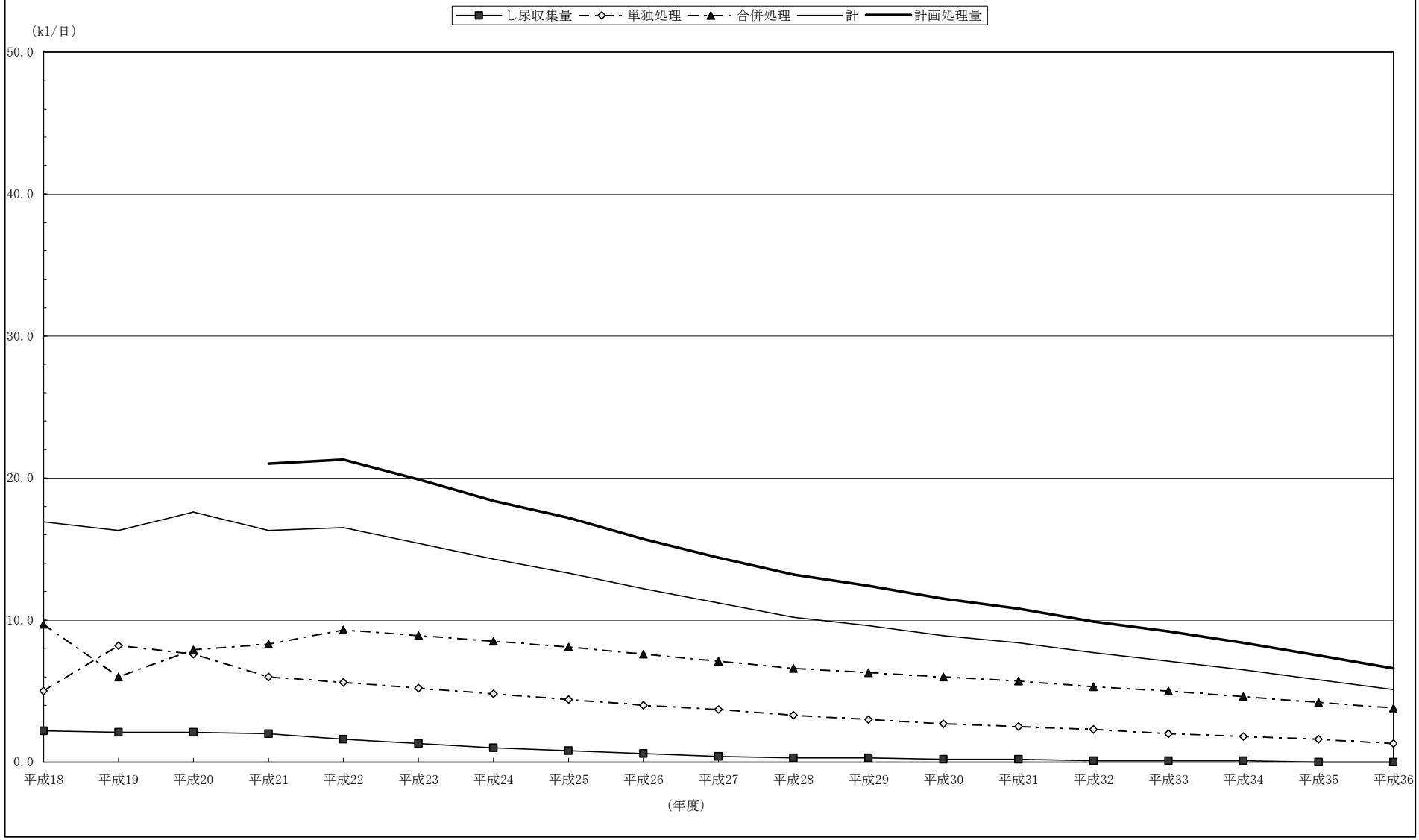
し尿収集量
単独処理
合併処理
計
計画処理量
(kl/日)
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
平成18
平成19
平成20
平成21
平成22
平成23
平成24
平成25
平成26
平成27
平成28
平成29
平成30
平成31
平成32
平成33
平成34
平成35
平成36
(年度)

豊山町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	氏　　名	選　　出　　区　　分
会　長	安　藤　茂　市	学識経験者
副会長	石　黒　俊　彦	元ごみ懇談会会員
委　員	鈴　木　征　美	住民団体の代表者（みのり会会長）
〃	岩　井　三弥子	住民団体の代表者（みのり会）
〃	安　藤　むつ子	住民団体の代表者（みのり会）
〃	星　野　幹　子	住民団体の代表者（女性の会）
〃	柴　田　　勇	事業者団体の代表者（商工会事務局長）
〃	京　増　　明	事業者団体の代表者（名古屋空港ビルディング㈱）
〃	森　　正　明	事業者団体の代表者（Ａコープ店長）
〃	伊　藤　政　子	県地域環境保全委員

一　般　廃　棄　物　処　理　基　本　計　画

平成２２年３月発行

経済建設部　経済環境課　環境保全係

豊山町役場
〒480-0292　豊山町大字豊場字新栄 260 番地
電　話　0568－28－0916